

第 1 号

(9 月 3 日)

議 事 日 程

平成30年 9月 3日
午前 9時30分 開会
長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 8号 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 報告第 9号 議員派遣報告
- 日程第 5 報告第10号 株式会社長門牧場第13期（第52回）決算について
- 日程第 6 報告第11号 株式会社長門牧場第14期（第53回）事業計画について
- 日程第 7 発議第 3号 長和町決算特別委員会の設置について
- 日程第 8 長和町決算特別委員会の委員の選任について
- 日程第 9 長和町決算特別委員会の正副委員長の互選結果報告について
- 日程第10 報告第12号 平成29年度長和町学校教育振興基金の運用報告について
(町長提出)
- 日程第11 報告第13号 平成29年度長和町交通安全対策基金の運用報告について
(町長提出)
- 日程第12 報告第14号 平成29年度長和町共済等促進基金の運用報告について
(町長提出)
- 日程第13 報告第15号 平成29年度長和町地域福祉基金の運用報告について
(町長提出)
- 日程第14 報告第16号 平成29年度長和町福祉医療費資金貸付基金の運用報告について
て
(町長提出)
- 日程第15 報告第17号 平成29年度長和町奨学基金の運用報告について
(町長提出)
- 日程第16 報告第18号 平成29年度長和町国民健康保険事業基金の運用報告について
(町長提出)
- 日程第17 報告第19号 平成29年度長和町国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用報告について
(町長提出)
- 日程第18 報告第20号 平成29年度長和町振興公社振興基金の運用報告について

- (町長提出)
- 日程第 1 9 議案第 5 2 号 平成 2 9 年度長和町一般会計決算の認定について
(町長提出)
- 日程第 2 0 議案第 5 3 号 平成 2 9 年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）決算の
認定について
(町長提出)
- 日程第 2 1 議案第 5 4 号 平成 2 9 年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計決算
の認定について
(町長提出)
- 日程第 2 2 議案第 5 5 号 平成 2 9 年度長和町後期高齢者医療特別会計決算の認定につい
て
(町長提出)
- 日程第 2 3 議案第 5 6 号 平成 2 9 年度長和町介護保険特別会計決算の認定について
(町長提出)
- 日程第 2 4 議案第 5 7 号 平成 2 9 年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計決算
の認定について
(町長提出)
- 日程第 2 5 議案第 5 8 号 平成 2 9 年度長和町特定環境保全公共下水道事業特別会計決算
の認定について
(町長提出)
- 日程第 2 6 議案第 5 9 号 平成 2 9 年度長和町簡易排水施設特別会計決算の認定について
(町長提出)
- 日程第 2 7 議案第 6 0 号 平成 2 9 年度長和町観光施設事業特別会計決算の認定について
(町長提出)
- 日程第 2 8 議案第 6 1 号 平成 2 9 年度長和町和田財産区特別会計決算の認定について
(町長提出)
- 日程第 2 9 議案第 6 2 号 平成 2 9 年度長和町上水道事業会計決算の認定について
(町長提出)
- 日程第 3 0 決算審査報告
- 日程第 3 1 報告第 2 1 号 平成 2 9 年度健全化判断比率について
(町長提出)
- 日程第 3 2 報告第 2 2 号 平成 2 9 年度資金不足比率について
(町長提出)
- 日程第 3 3 平成 2 9 年度健全化判断比率及び平成 2 9 年度資金不足比率の審査報告

- 日程第 3 4 議案第 6 3 号 長和町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出)
- 日程第 3 5 議案第 6 4 号 長和町農業委員会の委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出)
- 日程第 3 6 議案第 6 5 号 長和町農地利用最適化推進委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出)
- 日程第 3 7 議案第 6 6 号 平成 3 0 年度長和町一般会計補正予算 (第 2 号) について
(町長提出)
- 日程第 3 8 議案第 6 7 号 平成 3 0 年度長和町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 1 号) について
(町長提出)
- 日程第 3 9 議案第 6 8 号 平成 3 0 年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について
(町長提出)
- 日程第 4 0 議案第 6 9 号 平成 3 0 年度長和町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
(町長提出)
- 日程第 4 1 議案第 7 0 号 平成 3 0 年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算 (第 1 号) について
(町長提出)
- 日程第 4 2 議案第 7 1 号 平成 3 0 年度長和町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
(町長提出)
- 日程第 4 3 議案第 7 2 号 平成 3 0 年度長和町簡易排水施設特別会計補正予算 (第 1 号) について
(町長提出)
- 日程第 4 4 議案第 7 3 号 平成 3 0 年度長和町観光施設事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
(町長提出)
- 日程第 4 5 議案第 7 4 号 平成 3 0 年度長和町和田財産区特別会計補正予算 (第 1 号) について
(町長提出)

日程第 4 6 議案第 7 5 号 平成 3 0 年度長和町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について

（町長提出）

日程第 4 7 議案第 7 6 号 長和町過疎地域自立促進計画の変更について

（町長提出）

日程第 4 8 委員会付託について

散 会

平成30年長和町議会9月定例会（第1号）

平成30年9月3日 午前 9時30分開会

出席議員（10名）

1番	佐藤恵一	議員	2番	渡辺久人	議員
3番	田福光規	議員	4番	森田公明	議員
5番	宮沢清治	議員	6番	伊藤栄雄	議員
7番	柳澤貞司	議員	8番	小川純夫	議員
9番	羽田公夫	議員	10番	田村孝浩	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	辰野登志男	君	総務課長	小林文江	君
企画財政課長	金山睦夫	君	建設水道課長	長井剛	君
建設水道課専門幹	龍野正広	君	こども健康推進課長	藤田仁史	君
町民福祉課長	藤田孝	君	情報広報課長兼会計管理者	山浦純一	君
産業振興課長	藤田健司	君	教育課長	宮阪和幸	君
総務課長補佐	小林義明	君	代表監査委員	名倉俊城	君

議会事務局出席者

事務局長	城内秀樹	君	議会事務局書記	宮澤志緒	君
------	------	---	---------	------	---

◎開会の宣告

○議長（田村孝浩君） おはようございます。

定数、定刻ともに至りましたので、平成30年9月長和町議会第3回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田村孝浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名について、会議規則第127条の規定に基づき、議長において、2番、渡辺久人議員、6番、伊藤栄雄議員の両議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（田村孝浩君） 続いて、日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。

会期につきましては、8月21日開催の議会運営委員会において、別紙のとおり決定いたしましたので、議会事務局長より報告をいたします。

城内事務局長。

○事務局長（城内秀樹君） おはようございます。それでは、議会の日程を申し上げます。

お手元の議案書の1ページをごらんください。

8月21日に開催されました議会運営委員会で会期が決定いたしました。

本日、9月定例会の開会となります。

9月7日、一般質問が5名の議員の方からございます。

9月10日、11日に決算特別委員会を、12日に総務経済常任委員会を、13日に社会文教常任委員会をそれぞれ開催をいたします。

9月20日、議会の再開、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会という運びになっております。

会期18日間となりますが、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（田村孝浩君） ただいまの報告のとおり、本定例会の会期を本日9月3日から9月20日までの18日とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から9月20日までの18

日間と決定をいたしました。

○議長（田村孝浩君）　ここで報告いたします。

本定例会に提出されました案件は、報告第8号から第22号までの15件、発議第3号　長和町決算特別委員会の設置案1件、議案第52号から62号までの平成29年度決算認定案11件、議案第63号から65号までの条例案3件、議案第66号から75号までの平成30年度補正予算案10件、議案第76号　長和町過疎地域自立促進計画の変更についての件、1件、合計41件であります。

これより会議に入ります。

◎日程第3　報告第8号　例月出納検査結果報告

○議長（田村孝浩君）　日程第3　報告第8号　例月出納検査結果について、名倉俊城代表監査委員から報告を求めます。

名倉代表監査委員。

○代表監査委員（名倉俊城君）　皆さん、おはようございます。

例月出納検査の結果を報告させていただきます。議案書につきましては、3ページ目をお開きいただきたいと思っております。

報告第8号

平成30年9月3日

長和町長　羽田健一郎様

長和町議会議長　田村孝浩様

長和町監査委員　名倉俊城

〃　柳澤貞司

例月出納検査結果報告（平成30年度7月分）

去る8月27日、7月分の例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては、以降のページ、御参照いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（田村孝浩君）　報告を終わります。

◎日程第4　報告第9号　議員派遣報告

○議長（田村孝浩君）　次に、日程第4　報告第9号　議員派遣報告について、議員派遣については、私から報告をいたします。

お手元の議案書の4－2ページに記載してありますとおり、7月20日に長野県町村議会議

員研修会が伊那市において開催され出席をいたしました。内容につきましては、ここに記載してあるとおりでございます。御参加いただき、御苦労さまでした。

◎日程第5 報告第10号 株式会社長門牧場第13期（第52回）決算について

◎日程第6 報告第11号 株式会社長門牧場第14期（第53回）事業計画について

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第5 報告第10号及び日程第6 報告第11号は関連がありますので、一括して議題とします。

報告第10号 株式会社長門牧場第13期決算について及び報告第11号 株式会社長門牧場第14期事業計画について報告を求めます。

藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） それでは、私のほうから御報告を申し上げたいと存じます。議案書の5—1ページをお願いいたします。

報告第10号 株式会社長門牧場第13期、牧場発足からは通算で52期目となります、平成29年3月1日から平成30年2月28日までの決算につきまして、地方自治法関係の規定によりまして御報告申し上げます。

5—2ページと5—3ページ、営業の概況をお願い申し上げます。

（1）売上高でございますけれども、平成29年度につきましては、前年度と比べ3,300万円ほど増加いたしました。

酪農部門の売上高につきましては、生乳販売が10月の台風によりますところの停電、搾乳頭数の減少によりまして減収となりましたけれども、子牛販売高が高値で推移しているために増加をいたしまして、生乳の内部取引も含めた売上高につきましては200万円の増加となったわけでございます。

レストラン・売店での売上高につきましては、連休やお盆における天候の関係から、前年度に比べて46万円減少いたしました。

また、売り上げ、卸売等の販売につきましては、カタログ販売によりますアイスクリームなどの商品が好調であったことから、前年度に比べまして1,800万円増加いたしました。

（2）の営業利益・当期純利益でございますけれども、酪農部門につきましては、海外での大雨による収穫量の減少から穀物相場が上昇したために、購入飼料代が前年度比で400万円増加しました。人件費の増加もあり、経常収益は約2,300万円の損失となっております。

乳業部門につきましては、レストハウスがほぼ横ばい、ソフトクリームが増加、卸売が好調となっておりますけれども、経費面では雇用環境が厳しく、退職社員の交代要員も含めまして、前年度比で約600万円増加となりましたけれども、経常収益につきましては3,500万円で、前年比700万円増加いたしております。

その結果、会社全体の当期純利益でございますが、前年度と比べまして約100万円増加して約300万円の赤字決算となりました。

次ページの会社の概況から5-13ページ、監査役の報告までにつきましては、それぞれ御確認をお願いできればと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書の6-1ページでございます。報告第11号 株式会社長門牧場第14期事業計画につきまして御報告を申し上げます。

6-2ページの後半からとなりますけれども、平成29年度から酪農部門で取り組んでおりました畜産・酪農収益強化整備等特別対策事業によりまして、搾乳ロボットを導入し、少ない人数で効果的な飼育管理を行うための施設の建設工事が本年5月に完了いたしております。これによりまして、保育からふん尿処理までの全てを1カ所に集中させ、作業の効率化、人件費の削減を図り、酪農部門の収支の改善を図ってまいります。

また、老朽化したアイスクリーム製造設備の更新、既存チーズの増産、カマンベールチーズの製造施設の増設、冷凍庫の集約や出荷設備の整備によりまして供給能力の向上、安全安心な乳製品の製造体制を整備し、売り上げ並びに利益の拡大を図るために乳製品加工施設設備の更新工事、冷凍庫出荷作業室、事務所建設のための設計及び工事にも着手してございます。

また、建設中でございました15メガワットのメガソーラーが1月に完成し、発電が開始されてございます。メガソーラーの地代収入につきましては、長門牧場が酪農経営を営むための施設・設備の更新に活用し、将来にわたりまして健全経営を行うべく、その体質強化を図ってまいるとの方針でございます。

今後、より一層、長和町の農業そして観光の拠点として、町内外から一層親しまれる牧場として努めてまいるのでございますので、御支援等よろしくお願い申し上げます。

報告につきましては、以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 報告を終わります。

◎日程第7 発議第3号 長和町決算特別委員会の設置について

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第7 発議第3号 長和町決算特別委員会の設置についてを上程いたします。

上程されました議案について、提出者から提案理由の説明を求めます。

柳澤貞司議員。

○7番（柳澤貞司君） 発議第3号 長和町決算特別委員会の設置について御説明をいたします。

議案書の7-2ページをごらんください。

最初に、名称でございますけれども、長和町決算特別委員会。

設置の根拠でございますが、地方自治法第109条及び委員会条例5条でございます。

目的でございますけれども、平成29年度長和町一般会計決算を審査するためでございます。
委員の定数でございますけれども、8人でございます。議長、監査委員を除きました8名で
ございます。

活動期間でございますけれども、平成29年度長和町一般会計決算の審査終了までとなっております。
おります。

以上でございます。御賛同賜りますようお願いをいたします。

○議長（田村孝浩君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。日程第7 発議第3号は、会議規則第39条第3項の規定により
委員会への付託を省略し、本日審議をし、即決といたしたいと存じます。これに御異議ござい
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、日程第7 発議第3号は、本日、即決とすること
に決定をいたしました。

日程第7 発議第3号 長和町決算特別委員会の設置についてを議題とし、審議に付します。
本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより発議第3号を採決いたします。

発議第3号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。発議第3号は原案のとおり可決されました。

よって、平成29年度長和町一般会計決算につきましては、ただいま設置した決算特別委員
会において審査することとなりました。

◎日程第8 長和町決算特別委員会の委員の選任について

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第8 長和町決算特別委員会の委員の選任についてを議題
といたします。

特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が議
会に諮って指名いたします。

それでは、事務局長より読み上げます。

城内事務局長。

○事務局長（城内秀樹君） それでは、議案書の8ページをごらんいただきたいと思います。

長和町決算特別委員会の委員のお名前を読み上げます。

羽田公夫議員、小川純夫議員、伊藤栄雄議員、宮沢清治議員、森田公明議員、田福光規議員、渡辺久人議員、佐藤恵一議員、以上でございます。

○議長（田村孝浩君） お諮りいたします。ただいまの朗読のとおり、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 異議なしと認め、特別委員会の委員をただいまの朗読のとおり指名をいたします。

ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

休 憩 午前 9時47分

再 開 午前 9時48分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第9 長和町決算特別委員会の正副委員長の互選結果報告について

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第9 長和町決算特別委員会の正副委員長の互選結果について、互選された結果を事務局長より読み上げます。

城内事務局長。

○事務局長（城内秀樹君） それでは、お手元にお配りしました互選結果報告に基づきまして、報告させていただきます。

決算特別委員会委員長、羽田公夫議員、副委員長、宮沢清治議員、以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 特別委員会の正副委員長の互選結果の報告が終わります。

◎日程第10 報告第12号 平成29年度長和町学校教育振興基金の運用報告について

（町長提出）

◎日程第11 報告第13号 平成29年度長和町交通安全対策基金の運用報告について

（町長提出）

◎日程第12 報告第14号 平成29年度長和町共済等促進基金の運用報告について

（町長提出）

◎日程第13 報告第15号 平成29年度長和町地域福祉基金の運用報告について

(町長提出)

◎日程第14 報告第16号 平成29年度長和町福祉医療費資金貸付基金の運用報告について

(町長提出)

◎日程第15 報告第17号 平成29年度長和町奨学基金の運用報告について

(町長提出)

◎日程第16 報告第18号 平成29年度長和町国民健康保険事業基金の運用報告について

(町長提出)

◎日程第17 報告第19号 平成29年度長和町国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用報告について

(町長提出)

◎日程第18 報告第20号 平成29年度長和町振興公社振興基金の運用報告について

(町長提出)

◎日程第19 議案第52号 平成29年度長和町一般会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第20 議案第53号 平成29年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)決算の認定について

(町長提出)

◎日程第21 議案第54号 平成29年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第22 議案第55号 平成29年度長和町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第23 議案第56号 平成29年度長和町介護保険特別会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第24 議案第57号 平成29年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第25 議案第58号 平成29年度長和町特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第26 議案第59号 平成29長和町簡易排水施設特別会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第27 議案第60号 平成29年度長和町観光施設事業特別会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第28 議案第61号 平成29年度長和町和田財産区特別会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第29 議案第62号 平成29年度長和町上水道事業会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第30 決算審査報告

◎日程第31 報告第21号 平成29年度健全化判断比率について

(町長提出)

◎日程第32 報告第22号 平成29年度資金不足比率について

(町長提出)

◎日程第33 平成29年度健全化判断比率及び平成29年度資金不足比率の審査報告

◎日程第34 議案第63号 長和町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

◎日程第35 議案第64号 長和町農業委員会の委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

◎日程第36 議案第65号 長和町農地利用最適化推進委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

◎日程第37 議案第66号 平成30年度長和町一般会計補正予算(第2号)について

(町長提出)

◎日程第38 議案第67号 平成30年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について

(町長提出)

◎日程第 3 9 議案第 6 8 号 平成 3 0 年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について

◎日程第 4 0 議案第 6 9 号 平成 3 0 年度長和町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について

(町長提出)

◎日程第 4 1 議案第 7 0 号 平成 3 0 年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第 1 号)について

(町長提出)

◎日程第 4 2 議案第 7 1 号 平成 3 0 年度長和町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)について

(町長提出)

◎日程第 4 3 議案第 7 2 号 平成 3 0 年度長和町簡易排水施設特別会計補正予算(第 1 号)について

(町長提出)

◎日程第 4 4 議案第 7 3 号 平成 3 0 年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第 1 号)について

(町長提出)

◎日程第 4 5 議案第 7 4 号 平成 3 0 年度長和町和田財産区特別会計補正予算(第 1 号)について

(町長提出)

◎日程第 4 6 議案第 7 5 号 平成 3 0 年度長和町上水道事業会計補正予算(第 1 号)について

(町長提出)

◎日程第 4 7 議案第 7 6 号 長和町過疎地域自立促進計画の変更について

(町長提出)

○議長(田村孝浩君) 次に、日程第 1 0 報告第 1 2 号 平成 2 9 年度長和町学校教育振興基金の運用報告についてから、日程第 4 7 長和町過疎地域自立促進計画の変更についてまでを一括して上程いたします。

全議案について、町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長(羽田健一郎君) 皆さん、おはようございます。

ことは、例年になく、梅雨明けが早い上に猛暑日が続くなど、非常に長く暑い夏でしたが、ようやく暑さも一段落し、朝夕涼しくなってきました。実りの秋を迎えまして、稲穂もこ

うべを垂れ、徐々に黄金色へと色を変え始めております。

本日ここに長和町議会9月定例会を招集いたしましたところ、大変お忙しい中、議員各位の出席を賜り、開会できますことに心より感謝を申し上げる次第であります。

さて、平成30年7月豪雨では、西日本を中心に甚大な被害に見舞われました。220名を超える亡くなられた方、また被災された多くの方々に、改めてお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願うものであります。

ことは、長和町においても局地的な豪雨などにより、7月15日には1時間100ミリの降雨が観測され、記録的短時間大雨情報が発表されました。

また、土砂災害警報情報は7月、8月で7回発表され、その都度、消防団とともに情報収集や現場の確認を行い、必要に応じて、災害対策本部、災害警戒本部を立ち上げ、警戒や対応に当たってまいりました。これらの豪雨による被害ですが、幸いにして人的被害はありませんでした。

また、一部の地域で停電や一部国道や林道などで土砂崩落や倒木があったものの、消防団を初めとする関係機関等に速やかに対応していただき、復旧いたしました。地域の皆様にも自主的に御対応、御足労をいただくなど、御支援、御協力をいただきました。この場をおかりいたしまして、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

7月28日から8月5日の9日間、青少年海外派遣交流事業が実施され、長和町青少年黒耀石大使の高校生8名がイギリスのセットフォードなどへ行ってまいりました。

今回の訪英の主な目的は、グライムスグレイブスで開催されたフrintフェスティバルでの石器づくりワークショップのほか、町として初めてとなりますホームステイの実施でありました。

石器づくりワークショップは、エンシェントハウスミュージアムティーンエイジヒストリークラブの高校生と協力して行いました。当日は雨が降ったりしてあいにくの天気となりましたが、約80名の参加者があり充実したワークショップとなりました。

また、ホームステイにつきましては、イギリスの一般家庭の暮らしを直に体験することができ、いずれの家庭においても、温かなもてなしを受けたようであります。

ホームステイを通じ、大使の皆さんは数多くのことを得たのではないかと考えております。この貴重な体験をこれからの人生の中で生かしていくとともに、将来の長和町の国際交流の中心的な人材となられるよう期待をしております。

変わりました、8月5日に行われました長野県知事選挙では、現職の阿部守一氏が再選を果たしました。私も阿部知事につきましては、1期目からの支持者の一人ではありますが、今回の選挙におきましても、選対本部長として、微力ではありますが応援をさせていただきました。

阿部知事には、本日が3期目の初登庁ということで、3期目の県政のかじ取りが始まるわけですが、県民の幸せと安心安全のために、引き続き大いに活躍をしていただくよう期待すると

ころであります。

本議会は、平成29年度決算について認定をいただく議会ではありますが、平成29年度の各事業の実績をもとに、所信の一端を述べさせていただきたいと存じます。

まず、総務課に関係する部分では、ことし4月1日現在の職員数は94名であります。昨年度の92名から2名増となりましたが、合併時に比べ27名の減となっており、職員人件費の抑制に取り組んでおります。

公共交通の確保につきましては、特に子供たちや高齢者の皆さんの移動手段の確保に努めておりますが、交通弱者が利用しやすい公共交通網の構築に向け、公共交通審議会での検討が始まりました。

また、危機管理の関係では、消防団員の確保のため、定年制から定数制への条例改正を行いました。

また、平成26年度から組織化の取り組みを始めた自主防災組織は、8つの地区で組織を立ち上げていただいております。今後も積極的に推進をする中で、住民の災害に対する意識向上を図ってまいります。

町税の関係であります。平成29年度の税収額は7億1,300万円となっております。また、収納率の点では、全体で97.9%と前年度より0.3ポイントアップしており、滞納の解消が進んでいると考えております。

次に、企画財政課に関係する部分ですが、町の平成29年度一般会計決算額は、およそ64億円でありまして、実質収支で7,000万円余りの黒字決算となりました。しかしながら、これは地方交付税などの減少に対応するため、5億円を超える財政調整基金などの取り崩しを行って事業の実施に充てた結果であり、決算積み立てと合わせて、全体でおよそ5,200万円の基金積み立てを行っておりますが、2年連続で基金の減少となっている現状であります。引き続き、普通交付税の一本算定に伴う減少が見込まれる中で、大変厳しい財政運営が続くと思われま。

和田青原区に整備いたしました田舎暮らし体験住宅につきましては、この地域の魅力を肌で感じてもらい、移住につなげていくことが重要であると考えております。

体験住宅や空き家バンク制度を充実させ、移住者を呼び込み、町営住宅の適切な管理や宅地分譲によって定住者の増加を図り、人口減少に歯どめをかけてまいりたいと考えております。

このほか、長期総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業の推進を図って、長和町の活性化に努めてまいりたいと考えております。

次に、情報広報課の関係では、委託経費の削減と手続等の標準化を目的に発足いたしました、14町村によるシステム共同化利用は、株式会社BSNアイネットに委託をし業務を進めております。国のセキュリティー強化対策や、県のセキュリティークラウドへの接続など、情報インフラの整備に伴いまして、町では、対応する職員一人一人のスキルアップを目指して講習

会等を開催をしております。

また、昨年は新たに情報館の非常用自家発電機設置工事を実施をし、停電の際も即時に電源の確保が可能となりました。これにより非常時にも町民の皆さんに安定した情報提供が行えるようになりました。

次に、町民福祉課に関係する部分ですが、窓口係としては、個人の身分を公証する戸籍事務、住民の居住関係の公証等となる住民基本台帳事務、個人番号制度導入による個人番号カード発行事務等、常に適正な事務処理に努めております。

そのほかに町民福祉課の各係におきましては、高齢者、障害者、その家族からの相談や各種事業を初め、住民皆様の生活に直接かかわる各種事業を実施することにより、住みなれた地域、長和町で安心安全に生活できるよう努めております。

今後も社会情勢の変化や地域課題を把握しながら、各種事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、こども健康推進課に関係する部分ですが、統合したながと保育園につきましては、4年目を迎え、29年度末では114名の園児が元気に園生活を送っております。

また、子育て支援センター専用の広場、遊具、あずまやの設置などの環境整備事業が完了し、小さなお子様から保護者まで大変好評でございます。平成29年度の利用状況を見ますと、前年度とほぼ同数であり、大勢の皆様のご利用をいただいております。

健康づくり関係では、老朽化した和田診療所及び和田歯科診療所を旧和田庁舎1階へ移転するための改修工事を行いました。両診療所とも、この4月から整った環境の中で診療を始めております。地域の皆様におかれましては、身近な診療所として、ぜひ御利用をいただければと思っております。

次に、産業振興課でございますが、道の駅並びに地域の拠点となり得る大型農畜産物直売所を整備することとし、道の駅エリア活性化推進委員会を立ち上げ、同活性化事業基本計画を策定し、事業実施に向けた準備を始めました。

また、千曲川ワインバレー特区の一員として、長和町においてもワイン関連事業に取り組むこととし、一昨年4月に黒耀ワインぶどうプロジェクト委員会を立ち上げ、継続して事業に取り組んでおります。

商工観光関係では、7月に第7回目となった美ヶ原トレイルラン大会を開催をいたしました。前年と同様、約1,400名ほどのエントリーがありました。また、8月には、同じく第7回目となるウイスキー&ビアキャンプをブランシュたかやまスキーリゾートで開催し、これも昨年と同様以上のイベントとなりました。

今後も町のPRにつなげていけるよう、関係する各所・機関などと緊密に連絡・連携・協力し、イベント事業を盛り上げていきたいと思っております。

次に、建設水道課に関係する部分ですが、平成29年度では、国の交付金事業である社会資

本整備総合交付金事業により、繰越事業を含め道路改良や舗装打ちかえなど8事業を実施したほか、町単独工事でも、道路の舗装修繕や水路改修工事を順次進めたところであります。

また、昨年10月22日から23日未明にかけて発生した台風21号の豪雨による災害復旧工事では、国庫補助事業で3カ所、単独事業で20カ所の工事を実施をいたしました。今後は、引き続き、道路施設の点検及び修繕を計画的に進めるとともに補助事業の有効活用による道路整備を図ってまいりたいと考えております。

このほかに水道では、9つの簡易水道事業を統合し、地方公営企業法の適用を受ける企業会計に移行をいたしました。

また、別荘関係については、学者村別荘地の管理費の平準化を初めとした改正に取り組むとともに、台風21号の倒木被害には、古町、長久保の両財産区の協力を得ながら復旧作業を行ってまいりました。

次に、教育課に関する部分ですが、まず、中学校の関係で、平成29年度に和田中学校と依田窪南部中学校とが統合し、新生依田窪南部中学校として発足をし1年が経過をいたしました。統合後も生徒同士は落ちついた様子で、毎日の生活を明るく送ることができたようであります。

文化財の関係では、星糞峠黒耀石原産地遺跡跡内に整備を予定しております野外展示施設の建設に向け、平成29年度から設計業務に着手をしました。本事業につきましては、2020年度までの4年間の継続事業として実施をさせていただきます。

以上、平成29年度における各課の実施事業の実績をもとに述べさせていただきました。

続きまして、平成29年度決算における町の財政指標について説明させていただきます。

初めに、経常収支比率ですが、29年度では91.8%となり、前年度が91.0%でしたので0.8ポイント増加をいたしました。

次に、健全化判断比率の関係であります。これは4つの指標であります、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率にかかわるものであります。

まず、実質赤字比率、連結赤字比率につきましては、赤字でないため健全となっております。

次に、実質公債費比率であります。今回は10.0%となり、前年度の9.5%から0.5ポイント増加をいたしました。また、将来負担比率につきましては27.2%となり、前年度の18.1%から9.1ポイント増加をいたしました。

実質公債費比率、将来負担比率ともに、前年度と比較して上がっておりますが、財政健全化をはかる基準を下回っておりますので、平成29年度決算における財政健全化の状況は全て健全な状況であると言えます。

最後に、資金不足比率であります。これは公営企業の経営状況の深刻度を示すものですが、当町の公営企業会計では、資金不足はないという結果となりました。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、本議会に報告案件として提出をさせていただきます。後ほど担当課長より説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

げます。

それでは次に、今議会に提案をさせていただきました、条例改正案3件、補正予算案10件につきまして、順次説明をさせていただきます。

最初に、条例にかかわる案件であります。議案第63号 長和町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

国の個人情報保護法等の改正に伴い、これに準拠した条例改正をお願いするものであります。内容につきましては、個人情報の定義を明確にし、あわせて、特に配慮を要する人種、信条、病歴などの要配慮個人情報として定義をしたものであります。

次に、議案第64号 長和町農業委員会の委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第65号 長和町農地利用最適化推進委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

来年4月に農業委員と農地利用最適化推進委員を新たに選出するに当たり、遊休荒廃地の発生防止、解消などを目指して、農業委員等の人員の見直しをする必要があり定数を変更するものであります。

次に、本9月定例会に提案させていただきました補正予算関係の議案について、順次説明を申し上げます。

最初に、議案第66号 平成30年度一般会計補正予算（第2号）につきまして、主な内容を説明をさせていただきます。

歳出につきましては、総務費においては、特定個人情報等の情報管理やケーブルテレビ放送事業にかかわる経費のほか、長和町別荘地マスタープラン策定にかかわる観光施設事業特別会計への繰出金及び和田支所改修事業の実施設計完了に伴う工事に向けました補正を計上させていただきました。

民生費におきましては、介護保険特別会計への繰出金のほか、児童館運営事業にかかわる備品の購入経費や利用児童の増加による臨時職員の増員にかかわる経費を、衛生費においては、汚泥再生処理施設にかかわる備品の購入経費のほか、各種事業の実績に伴う補正を計上をさせていただきました。

農林水産業費においては、中山間地域直接支払事業、環境保全型農業直接支払事業、市民農園管理運営事業、それぞれにかかわる経費のほか、地区要望等による水路の改修工事や有害鳥獣駆除対策にかかわる補正も計上をさせていただいております。

土木費におきましては、道路改良工事や地区要望等による修繕にかかわる経費を計上をさせていただいたほか、消防費においては、水位計センサー交換にかかわる経費を、教育費においては、小学校の学力向上を目指した教材の購入経費のほか、大門地区と和田地区の歴史的景観形成にかかわる補助金の補正を計上をさせていただきました。このほかには、次年度建設予定の公民館建設にかかわる経費も計上をさせていただいております。

災害復旧費につきましては、7月の豪雨による土木施設、農業施設等の災害復旧にかかわる経費を計上をさせていただきました。これらのほかに、この4月の人事異動に伴う人件費の補正も計上をさせていただいております。

次に、歳入につきまして、主な内容を説明させていただきます。

歳入につきましては、歳出の補正予算で計上させていただきました各事業の財源にかかわる補正が主なものとなっておりますが、その他の補正予算の主なものについて説明をさせていただきます。

最初に県補助金であります。各事業の補助額が確定となりましたので補正を計上させていただきました。

また、ケーブルテレビ伝送路更新工事、社会資本整備総合交付金事業による道路改良工事及び橋梁長寿命化修繕事業につきまして、それぞれの事業費の変更がありました。これに伴い町債の増額により対応していく予定であるため、これにかかわる町債の補正も計上をさせていただいております。

また、普通交付税の交付額の確定を受け、地方交付税の増額補正を計上するとともに、財政調整基金繰入金の減額補正を計上をさせていただいたほか、平成29年度決算に伴う繰越金にかかわる補正も計上をさせていただいております。

以上、一般会計で7,800万円の増額をお願いするものであり、補正後の予算総額は59億9,000万円であります。

続きまして、議案第67号 平成30年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）から、議案第75号 平成30年度長和町上水道事業会計補正予算（第1号）までの特別会計等の補正予算について御説明を申し上げます。

これらの補正予算につきましては、平成29年度決算に伴う繰越金及び人件費の補正が主なものとなっております。

繰越金及び人件費以外の主なものとしたしましては、国民健康保険特別会計におきましては、国民健康保険の制度改正に伴う補正等を、後期高齢者医療特別会計におきましては、歳入として前年度の実績による保険料還付金の補正を、介護保険特別会計におきましては、人件費の増額に伴い一般会計からの繰入金及び給付費軽減基金からの繰入金を増額する補正等をそれぞれ計上をさせていただいております。

観光施設事業特別会計におきましては、長和町別荘地マスタープラン策定にかかわる経費と一般会計からの繰入金、そのほか別荘管理にかかわる備品等の補正を、上水道事業会計におきましては、水道管等の修繕にかかわる備品の購入経費の補正を計上をさせていただいております。

最後に、議案第76号長和町過疎地域自立促進計画の変更についてであります。現計画に大型農畜産物直売所を拠点とした道の駅エリア活性化事業等の新たな事業の追加と各種事業の

進捗に伴う変更を行う必要が生じたため、計画の一部変更するため議会の議決をお願いするものであります。

以上、本定例会に提案させていただきました議案について、概要を説明させていただきました。

詳細につきましては、御審議の際、それぞれ担当者より説明を申し上げますので、原案を御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（田村孝浩君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

ただいま10時18分です。10時30分まで休憩といたします。

休 憩 午前10時18分

再 開 午前10時30分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

会計管理者より平成29年度長和町一般会計及び特別会計の決算の概要の説明を求めます。山浦会計管理者。

○会計管理者（山浦純一君） おはようございます。

それでは、お手元の議案書の10—1ページからでございますが、平成29年度の会計決算につきまして概略を御説明申し上げます。

初めに、10—2ページをお願いいたします。全ての会計について歳入歳出を一覧にまとめてございます。

まず、一般会計につきましては、総務費、衛生費、災害復旧費は減少したものの、民生費、農林水産業費、商工費、土木費の増額によりまして、前年度と比較し、歳入歳出ともに、増額となりました。

次に、和田財産区を含めました、特別会計をごらんいただければと思いますが、後期高齢者医療、介護保険、特定環境保全公共下水道事業、また、和田財産区は増加をしております。

一方水道特別会計が企業会計に移行したため、実績はゼロとなりました。結果一般会計、特別会計につきましては、町全体で約88億4,000万円ほどの決算規模となっております。

続きまして、10—3、10—4ページでございます。

一般会計にかかわる歳入歳出でございます。

初めに、10—3ページの歳入ですが、町税につきましては、7億1,325万円ほどになりました。構成比は11.2%でございます。

次に、9番目の地方交付税ですが28億5,051万6,000円になりまして、構成比が44.6%と歳入の中では一番大きなウエートを占めております。

次に、13の国庫支出金ですが、昨年と比べまして1億1,200万円ほどの増額となりました。主な増額の理由は、右側の備考欄を見ていただきますと、有機性廃棄物リサイクル推進

施設建設事業国庫補助金と社会資本整備総合交付金によるものが、主な要因となっております。

次に、17の繰入金でございますが、財政調整基金への繰入金と、保健センター空調設備事業並びに体育館の整備事業への公共施設整備基金繰り入れが増額の主な要因となっております。

また、20番の町債でございますが、先ほどの有機性廃棄物リサイクル推進施設建設事業のほか、和田地区の医療施設整備事業に充てられております。

続きまして、10—4ページの歳出でございます。前年と比較し増額になりました。主な増額でございますが、4の衛生費では、し尿処理施設建設工事と和田地区医療施設整備工事に係る増額が主な要因でございます。

また、5の農林水産業費では、畜産・酪農収益力強化整備対策事業による増額でございます。

7の土木費の関係では、国庫補助事業を取り込む道路改良工事により増額となりました。

その他の事業、記につきましても、それぞれの備考欄でございますとおり、増減が理由というところでございます。

全体の執行状況では、約63億1,361万円弱でございますが、C欄の翌年度繰越額7,857万3,600円でございます。この対象は衛生費、農林水産業、土木費、教育費、災害復旧費の繰り越しが主なものとなっております。

なお、不用額が7,917万円ほどですが、この不用額には、次年度への繰越金も含めた不用額となっておりますので、御承知をお願いをしたいと思います。

続きまして、10—5、10—6ページが特別会計にかかわります収入状況と執行状況でございます。それぞれごらんいただければと思いますが、収入済み額におきましては、前年比が総額で約14.4%ほどの減額となりました。

10—6ページの執行状況ですが、前年に比べまして12.2%の減額となりました。結果、歳出における不用額1億8,287万1,000円となりました。

続きまして、10—7ページでございます。決算積立額の一覧表になります。表の一番下になりますけれども、地方自治法233条の基金積立額の関係になります。一般会計が3,600万円、国民健康保険が3,000万円、観光施設特別会計が700万円の決算積み立てを行ってまいります。

なお、表中の長久保・古町財産区と中学校会計につきましては、参考として添付をさせていただきます。

次に、10—8ページへまいりまして、収入未済額の関係でございます。

まず、上段の一般会計分でございますが、1の町税から始まりまして、分担金及び負担金、使用料及び手数料、諸収入を合わせまして、29年度のトータルでは1,860万円ほどでございます。対前年度比では、84.7%と15.3%の改善が見てとれます。

また、不納欠損額は212万ほどで、前年が207万円ほどでしたので、比較しますとほぼ横ばいの状況となりました。

続きまして、下段の表の特別会計でございます。

2の国保会計から14の観光施設特別会計まで、29年度のトータルでは、1億8,872万円ほどの収入未済額となっております。

続いて、10—9ページの町税の収入状況表でございます。町民税、固定資産税、軽自動車税たばこ税に分けまして、金額と収入率をお示ししてございますが、一番下の合計欄では、現年分、滞納分、合わせまして、29年度の収入率は97.8%、それから、右側の28年度は97.6%ということで2ポイントの上昇となりました。

また、次の10—10ページですが、国民健康保険税と介護保険料の収入状況でございます。

まず、国民健康保険税につきましては、合計で、合計の欄の現年分と滞納分とを合わせた29年度の収入率は91.4%でした。前年度は89.4%でしたので、2ポイントの収入率の向上となりました。

また、介護保険の収入率では、29年度は98.4%、前年度は98.5%でございます、1ポイント下がる結果となっております。

次に、10—11ページの年度末基金の動向になります。

初めに、一般会計の基金でございますが、繰入等取崩が行われました基金について御説明申し上げますと、1番の財政調整基金では、前年度と比較し、積み立てと取り崩しを行いまして、1億7,598万円ほどの減少となりました。主に病院組合の負担金と交付税の減少が主な要因となっております。

次に、4番の有線放送施設改善基金につきましては、情報館の非常用自家発電設置事業で積み立てと取り崩しとございまして、1,151万円ほどの減少となりました。

また、6番の公共施設整備基金では、保健センターの空調設備工事と町民体育館の整備事業関係合わせまして、1億1,1331万円ほどの減少でございました。

そして、16番になりますけれども、ふるさと創生基金につきましては、振興公社へ、スキー場関連で5,981万4,000円の減少となっております。

次に、28番のふるさと納税基金は、取り崩しと積み立てを行いまして、92万1,000円ほどふえております。

また、37番の振興公社基金につきましては、現在1億円を全額貸し付けておりますので、昨年に引き続きまして現在高はゼロとなっております。

その他の基金におきましても、実質と積み立ての変動がございますが、それぞれにつきましては、ごらんの表のとおりとなっております。

結果、平成29年度末の一般会計基金残高の合計は46億807万3,343円となりました。

続きまして、特別会計の動向でございます。

初めに、国保事業基金ですが、今後の保険給付の急増に備えまして、4,000万円の積み

立てを行いました。

また、観光施設会計につきましては、証書が2本ございますけれども、学者村の管理運営に資するために積み立て取り崩しを行いまして、合計で6,535万円ほどの残高でございます。

また、次の介護保険につきましても、保険給付の増額に備えまして、積立金をふやしまして、残高は5,825万円ほどになりました。

最後に和田財産区につきましても積み立てを行いまして、基金残高は5,999万円ほどとなっております。

以上、雑駁ではございますが、決算概要の説明をさせていただきます。

○議長（田村孝浩君） 次に、建設水道課長より平成29年度長和町公営企業会計の決算の概要説明を求めます。

長井建設水道課長。

○建設水道課長（長井 剛君） 続きまして、事業会計でございます。上水道事業会計につきまして、概要を私のほうから御説明をさせていただきます。

皆さん御存じのとおり、水道特別会計は平成29年4月から地方公営企業法の適用を受けまず企業会計に移行いたしました。

資料につきましては、申しおくれましたが、10—12ページをごらんをいただきたいと思っております。

移行初年度だったわけでございますけれども、災害による特別損失等の影響もございまして、521万7,000円の赤字となっております。今まで行ってまいりました本管施設の更新を中心とした費用に料金が見合っていないことが、浮き彫りとなり、給水人口の減少、節水器の普及等により、料金収入は年々減少傾向にあるということに加えまして、本年度起債元利償還金がピークを迎えるということを考慮しますと、料金改定は避けられない状況となっております。

このため、当会計では、管理運営のさらなる合理化と健全化、安心安全でおいしい水の供給の実現を目的としまして、中長期的な視点で水道施設の更新や財政計画などに取り組んでいくことが必要となっております。

概要につきましては、以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 以上で、決算の概要説明を終わります。

ここで、日程第30 決算審査報告について、名倉俊城代表監査委員より報告を求めます。

名倉代表監査委員。

○代表監査委員（名倉俊城君） それでは、平成29年度の決算審査結果の報告をさせていただきます。

去る7月3日収納状況審査、それから7月12日事業現場監査、7月25日基金運用状況の審査、それから7月26日から8月1日の5日間にかけて、決算書類審査を実施いたしま

した。その結果、一般会計、特別会計、歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び証書類、公営企業会計については、決算報告書、財務諸表、決算附属書類及び証書類全て審査した結果、経理は収支とも適正であったものと認められましたので、ここに御報告申し上げます。

議案書のほうは20ページになりますが、御参照いただければと思います。

以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 報告を終わります。

次に、日程第10 報告第12号 平成29年度長和町学校教育振興基金の運用報告についてから日程第29 議案第62号 平成29年度長和町上水道事業会計決算の認定についてまでを一括して議題とします。

日程第10 報告第12号 平成29年度長和町学校教育振興基金の運用報告から日程第18 報告第20号 平成29年度長和町振興公社振興基金の運用報告についてまで、会計管理者より報告を求めます。

山浦会計管理者。

○会計管理者（山浦純一君） それでは、議案書の11—1ページからでございます。

地方自治法の241条の第5項の規定によりまして、基金の運用報告するものでございます。内容につきましては、8月27日に監査委員さんより審査をいただいております。

初めに、11—2ページの学校教育振興基金、また12—2ページの交通安全対策基金、13—2ページの共済等推進基金、14—2ページの地域福祉基金、以上の4基金に関しましては、調書において29年度中の運用をなしとして、28年度末と29年度末の基金残高は同額ということでございます。

次に、15—2ページに飛ばさせていただきます。

福祉医療費資金貸付基金の運用でございますが、こちらにつきましても、50万円の基金となっておりますけれども、29年度中の基金の貸し付けはなかったということで、50万円の残高となっております。

続きまして、16—2ページの奨学基金の1億2,000万円の運用でございますけれども、一番下の表をごらんいただきますと、決算年度中には62名の方からの回収と新たな貸し付けが19名でございました。決算年度末貸付中につきましては100名でございます。年度末の残高は、表右下にありますように2,405万2,500円の残高となっております。

次に、17—2ページの国民健康保険事業基金の運用になります。国民健康保険会計の財政調整基金的な積立金でございます。29年度中は今後予想されます、保険給付の急増に備えるために、4,000万円の増額を行いまして、年度末の現在高は8,108万3,624円となりました。

次に、18—2ページの国民健康保険の高額医療費の資金貸付基金の運用報告になります。

300万円の基金を持っておりますが、29年度中に貸し付けがございませんでしたので、残高も300万円のままでございます。

最後になりますが、長和町振興公社基金の運用報告、19—2ページになります。基金としては1億円ありましたが、27年度に振興公社へ1億円全額を、3年間の期間で貸し付けをしておりますので、現在の残高はゼロということでした。

以上、9つの基金について説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 次に、各課長より平成29年度各課の主要事業の実績について説明を求めます。

最初に総務課関係について説明を求めます。

小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） それでは、別冊でお配りをしております町政白書のほうをごらんいただきたいと思っております。

初めに、総務課でございますが、白書の4ページからになります。

初めに、総務係の関係ですが、まず職員数につきましては、下段のほうに職員数の推移を記載してございますが、先ほどの提案説明にもありましたように、30年4月1日現在94人ということで、17年10月1日の合併時の121人に比べて27人の減となっております。

続きまして、5ページのほうですが、選挙につきましては、去年は衆議院議員と町長、町議選が行われました。おととしの参議院議員選挙から投票所を統廃合いたしました。大きな混乱もなく無事執行することができました。また、同じくおととしの参議院議員選挙から選挙権年齢が引き下げられましたが、こちらは全国的に18歳、19歳の投票率が低く、引き続きこの年齢への啓発活動を行ってまいります。

6ページにまいりまして、町営バスの関係でございますが、町道において、フリー乗降を引き続き行っていくほか、公共交通審議会において、町民のニーズに合った公共交通体系の方向性を示してまいります。

それから、8ページでございますが、国際交流事業です。29年度は長和町青少年海外派遣事業の骨格が固まり、30年度に派遣する参加者8名を募集、決定し、渡英に向けた研修を開始しました。

それから、続いて10ページからの危機管理の関係でございますが、消防団員を確保するため、定年制から定数制の条例改正を行いました。30年度には第3分団詰所の建てかえを行うほか、今後新規団員の確保、団員の福利厚生について見直しを行います。

12ページですが、自主防災組織の関係ですが、29年度は自主防災組織づくりの講演会を町内4カ所で行いました。提案説明にもありまじょうに、現在8つの自主防災組織が組織され、今年度は新たに5つの組織で立ち上げに向けた準備を進めております。今後も町民への災害に対する啓発を行うとともに、積極的に組織の立ち上げを推進してまいります。

次に、13ページからの税務の関係ですが、町税の収入額が7億1,300万円ほど、前年に比較して101万円ほどの増、また徴収率全体で97.9%ということで、0.3%の増となっております。徴収率の向上に向けましては、さまざまな対策を行っておりますが、29年の4月より開始したコンビニ収納が徴収率の向上に寄与していると思われま

す。滞納対策につきましては、徴収嘱託員2名と役場職員とで町内滞納者を定期的に訪問し、臨戸徴収を行っております。さらに長野県地方税滞納整理機構への債権の移管により、大口の滞納者数、滞納者が徐々に減ってきております。

最後に20ページからの3支所についてでございますが、いずれの支所も町民にとって身近な存在として、町民の相談や住民票等の発行、財産区関連の業務を行うなど、業務も多岐にわたっております。引き続き住民目線に立ち、丁寧な対応を心がけていきます。なお、老朽化に伴う改修を定期的に進めてまいります。

以上、総務課の関係についての説明を終わります。

○議長（田村孝浩君） 次に、企画財政課関係について説明を求めます。

金山企画財政課長。

○企画財政課長（金山睦夫君） それでは、企画財政課関係、白書25ページからとなります。

まず、まちづくり政策係からでございます。移住・交流事業やインターネットの動画配信などによりまして、長和町の魅力の発信に努め、空き家バンク事業にあわせて、空き家改修費補助制度を運用して、移住定住の増加につながるよう努めてまいりました。その結果、少しずつではありますが、実績が上がってきておりますので、引き続き空き家バンクの充実に努めるとともに、完成しました田舎暮らし体験住宅を有効に活用して、移住者の増加を図ってまいりたいと考えております。

地域おこし協力隊につきましては、29年度末で4名、現在5名の隊員の皆さんにそれぞれ地域づくりと、自身の定住に向けて頑張ってもらっております。この9月末をもって2名の隊員の方が卒業となりますので、町に定住してもらえる予定にはなっておりますけれども、引き続きそれぞれの隊員の定住につながるよう、サポートをしてまいりたいと考えております。

そのほか、引き続き住民の方の自主的なまちづくり活動への補助や、各種計画等の見直し、職員の地区担当制度などを通じて計画的な行政運営とまちづくり、住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、29ページからの財政係の関係であります。29年度一般会計決算における歳出総額は63億1,300万円余りで、前年度に比べ5億1,000万円余り、8.9%の増加となりました。実質収支は7,186万1,000円の黒字決算となりましたが、歳入における地方交付税の割合が44%ということで、依然として自主財源が乏しい状況でありまして、5億円余りの基金取り崩しを行い、財政運営をしてまいりました。一方、性質別歳出では、人件費、経費などが、前年度より減額となりましたが、補助費、災害復旧費を含めた投資的経費などで、

割合が増加するとともに増額の決算となっております。

平成33年度の交付税一本算定に向けた地方交付税の減額や会計年度任用職員制度、さらには消費税のアップなどに対応するため、経常的経費のさらなる削減や事業の見直しといったことも検討をしていく必要があると考えております。

次に、33ページからの管財係の関係ですが、まず財産管理では、引き続き庁舎管理の効率化、維持管理費の縮減に努めてまいります。経年劣化した公用車につきましても計画的な更新に努めてまいります。

ふるさと納税につきましては、延べ205人の方から350万円余りの寄附がありまして、寄附金額はほぼ昨年と同額となっておりますので、当町への寄附増額に向けて研究を進めているところであります。

また、和田中学校跡地利用検討委員会を設置しまして、旧和田中学校施設の跡利用の検討を行ってまいりました。

35ページからの町営住宅の関係ですけれども、185戸あります公営、町営住宅につきまして、入退去や維持補修など適切な管理運営に努めてきたところです。今後も使用料の滞納対策も含めまして、適正な管理を行うとともに、町営住宅等長寿命計画に基づきまして、改修あるいは用途廃止といったことに取り組んでまいりたいと考えております。

最後に41ページ、まち・ひと・しごと創生係の関係ですけれども、平成27年12月に策定しました長和町人口ビジョン、長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略をにつきまして、まち総合戦略に盛り込まれた事業の検証と効果的な事業推進を図るため、評価委員会を年2回開催いたしました。

また、地方創生拠点整備交付金及び地方創生推進交付金につきまして、交付決定を受けている事業もある中で、今後も各課と連携して、適切な予算執行と国の交付金の有効活用に努めてまいります。

また、平成32年度からの次期計画の策定に向けての検討も進めてまいりたいと考えております。

以上、企画財政課の関係でした。

○議長（田村孝浩君） 次に、情報広報課関係について説明を求めます。

山浦情報広報課長。

○情報広報課長（山浦純一君） それでは、45ページからの情報広報課の関連について説明を申し上げます。

初めに、広報の関係でございますが、昨年に引き続きまして、幅広く情報の受け入れを行ってまいります。1月あたりの部数が2,800部発行しておりまして、1部当たりのページ数は平均32ページほどの広報紙となっております。広報紙の内容につきましては、広報職員の編集参加によりまして、紙面づくりに関する知識の習得を行いながら、記事の偏りが無いよ

うに町のアピールを進めてまいりたいと考えております。

続きまして46ページから47ページにあります情報広報関係でございます。この4月1日より役場内の体制見直しによりまして、担当課が総務課と情報広報課にまたがっております。現在総務省で示すガイドラインによりまして、情報セキュリティの強靱化を目指してセキュリティ体制の強化に向けて、安全なシステムの構築が求められております。

また、町の情報システム機器の整備も複雑化しておりまして、対応する専門職員の人材育成も必要になりますが、あわせまして、職員一人一人がそれに対応できるよう、講習会を受けながらスキルアップをして事務をこなしている状況でございます。

個人情報の管理や取り扱いには、特に留意をしながら、文書管理業務の共有化を進めているところでございますが、職員の意識の向上を図るために、庁内情報のセキュリティ委員会を昨年度から立ち上げまして、職員への周知を進めているところでございます。

また、現在導入するソフトウェアの関係が、更新期が来ているということでございまして、庁内の情報システム更新検討プロジェクトチームを、この9月18日に立ち上げまして検討を進めてまいります。

次に、47ページの中段から49ページになりますけれども、ケーブルテレビの関係をお願いいたします。

現在、ケーブルテレビの加入者ということで2,486件、インターネットで693の加入がございすけれども、高齢化、あと民間の光回線化ということで、加入者は減少傾向でございます。そこで、町では、テレビケーブルの民間委託と老朽化した伝送路やサーバー機の更新、また東京オリンピックに向けたスーパーハイビジョンのサービス化を進めることによりまして、減少傾向の加入者の回復に向けまして、光ケーブル化をこの30年度に実施してまいります。

この幹線1,000メートルほどございすけれども、光ケーブルの張りかえと、丸子テレビ情報館の関係機の整備工事を現在のところ1億7,800万円ほどで業務委託して、来年の1月末の完成に向けて事業を進めているところでございます。

ケーブルテレビの民営化ということでございまして、平成28年度から長和町の振興公社へ番組制作の委託を行っております。情報広報課との調整の中で、現在加入者に対しましては、安定的なサービスが行われております。

情報広報課に関する説明につきましては、以上でございます。

次に飛びまして、217ページの会計課の関係になります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

217ページですが、引き続きまして、一般会計、特別会計、財産区会計、一部事務組合関係の基金管理と運用また有価証券と守秘義務権利等の適正な管理を行ってまいりたいと思っております。

出納事務の関係では、昨年、歳入伝票で1万3,421件、また歳出伝票では2万8,82

1件の処理を行ってまいりまして、規則、法令に従いまして適正な処理を行っているとともに、全職員の周知も一緒に行っていくように努めてまいります。

また、平成29年度に開始をいたしましたコンビニ収納、MTサービスによりまして、収納率の向上につながってきている様子でございます。

一方、情報系のシステムの関係で、共同化によりまして電算からTKCに移行となったことで、操作や書式、監査資料などが以前と変わっておりまして、一時的に職員の戸惑いもありました。これからもさらに操作をしやすいシステムづくりを進めるよう強く要望して、事務の効率化、省略化を図ってまいりたいと考えております。

会計課にかかわる説明は以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 次に、町民福祉課関係について説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、町民福祉課関係をお願いいたします。

白書でいきますと、50ページから92ページが町民福祉課関係になりますのでよろしくお願いをいたします。

最初に、白書50ページからの窓口係ですが、戸籍住民基本台帳につきましては、個人の身分の公証等の基礎になることから、常に適正な事務処理に努めております。

50ページ下段から51ページにかけましては、それぞれの事務処理状況ということで、戸籍事件数、証明書交付件数等を記載してございますのでごらんください。今後も関係機関と連携をとりながら、また必要な専門知識の取得に努めながら、今までと同様に慎重かつ適正な事務を行ってまいりたいと思っております。

続きまして、53ページの国民年金でございますが、年金業務につきましては、日本年金機構、当町の管轄は小諸年金事務所にあります。日本年金機構が行いますが、町としましては各申請書等の窓口業務を担当しております。今後も制度に準じて国民年金加入漏れがないよう、国民年金事務所と連携しながら適正な事務処理と住民の皆様への情報提供に努めてまいりたいと思っております。被保険者数等は記載のとおりでございます。

続きまして、54ページの福祉係の関係でございます。少子高齢化、核家族化、それに伴う独居高齢者世帯の増加、住民同士のつながりの希薄化から地域の関心が低下する中で様々な課題を抱え、地域で支援をする人がふえておるのが現状かと思っております。このような中で、地域福祉関係者や行政が連携し、そして地域住民の皆様と協働して、地域の福祉課題について公助、自助、共助が機能するまちづくりの実現を目指してやっております。

事業とその成果ですが、障害者福祉政策につきましては、29年度が計画の最終年度であった障害者の基本計画、障害福祉計画に沿って事業を進めてまいりました。

その中で、58ページの⑨障害者自立支援給付費から60ページの①2障害者程度区分認定事業につきましては、障害者支援法に基づき実施をいたしました障害者のサービスの状況とな

っております。

また、62ページの18、ヘルプマークの配布ですが、29年度に新たに実施した事業で、外見からはわからない障害をお持ちの方がヘルプマークを身につけることにより、援助を得やすくするための目的として実施した事業でございます。

次に、64ページでございます。高齢者支援係の関係でございますけど、町の高齢化率につきましては、30年2月に初めて40%を超えております。65歳以上の人口、高齢化率等の推移につきましては、64ページにあります表を御確認いただければと思っております。

65ページからの事業とその成果ですが、高齢者支援係では、高齢者支援の最初の入り口にあります、高齢者の総合相談窓口として、高齢者やその家族等から多岐にわたる相談に対応しております。29年度の年間相談件数は2,145件で、28年度と比較しますと187件の増加となっております。

高齢者支援係に関する事業の成果につきましては、70ページまで記載をしておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

その中で、67ページ、④の地域生活支援事業、ア総合事業、1介護予防生活支援サービス事業につきましては、29年の1月より開始した事業で、29年度が初めて年間を通しての事業で、要支援1、2の方等の訪問・通所系のサービスを提供したものでございます。

特に、通所サービスにつきましては、半日程度のミニデイサービス、通称おたっしや倶楽部というふうに言っておりますけど、介護予防交流の場となっております。

また、68ページの2の一般介護予防につきましても、元気アップ教室、はつらつ運動教室を行い、介護予防を積極的に取り組み、参加者の皆様からは高い評価をいただいております、さらに事業の充実に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、72ページの生活環境係ですが、まず、生活衛生事業につきましては、空き家対策、EV充電器、犬、猫、河川水質検査等、上田広域連合関連の清浄園、依田窪斎場の事業等を実施しております。事業とその成果につきましては、73ページから76ページにかけて記載をしております。

次世代自動車充電インフラ整備としまして、29年度、長門牧場駐車場にEV充電器の設置を行っております。

次に、76ページの清掃・じんかい処理事業としましては、一般廃棄物処理関連事業、不法投棄ボランティア道路清掃、丸子クリーンセンター関連事業、生ごみ堆肥化、処理事業の事業を実施しております。事業とその成果としましては、79ページから81ページに記載をさせていただきます。

79ページの①の一般廃棄物処理ですが、ごみの分別、リサイクル等に努めているところでございますけど、29年度のごみの処理量ですけど、973トンで28年度と比較し、5トンの増加という状況でございます。再度分別方法や出し方を周知徹底し、ごみの減量化と再資源

化に努めてまいりたいと思っております。

生ごみ処理につきましては、24年度より分別処理を開始し、収集運搬、施設管理については委託事業として実施しております。29年度の収集量は80.7トンの収集を行い、生ごみ堆肥化施設において堆肥にしたものを、町民の皆様無料で配布をさせていただいております。

なお、生ごみ堆肥化処理におきましては、29年度に施設改修を行い、生ごみのほか、下水汚泥及びし尿等汚泥を一括して処理するための対策を行いました。今後も適正な施設管理に努めてまいりたいというふうに思っております。

83ページの公園に関します事業につきましては、いこいの丘公園、水明の里公園の管理、84ページからの花と緑のまちづくりにつきましては、ポケット公園等の花壇、道路、河川等の環境整備を実施してまいりました。今後も引き続き適正な管理に努めたいと思っております。詳細は83ページから86ページをごらんをいただければと思っております。

86ページからの防犯、88ページからの交通安全につきましては、90ページにわたり現状を記載しておりますのでごらんください。

防犯、交通安全につきましても、今後とも警察、防犯協会、交通安全協会、地域との連携により、安全・安心なまちづくりを目指してまいりたいというふうに思っております。

91ページの福祉企業センターに関することですが、福祉企業センターは主に就労の場として、定員30名に対しまして、29年度末現在31名、この31名につきましては、定員の1割、3名増まで利用可能となっております。29年度末現在31名の方に利用をしていただいております。取引企業につきましては、役場を含めまして、町内外15の事業所のお世話になっており、加工収入イコール利用者の賃金ということになるんですけど、加工収入につきましては1,239万7,000円で、前年度比95万4,000円の増額となっております。

福祉企業センターにつきましては、障害をお持ちの方の利用者が年々増加する中、障害者の方に対する個別支援計画を作成するなど、障害をお持ちの方への支援の充実を図ってまいっております。

今後も、常に変化する経済状況の中で、安定した仕事の確保、利用者ができる仕事の確保等は常に課題となっております。今後も引き続き利用者の立場に立った事業運営に心がけてまいりたいというふうに思っております。

続きまして、特別会計ですけど、221ページをお願いいたします。

最初に、国民健康保険特別会計でございます。29年度は、この30年4月から国民健康保険制度の改正に伴い、通常業務のほかに国民健康保険の広域化に対するための事務処理も29年度は進めてまいりました。

事業とその成果につきましては、222ページから224ページの各表をごらんください。

222ページ、①被保険者加入数の状況でございます。ごらんをいただきますようお願いいたします。

223ページからの②医療費の状況を見ますと、給付費全体での伸び率は前年度比101.69%で、5億3,600万円余となっております。

次に、226ページから227ページにかけまして、国民健康保険歯科診療所事業特別会計でございます。

29年度の患者数は940人、診療報酬は1,100万円ほどという状況でございます。患者数につきましては年々減少しておりますが、地域医療の重要な拠点として、引き続き存続できるよう、またこの4月から和田診療所と一緒に歯科診療所も旧和田庁舎に移転されましたので、今以上に地域医療への拠点として充実が図れるよう長門歯科診療所と連携を図ってまいりたいと思っております。

次に、228ページの後期高齢者医療特別会計でございます。町は保険料の徴収、各種申請書や届け出の受け付け等、広域連合への橋渡しの役割を担っておるところでございます。保険料の徴収についても非常に高い収納率を維持しており、今後も適正な事務処理に努めてまいりたいと思っております。

次に、230ページの介護保険特別会計でございます。

介護保険制度は広く浸透し、サービス充実し、高齢者の安心を支える仕組みとして定着しております。また、29年度は第6期介護保険事業計画の3年目の最終年度でございました、事業とその成果ということで、認定者数は要支援者が137人、要介護者が436人で計573人で、前年度と比較して13人の増となっております。

認定者推移につきましては、230ページ認定者一覧をごらんください。

介護保険給付費につきましては、231ページをごらんください。28年度、前年度より1,581万6,370円の減となり、総額で8億9,600万円余という状況でございます。サービス別給付費実績につきましては、一覧をごらんいただければなと思っております。

介護保険制度以来、計画サービスを中心にサービス業は急速に拡大したところでございます。年々増加している保険給付に対応するため、介護保険料も上がる中、第1号被保険者の大半が年金生活であること等から、30年度からの第7期介護保険計画では、現状の制度を据え置きとしたところでございます。

しかし、今後も介護保険特別会計が安定的運営のために、国、県に対して、さまざまな面で安定的な事業ができるよう、要望をしてまいりたいというふうに思っております。

町民福祉課は以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 次に、こども健康推進課関係について説明を求めます。

藤田こども健康推進課長。

○こども健康推進課長（藤田仁史君） それでは、よろしくお願いたします。

こども健康推進課関係でございます。白書の93ページからお願いいたします。

初めに、保育園関係でございます、ゼロ歳児から5歳児までの園児数の実績となります。年

度末における和田保育園の園児数は30人、ながと保育園の園児数が114人、合計144人の園児をお預かりいたしました。

続いて、94ページは、平成23年度から29年度までの園児数の推移でございます。前年度と比較をしまして、和田保育園では4人の減、ながと保育園は2人の減ということでございました。

95ページ、保育料につきましては、収入額が1,838万3,500円、未納額17万4,600円となりました。この未納額につきましては、保育料算定時に一部の方に前年度の数値が適用されてしまったため修正を行いました。出納閉鎖期間までに収入にならなかったもので、今年度中には納入をしていただくように対応をしているところでございます。

また、過年度分の未納額は13万4,200円となり、前年度より3万5,000円減額となっております。これにつきましては、引き続き税務係とも連携をとりながら、徴収に努めてまいります。

95ページ中段から100ページにかけては、保育時間別の利用状況、保育園の行事活動、施設の利用状況、課題、今後の対策、運営等について記載をしております。

基本保育のほかに早朝保育、夕方保育、一時保育、希望保育などの保育体制を活用いただきまして、子育てと仕事の両立やゆとりを持った子育てができるように、希望される時間に合わせて支援を進めております。

また、近年では、産休後の職場復帰により、3歳未満時の入園が増加傾向にあります。また、食物アレルギー対応食や発達支援に向け、保育士、栄養士、保健師、専門機関との連携を密にすることで、各家庭に保育の情報提供を行うとともに、家庭からの御意見をお聞きしながら幅広い支援を行っております。

次に、子育て支援関係について申し上げます。101ページからごらんいただきたいと思っております。

平成26年度に開設した子育て支援センターの環境整備も進み、多くの皆様に御利用をいただき、年々利用者もふえてまいりました。開所日に平日であるため、勤務により利用できない方のために、試験的に月に1回土曜日の午前中に開所し、利用者の利便性を図りました。親同士と子供同士、親と子が接する交流の場として、利用されている皆様に大変喜ばれております。保育料につきましては、引き続き軽減に努め、世帯の第2子は6割軽減、第3子以降は無償、ひとり親にあつては、第1子が6割軽減、第2子以降は無償とし、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めました。

平成29年度の児童手当給付の支給総額は、101ページから102ページの表の下に記載してありますとおり、7,099万5,000円となりました。

子育て支援センターの利用状況、講座等につきましては、102ページから104ページに記載のとおりですが、平成29年度利用者合計は633人で、前年に比べ21人の増となります。

した。

平成29年度では、出生時に支給をしていた祝い金を見直し、子育て支援給付金として、出生時、小学校及び中学校入学時に給付金を支給しました。

また、満2歳未満の乳幼児を養育されている方に、おむつ用ごみ袋を配布しました。

実績につきましては、105ページに記載をしておりますが、子育て応援給付金は出生が225万円、小学校におきましては123万円、中学校におきましては260万円、合計で608万円、おむつ用ごみ袋は4,105枚分を支給いたしました。

子育て支援センターの環境整備工事につきましては、106ページをごらんいただきたいと思います。

園庭の造成整備、遊具の設置、設計監理料等合計で1,379万7,108円となり、財源として合併特例債1,000万円を充当させていただきました。

最後に、健康づくり関係でございます。107ページから122ページまでとなります。

高齢者社会の中で、健康で充実した人生を送るために、自分の健康は自分でつくるという意識の向上が大切であり、子供のころから健康に対する関心を高めるために、妊娠からの子育て支援にあわせ、早い時期から健診や各種学級を通して、生活リズムや食生活の大切さについて考えながら、幅広い健康づくりに取り組んでおります。

昨年1月から12月の人口動態を見ますと、出生数が29人に対して死亡数が95人となり、自然減少数は66人となっております。一昨年に比べ、出生数は4人減りましたが、死亡数も減ったことにより、自然現象数は14人少なくなりました。

108ページからになりますが、近年は虐待、発達障害、精神障害などの相談への対応や、生活習慣病予防の活動にも力を入れております。これは、これらが関係する保育園、小中学校などとも連携し、それぞれの事例についてきめ細かな対応を心がけているところでございます。

平成29年度の特定健診受診率につきましては、長野県と同じ43.2%となりました。各地域での健診につきましては、健診の通知や訪問などの受診勧奨を行っております。健診の結果に基づいた保健指導にも力を入れており、保健指導終了率は前年度の69.4%から89%へと大幅に上昇しました。このことにより、医療機関への受診のほか、生活習慣の改善により効果的に進めることができました。

各種事業の実績とその成果及び広域行政への負担につきましては、111ページから122ページに掲載をしております。

121ページの和田地区医療施設整備事業につきましては、老朽化した和田診療所及び和田歯科診療所を、旧和田庁舎1階を改築して移転したものでございます。

設計管理委託、工事、備品購入等で、合計で1億2,072万9,871円、財源として過疎債9,340万円を充当させていただきました。

最後に122ページの今後の対策ですが、平成28年度に子供健康推進課が設置され、妊娠

期から切れ目のない子育て支援の窓口が一本化され、住民にとって相談窓口がわかりやすく、職員間の連携もしやすくなりました。子育て支援係、子育て支援センター、両保育園等との連携をとり、長和町で子育てをしっかりと子育てをしてよがったと思ってもらえるように、子育て支援を行うとともに、健診の受診勧奨、各種健康教室及び相談組織活動等を通して、町民の健康状況を把握し、住民とともに生活習慣の改善に取り組んでまいります。

以上、こども健康推進課の説明を終わります。

○議長（田村孝浩君） 次に、産業振興課関係について説明を求めます。

藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） それでは、産業振興課関係について御説明申し上げます。

最初に、農政係でございますが、白書につきまして、123ページからとなります。主だった事項のみ申し上げますけれども、平成27年度より国が転作作物として推進する飼料用米の作付がここ数年一気に増加するとともに、転作田へのブロッコリー、ミニトマト、アスパラガスの作付が増加している状況でございます。

地域農業におきましては、農業者の高齢化や後継者不足によりまして、農業離れが進み、山間傾斜地を中心に遊休農地が増加しておる状況でございますけれども、地域農業の設計図と言われております人・農地プランに基づきまして、農業の受け皿となる担い手農家の支援、育成を行い、地域ぐるみで営農を補完し合う体制づくりを目指しております。

また、黒耀ワインぶどうプロジェクト関係につきましては、研修生2名がワインプロジェクト研修を受けており、本年度より和田・日向地区の遊休農地4ヘクタールにワイン用ブドウの栽培を開始していることから、遊休農地の解消及び新規就農者の参入に期待をしておるところでございます。

事業概要につきましては、127ページ、②のアにございます、平成29年度の米の生産上限目標1,421トンにつきましては、転作等による生産者の皆さんの御理解と御協力によりまして、達成をすることができたわけでございます。イの経営所得安定対策につきましては、113件の認定農業者、集落営農組織販売農家に国から8,025万円の交付金が直接交付されたところでございます。

次の128ページでございます。④の中山間地域直接支払事業につきましては、12集落に2,198万円が交付され、113ヘクタールというところの中山間農用地を守る取り組みが行われたわけでございます。

130ページからの東京農業大学の山村再生プロジェクト関係の事業でございますが、機能性健康食品でございます、キヌア、エゴマ、チアシードなど、この地域で栽培ができ、特産品となり得る農産物の試験栽培、農産物加工等による特産品の開発、地域や町との意見交換などを行っておるところでございます。

また、132ページの9でございますが、その他の農政関係の補助金関係でございます。農

業の活性化と地域農業の継続のために、J A並びに生産部会が実施する農業振興事業への補助を行ったわけでございます。

137ページの(3)今後の対策といたしましては、優良農地につきましては、中間管理機構を介しまして、認定農業者等の担い手への集積が促進するよう推進してまいりたいと考えておるところでございます。

また、地域農業を担う人・農地プラン経営体や認定農業者の支援、育成を行い農業経営の安定化を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

なお、平成30年度より国は生産目標数値の配分を廃止し、生産、受給者や集荷業者、団体が需要に応じた生産を行うこととしております。長野県といたしましては、主食用米の需給に見合った適正生産に向けまして、地域協議会に対し全国的な需要動向等を踏まえ、生産数値の目安というものを、今月をめどに提示する予定でおるところでございます。町といたしましても、県の目安値を踏まえまして、地域のビジョンを策定し農家の皆さんへお示しをしてまいりたいと、こういうふうと考えてございます。

次に、特産品開発係の関係でございます。白書につきましては139ページからとなります。

最初に、グリーンツーリズムについてでございますが、平成28年度より、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づくふるさと創生コミュニティ事業に取り組みを始めたところでございます。今後につきましては、都市農村交流にかかわる事業者及び体験施設間の連携を深めるなど、地域活性化に資するふるさと創生コミュニティ事業、地域おこし協力隊によりまして、設計図に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

140ページからとなります。農産物直売所事業ではございますけれども、道の駅農産物直売所よってけ屋につきまして、売り場面積の拡充、食品加工室の設置など施設整備の検討を、道の駅エリア活性化推進委員会を組織し発足し、検討を始めてございます。今後地域の活性化に資することはもとより、道の駅エリアの中核を成す施設として整備を十分図るべく、関係する諸機関、団体等と緊密な連携をし、具現化に向け取り組みを強化してまいりたいと考えてございます。

次に、144ページをごらんいただきたいと思っております。

特産品の販売促進強化事業でございますが、平成28年度から一般公募によりまして、キャンペーン隊を組織して、各種物品販売並びにキャンペーンに積極的に参加しておる状況でございます。これらの効果検証を行いつつ、知名度の向上と観光並びに特産品の販売促進を目的といたしまして、今後も各種事業に取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、情報館に奨励品の展示販売施設といたしまして、とびっ蔵を整備し、平成29年3月より営業を開始しております。町の特産品でございます長和町奨励品の販売促進と道の駅の活性化に寄与できるよう、積極的に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、148ページでございますが、重複しており申しわけないんですが、黒耀ワインぶど

うプロジェクトの関係ございます。一昨年4月に黒耀ワインぶどうプロジェクト委員会を立ち上げまして、地方創生推進交付金を活用して営業を開始したわけでございます。

ワインブドウ生産者2名による2年間にわたる研修が終了いたしまして、認定農家となり就農することができたわけでございます。今後につきましても、収入や圃場の確保、ワインブドウの生産者としての人材育成、ワインPR、イベント等の実施によりまして、ブドウの生産並びにワインに関する事業が町の新たな産業と成り得るように、積極的に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、林務係の関係でございます。150ページをお願いいたします。

(1)の現状と問題点でございますが、③の獣害対策では、ニホンジカ等の駆除を実施し、農作物の被害につきましても減少傾向にございますが、駆除の従事者の高齢化も深刻な状況にあるところでございまして、新規従事者の確保が課題となっております。

④の松くい虫の防除事業につきましても、標高の高い場所での伐倒・薫蒸処理にあわせまして、標高の低い場所での樹種転換事業に取り組んでおるところでございますがなかなか最大の効果を得られていないのが実情でございます。したがって、これらも今後もこれらの事業が中心になっていくと考えられますが、鋭意努力し取り組んでまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

次に(2)の事業とその成果でございますけれども、①の有害鳥獣駆除対策事業といたしまして、ニホンジカとイノシシを合わせ前年度比で85頭増の1,050頭を捕獲し、補助金といたしまして2,138万円を交付したわけでございます。

また、④の松くい虫防除事業につきましても、885平方メートルという伐倒・薫蒸処理を実施したわけでございます。

次に、152ページのほうになりますけれども、①3番の林道施設の災害復旧の関係につきましても、昨年10月の台風によりまして林道等に被害が25カ所というものが発生いたしまして、246万円ほどの災害復旧事業を実施したわけでございます。

(3)今後の対策でございますが、153ページの⑤松くい虫の防除につきましても、大門地区、和田地区におきましても被害が出始めておりますところから、補助事業を活用し、被害木の早期発見、早期伐倒を実施してまいりたいと考えてございます。また、被害の深刻な古町地区を中心に、山林所有者並びに周辺住民皆さんの同意を得まして、新規に樹種転換事業につきましても検討を始め、実施してまいりたいというように考えておるところでございます。

次に、商工観光係の関係でございますけれども、154ページからとなりますので、ごらんいただきたいと思っております。

まず、商工振興事業でございますが、事業とその成果の制度資金利子補給事業につきましても、72件の実施事業所がございまして、488万円余り助成をしたわけでございます。

155ページの下段でございますが、地域いきいき券事業につきましても、平成29年度発

行額につきましては2億5,959万7,000円ということで、2.5%の町の補助金といたしまして648万円余りを交付いたしましたわけでございます。制度につきましては、住民に広く浸透いたしまして利用者も多く、地域経済に大きな役割を果たしているのではないかと考えているところでございます。

また、157ページ上段に記載してございますが、平成25年度からの補助制度でございます。中小企業者等販路拡大事業の補助といたしまして、3社に対しまして15万円の補助金を支払ったほか、町内事業者の情報発信の充実と販路拡大、また就労希望者への情報発信ツールを充実させるために、商工会に30万円の補助金を交付したわけでございます。

続きまして159ページでございます。観光協会と連携した事業でございますが、美ヶ原トレイルラン&ウォークinながわでございます。第8回目となりました大会につきましては、約1,400名の参加をいただき、盛大に開催されたわけございました。こうした参加者のうち、延べ約1,100泊でございますが、町内の利用をいただきまして、グリーンシーズンの宿泊イベントとして定着してきておるといふふうに考えているところでございます。

最後になりますが、160ページ以降でございます。温泉、スキー場関係でございます。提案事項となっておりますふれあいの湯の浴室、内壁の改修等の施設の改修工事に伴う事業費1,960万2,000円を支出いたしましたほか、指定管理施設等におきますところの各種工事への支出を行い、適正管理に努めてまいったわけでございます。

産業振興課関係につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 次に、建設水道課、建設耕地及び上下水道関係について説明を求めます。

長井建設水道課長。

○建設水道課長（長井 剛君） 私からは、建設水道課の主要事業につきまして、建設係、上下水道係の関係につきまして申し上げます。

白書につきましては、162ページからとなります、ごらんをいただきたいと思います。

まず、建設係の関係ですけれども、道路・河川等の改良につきましては、国の交付金事業を活用しまして、橋梁長寿命化においては、平成26年度から4年間にわたり143橋の点検を行ったところでございます。町道では追分1号線道路改良工事など6事業を発注いたしました。

災害復旧の関係でございますけれども、昨年10月の台風21号による豪雨災害によりまして、国庫補助事業として長久保大沢ののり面崩落工事ほか、2カ所の復旧工事を行ったところでございます。このほか、単独事業としまして、大門の町道本沢線舗装修繕工事ほか、19カ所の工事を実施いたしました。

また、163ページになりますけれども、維持修繕工事につきましては、町道舗装修繕工事、側溝改修工事など52件の工事を実施しております。

続きまして、164ページの建設事務所道路河川関係の事業でございます。

県単の道路改良事業、国道152号岩井地区、国道142号大出地区では、平成28年度から事業着手となり本年度竣工を予定しております。

このほか、平成29年度に実施された建設事務所関係の事業としましては、164ページから168ページの一覧表のとおりとなっておりますので、またごらんをいただきたいと思いません。

次に、169ページでございます。

耕地関係でございますが、電源立地地域対策交付金事業小日影地区農業用排水路改修工事を初めとしまして、12カ所の改修、改良工事を行いました。また、当初予定をしておりました事業のほか、先ほども申し上げましたが、昨年10月の豪雨災害による災害復旧事業といたしまして、29カ所の工事を実施をしたところでございます。

多面的機能支払事業では、平成28年度から1組織増加の12組織、454ヘクタールの農地で協定を締結をいたしまして、事業を実施いただいたところでございます。

171ページの土地開発公社につきましては、公有財産購入費と公社利子補助の予算計上のみでございました。

次に、飛びますが、234ページをごらんをいただきたいと思えます。ここからは特別会計になります。

最初に特定環境保全公共下水道事業特別会計についてでございます。平成31年4月から公営企業法を適用するに当たりまして、継続事業となりますが、固定資産台帳作成業務の委託を行いました。

また、ハード事業では、維持管理関連の事業が中心でございまして、長門、高山、2施設の機器修繕、交換及びマンホールポンプの更新が主な内容となっております。

また、平成28年度から継続事業としまして、青木村と共同で建設をしておりましたし尿処理施設につきましては、本年3月に竣工をしたところでございます。

次に、237ページでございます。簡易排水施設特別会計につきまして申し上げます。

滝ノ沢地区、小茂ヶ谷地区の施設維持管理経費、個別排水事業関係の経費、合併処理浄化槽設置事業補助金及び公債費が主な内容となっております。合併浄化槽の補助金関係につきましては、五人槽が9基設置をされ、補助金を交付したところでございます。

なお、上水道事業会計につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。白書では、245ページから247ページとなっておりますので、ごらんをいただきたいと思えます。

また、観光施設事業特別会計につきましては、龍野専門幹より申し上げます。

○議長（田村孝浩君） 建設水道課別荘係について説明を求めます。

龍野建設水道課専門幹。

○建設水道課専門幹（龍野正広君） 続きまして、観光施設事業特別会計について説明を申し

上げます。

白書の238ページをごらんください。

平成29年度より学者村別荘地の管理事務所を、町営別荘地全体を把握する管理センターに位置づけ、別荘係も常駐し、オーナー様への対応に迅速化、事務処理と管理事業事務の連携強化を図りました。

町営別荘地の水道事業についても、全てを水道係に移管し、徴収管理を一括で行うようにいたしました。また、別荘地における管理費の平準化を行い、管理費を月3,000円とし、平成30年4月以降、管理委託契約の更新を迎える方から、新契約書での契約更新をお願いしております。

今後も、より快適な別荘地となるよう維持管理に努めるとともに、適正かつ正確な管理運営を目指してまいります。

事業とその成果等につきましては、239ページから242までごらんいただきたいと思っております。

建設水道課にかかわる説明は以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 次に、教育課関係について説明を求めます。

宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） それでは、教育課関係について説明のほうをさせていただきます。

白書の172ページをお開きいただきたいと思っております。

最初に教育委員会事務局の関係ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、今までの教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を置くこととされました。

町では法律の経過措置を適用して、現、当時の時の教育長の任期が終わるまで旧体制としておりましたが、平成29年12月に新教育長制度に移行しております。

総合教育会議に続きましては、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図ることを目的として設置をされているものでございます。

高等学校通学費等補助につきましては、次のページの表のとおり補助をしております。平成29年度における助成件数は全部で139人、総支給額は1,034万7,000円でございます。

奨学金の貸し付けにつきましては、高等学校及び高等専門学校の生徒は月額2万5,000円、大学、短期大学及び専修学校の学生は月額4万円を無利子で貸し付けているところでございます。平成29年度におきましては、7名の方への貸与を決定しております。

次に、小学校の関係ですが、176ページからになります。

最初に、長門小学校の関係ですが、学校教育目標である、人を尊重し、自主的で気力に満ちた児童の育成や、「つよく、かしこく、あたたかく」という教育目標をもとにして学校運営が

行われました。平成29年度の児童数は182名であり、ここ数年の児童数の推移はほぼ横ばい状態となっております。

次に、和田小学校の関係ですが、山深く、水また清く人和して生命たゆげし和田小学校の校訓のもと、「なかよく かしこく たくましく」を教育目標として学校運営が行われました。平成29年度の児童数71名であり、ここ数年は児童数が減少傾向にあります。

次に、中学校の関係をお願いいたします。185ページになりますが、お願いいたします。

平成29年度は新生依田窪南部中学校が発足して最初の年度となっております。町長の提案理由説明の中でも触れられておりましたが、統合後も特に大きな問題はなく、生徒たちは落ちついた様子で毎日の生活を送ることができたようであります。

生徒数は統合初年度ということもあり、224名となっております。今後の生徒数につきましては、ほぼ横ばい状態で推移していくこととなっております。

次に、文化財の関係をお願いいたします。196ページになります。

黒曜石原産地遺跡群の関係ですが、黒曜石サマーフェスティバルの中のイベントとして開催しました第13回黒曜石のふるさと祭りでは、星糞峠黒曜石原産地遺跡の説明会の開催などを行い、延べ約950名の参加者がございました。

また、長野県及び山梨県の2県14市町村が、地域の縄文時代の遺跡と文化を文部科学省の日本遺産登録に申請することになり、長和町は黒曜石原産地遺跡群とそれらにつながる町内の文化財をその構成遺産として申請しております。

この申請につきましては、皆様御存じのとおり、平成30年度において、日本遺産として認定をされております。

次に、歴史遺産を生かした国際交流事業の関係ですが、イギリスのセットフォードのエインシャント・ハウス・ミュージアムとの博物館交流事業としまして、エインシャント・ハウス・ミュージアムで開催されました企画展を、黒曜石体験ミュージアムにおいても開催しました。

また、黒曜石のふるさと祭りに、イギリスからイングリッシュ・ヘルテージ関係者及びグライムスグレイブの研究者らを紹介しております。

中山道、和田宿、長久保宿の関係では、中山道の道筋や沿道の歴史遺産と長久保宿、和田宿の町並みを良好な形で後世に残すために、平成28年度に策定しました、中山道整備活用基本計画に基づき各種事業を進めております。

201ページには、文化財関連施設の入館者と推移を掲載しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

次に、社会教育の関係をお願いいたします。202ページからになります。

社会教育関係の大きなイベントとしましては、総合文化祭の開催があります。総合文化祭は、昨年の11月4日と5日の2日間、長門町民体育館で開催しました。

展示作品は、書道、絵画、木彫、ちぎり絵、つるし飾りなど400人以上の住民の皆様から

個人で200点、団体で500点の作品が寄せられまして、芸能発表では250人に上る個人、グループによる発表が行われております。

また、これも町を挙げての大きなイベントであります、町民運動会の関係です。

昨年の9月24日に開催しております。延べ1,270人の住民の皆様に参加していただいております。町民運動会は、住民の皆様の交流を深めるための貴重な場でありますので、今後ともより多くの住民に参加していただけるような、競技種目や催し物等を、スポーツ推進委員等と研究・検討をしていきたいと考えております。

また、生涯学習講座としまして16の講座を開設し、約300人の皆様にいろいろな教室等に参加していただいております。

今後も住民の皆様が豊かな人生を送ることができるよう、いろいろな生涯学習の場を提供していきたいと考えております。

開催しました講座の一覧につきましては、203ページから204ページに掲載させていただきましたので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

社会体育の関係ですが、各種スポーツ教室大会等を開催させていただきました。開催した教室、大会などにつきましては、204ページから205ページに掲載させていただきましたので、こちらのほうも後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に、児童館の関係です。207ページをお願いいたします。

平成29年度の児童クラブの登録数は、長門児童クラブ70人、和田児童クラブ15人になっておりまして、年間で延べ1万3,500人ほどの皆様に御利用をいただいております。

詳しい利用実績につきましては、208ページに掲載させていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、隣保館人権教育の関係です。210ページをお願いいたします。

人権問題をみずからの問題として真剣に考え、人権が尊重される社会の実現のため、さまざまな場を通じて人権教育、人権啓発を中心とした施策を実施しております。

12月12日に開催しました、差別をなくす町民集会では、新潟産業大学経済学部准教授の蓮池薫さんを講師にお招きしまして、夢と絆と題した講演を行っていただきました。約300名という大勢の皆様に参加していただくことができました。

また、11月11日には、ふれあい館祭りを開催させていただいております。

さまざまな人が集い、触れ合う機会を提供しまして、人権問題の啓発と体験などを通して交流を図ることを目的として開催しているものであります、こちらでも約350人という大勢の皆様にご来館いただいております。

これらのほかにも、各種研修会、講座等を開催させていただいております。開催した研修会、講座などにつきましては、210ページから211ページに掲載させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、図書館の関係をお願いいたします。214ページをお願いいたします。

上田地域図書館情報ネットワーク構成図書館、通称エコール、これに加盟しておりまして、自館分を含め、総蔵書数が約92万3,000冊、この図書を相互に貸し借りできるようになっております。異なった自治体間による図書の貸し出し、貸し借りをネットワークの利点を生かしながら、エコール共通図書カードを利用することにより、いつでも、どこでも、誰にでもを目指した図書館サービスを実施しているところでございます。

利用実績につきましては、215ページに掲載させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、特別会計をお願いいたします。233ページをお願いいたします。

教育委員会の関係の特別会計につきましては、同和地区住宅新築資金等貸付特別会計となっております。この会計につきましては、全ての貸し付け事業を終了しておりまして、債務者からの償還金が主な会計となっております。一部の債務者の方等を除いて償還金については既に返済期間を超えており、債務者本人の死亡、または自己破産等によりまして、月々の償還金額が返済困難な状況にいる方がいるということが課題となっております。

借入金の償還契約に基づきまして、月々の償還金額が返済困難な状況にある方につきましては、町の協議により償還誓約書に基づいて、分割返済をしていただくよう働きかけをしているところであります。今後も返済困難な債務者の方につきましては、継続して返済指導などを行って納入を促してまいりたいと考えております。

以上、教育課関係の決算について説明を終わらせていただきます。

○議長（田村孝浩君） 次に、議会事務局関係について説明を求めます。

城内議会事務局長。

○事務局長（城内秀樹君） それでは、白書の218ページをお願いしたいと思います。

議会につきましては、昨年3月に議員定数を12名から10名に削減する条例案の議決を得まして、12月の改選により10名の議員の皆さんが当選をされたところでございます。

まず、(2)の事業とその成果でございますけれども、定例会・臨時会の開催では、定例会が4回、臨時会を1回開催させていただいております。

審議された案件につきましては総数で153件ということでございます。

各委員会等の開催状況は記載のとおりでございます。

他の市町村議会、他団体との交流会及び研修会でございますが、29年度の町村議会議員研修会につきましては、7月の19日に松本文化会館で開催、参加をいたしました。下諏訪町との議員研修会ということで、6月の29日、長和町が当番ということで、長門牧場にて研修、意見交換会を行いました。

青木村議会とはことしの2月の14日に、道の駅あおきにて、農産物直売所取り組みについて、研修、意見交換を行っております。

めくっていただいて、立科町議会との交流、議員研修会でございますけれども、立科町において、ことしの1月25日に移住定住政策等について研修、意見交換を行っております。

それから、視察研修の実施ということでございますが、2つの常任委員会合同で4月10日から12日にかけて、沖縄県において、県内の戦跡、米軍基地の視察を行っております。

議会だよりにつきましては、議会改革の報告をした特別号を含めまして、5回発行をいたしました。

続きまして、次のページ、220ページでございますが、監査の関係でございます。

(2)の事業とその成果でございますが、例月出納検査につきましては毎月実施をしております。

28年度の実施事業現場監査は7月の13日、決算審査につきましては7月の27日から8月の2日までの5日間開催してございます。その他の調査、監査としまして基本財産監査、収納状況調査、基金管理状況の調査、指定管理委託監査を行っております。

以上でございます。

○議長（田村孝浩君） ここで1時まで昼食のため休憩といたします。

休 憩 午後 0時01分

再 開 午後 1時00分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

基金運用報告、決算概要説明及び各課の主要事業の実績についての質疑を行います。

なお、今定例会に上程された平成29年度決算認定案、条例案、補正予算案につきましては、全て委員会への付託を予定しておりますので、詳細な質疑については、後刻、所属する担当委員に委ねていただき、総括的・大綱的なものについての質疑をお願いいたします。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第31 報告21号及び日程第32 報告第22号は関連がありますので、一括して議題とします。

報告第21号 平成29年度健全化判断比率について及び報告第22号 平成29年度資金不足比率について報告を求めます。

金山企画財政課長。

○企画財政課長（金山睦夫君） それでは、議案書の21—1ページをお願いいたします。

報告第21号でございます。めくっていただきまして21—2ページ、平成29年度健全化判断比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告をさせていただきます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字がございませんので比率もなしということでございます。

3つ目の実質公債費比率につきましては10.0%となりまして、昨年9.5%から0.5ポイント増加しております。将来負担比率につきましては27.2%ということで、前年度の18.1%から9.1ポイント増加いたしました。この増加の要因としましては、基金額、起債残高ともに減少している中で、基金額の減少割合が大きかったことによるものというふうに考えられます。

表右側に早期健全化基準の数値を示してございますが、いずれも健全化法の基準をクリアしている状況となっております。

次に、22—1ページをお願いいたします。

報告第22号でございますが、最初に申しわけございませんが、訂正をお願いいたします。22—2ページ、中段の表の中ですけれども、上段の特別会計の名称という中で、長和町上水道特別会計と記載してございますが、「長和町上水道事業会計」でございますので訂正をお願いいたします。

それから、同じく僭越ながら22—4ページ、平成29年度資金不足比率審査意見書の中の中段の表の中の特別会計名ですけれども、これも同じように水道特別会計となっておりますけれども、「上水道事業会計」と訂正をお願いいたします。申しわけございませんでした。

それでは、平成29年度資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告をさせていただきます。

資金不足比率は、公営企業の経営状況の悪化の度合いを示すものであります。先ほど上水道事業会計決算は赤字であるとの報告がありましたけれども、他の公営企業会計と同様に資金不足はございませんので、したがって、資金不足比率はなしという結果でございます。

以上でございます。

○議長（田村孝浩君） ここで、平成29年度健全化判断比率及び平成29年度資金不足比率の審査報告について、名倉俊城代表監査委員より報告を求めます。

名倉代表監査委員。

○代表監査委員（名倉俊城君） それでは、報告させていただきます。

平成29年度健全化判断比率及び平成29年度資金不足比率について、審査した結果を報告するものでありますけれども、議案書につきましては21—3ページ、4ページ目ですかね、それから22—3ページ、4ページ目を御参照をいただきたいと思っております。

2つの審査について、基礎となる事項を記載した書類等を審査した結果、関係書類はいずれも適正に作成されているものと認められましたので、ここに御報告申し上げます。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 報告を終わります。

次に、日程第34 議案第63号 長和町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第36 議案第65号 長和町農地利用最適化推進委員の定数条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括して議題とします。

担当課長より概要説明を求めます。

小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） それでは、議案書の23-1ページをごらんください。

議案第63号 長和町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

国の個人情報保護法等の改正に伴いまして、それに準拠した条例改正をお願いするものでございます。内容につきましては、23-7ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。

第2条第1号で個人情報について明確に定義をしたものでございます。それから同じく、同2号で要配慮個人情報として人種、信条、社会的身分などについても追加して定義をした内容でございます。なお、条例の施行日は、公布の日でございます。

続きまして、議案書の24-1ページでございますが、議案第64号 長和町農業委員会の委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について、議会の議決をお願いするものでございます。

24-3ページをごらんください。新旧対照表ですが、委員の定数を14人から10人にする内容で、条例の施行日は、31年の4月1日でございます。

それから25-1ページになりますが、議案第65号 長和町農地利用最適化推進委員の定数条例の一部を改正する条例につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

こちらめくっていただいて、3ページの新旧対照表をごらんください。委員の定数を4人から11人にする内容でございます。条例の施行日は、31年4月1日でございます。

以上、説明を終わります。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第37 議案第66号 平成30年度長和町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

担当課長より概要説明を求めます。

金山企画財政課長。

○企画財政課長（金山睦夫君） それでは、平成30年度補正2号について御説明申し上げます。

26ページとなります。1枚めくっていただきまして、議案第66号 平成30年度長和町

一般会計補正予算（第2号）でございます。

既定の歳入歳出にそれぞれ7,800万円を追加し、総額を59億9,000万円とするものでございます。詳細は11ページからとなります。

歳入につきましては、地方交付税につきまして、普通交付税の確定によりまして2億3,700万円余の増額補正といたしました。なお、ことしの普通交付税の額は25億467万4,000円となりました。その下、款14の県支出金関係では、追加配分や交付決定により補助金の額が変更となりましたので、これに伴う補正であります。

款17繰入金金の財政調整基金繰入金につきましては、地方交付税の増に伴い減額といたしました。

繰越金については、平成29年度決算に伴うもので、款20町債の臨時財政対策債については、普通交付税の確定に伴い、その他事業に伴う起債につきましては、事業費の変更によりまして、それぞれ補正をお願いするものです。

次に、歳出、13ページからとなります。全般にわたりまして、人事異動に伴う人件費の補正のほか、総務費で14ページ中段、財産管理費の関係ですけれども、実施設計の進捗に伴いまして、和田支所改修事業に係る補正をお願いいたしました。その下、企画費では、別荘地マスタープラン策定に関する観光施設事業会計への繰出金400万円を計上いたしました。

16ページの中段から17ページにかけましては、特定個人情報安全管理、それからケーブルテレビの関係の放送工事に係る補正を計上いたしました。

民生費では、介護保険特別会計への繰出金455万6,000円のほか、20ページの下段のほうになりますけれども、児童館運営事業で臨時職員の増員のための経費59万円余りを計上させていただきました。

21ページ中段からの衛生費関係では、22ページに参りまして、住宅用太陽光発電に係る補助金、汚泥再生処理施設に係る経費の補正を計上いたしました。

次、農林水産費につきましては、2つの直接支払事業関係の補正と、24ページ中段の農地費の関係では、地区要望によります耕地関係の施設の改修の経費、25ページの林業費では、有害鳥獣駆除に係る補正ほかを計上させていただきました。

土木費については26ページ、目2土木維持費で482万5,000円、27ページ行きまして、右側のほうの単独道路改良事業ということで315万円を計上いたしまして、地区要望等に対応することといたしました。

28ページからの教育費につきましては、小学校教材の購入経費等のほか、29ページ下にあります、小茂谷公民館建設に係る設計費、それから30ページに行きまして、大門稲荷神社、和田の新海神社に係る歴史的景観形成補助金を計上させていただきました。

最後に、災害復旧費として7月の豪雨災害復旧経費を計上するとともに、予備費を増額しまして歳入歳出予算案を調整したものです。

説明は以上ですけれども、詳細につきましては、各常任委員会にて御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第38 議案第67号 平成30年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてから、日程第40 議案第69号 平成30年度長和町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括して議題とします。

担当課長より概要説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） まず最初に、国民健康保険の特別会計の補正予算書について説明をさせていただきます。

議案書につきましては27ページで、1ページ目をお開きください。

議案第67号 平成30年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出にそれぞれ2,684万2,000円を追加をさせていただきますと、歳入歳出の総額をそれぞれ7億4,884万2,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、9ページをお開きください。

9ページの歳入としましては、款11繰越金ですけど、29年度の繰越金の確定によりまして2,684万2,000円の増額補正となります。

次に、10ページの歳出についてですけど、款1目1一般管理費につきましては、コクホ・ラインのシステムがありまして、制度改正に伴いますシステム改修費ということで委託料として32万3,000円の増額、款9項1償還金及び還付加算金としまして、一般保険者、退職者の療養給付費等交付金負担金の返還金といたしまして188万6,000円の増額となっております。

款10予備費につきましては、以上の歳入歳出の補正により総額調整を行うものでございます。

続きまして、議案書の28ページ、後期高齢者医療特別会計の補正予算について説明をさせていただきます。

議案書28ページで、1ページ目をお開きください。

既定の歳入歳出からそれぞれ60万5,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ8,139万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、9ページをお開きください。

歳入としまして、款5繰越金でありますけど、29年度の繰越金の確定に伴いまして88万4,000円の減額、款6目1保険料還付金ですけど、保険料の還付に伴いまして、後期高齢者医療広域連合から補填をされます保険料の還付金としまして27万9,000円の増額の補正となっております。

10ページの歳出ですけど、款3目1保険料還付金としまして8万1,000円の増額。予備費につきましては、歳入歳出の補正に伴いまして、総額調整として68万6,000円の減額補正となっております。

続きまして、介護保険特別会計の補正予算について説明をさせていただきます。

議案書29ページで、1ページ目をお開きください。

議案第69号 平成30年度長和町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出にそれぞれ611万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ8億2,611万8,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、9ページをお開きください。

歳入の款8項1一般会計繰入金としまして、4月の職員人事異動による職員給与分として456万6,000円の増額、款8項2基金繰入金につきましては、款1項1繰越金の29年度繰越金の確定に伴う44万8,000円の減額と、この後説明をさせていただきます歳出の増額に伴い、基金からの繰入金として200万円を増額するものでございます。

10ページからの歳出でございますけど、款1項1目1一般管理費、並びに、14ページの款4項4目1包括的支援事業につきましては、人事異動に伴います人件費としてそれぞれ456万6,000円と91万6,000円の増額でございます。

14ページの款6項1目1第1号被保険者保険料還付につきましては、保険料還付金の実績に基づき20万5,000円の増額でございます。

他の項目につきましては、歳入におきます給付費軽減基金繰り入れに伴う財源内訳の変更でございます。予備費につきましては、補正に伴います総額調整の補正となっております。

以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第41 議案第70号 平成30年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

担当課長より概要説明を求めます。

宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） では、議案第70号をお願いいたします。

議案書の30ページをお願いいたします。1ページおめくりいただきまして、議案第70号です。平成30年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるということで、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ570万8,000円とするという内容のものでございます。

詳細につきましては、9ページをお願いいたします。

歳入の関係ですが、29年度の繰越金の確定による補正でございまして、500万8,000円の増額となっております。

続きまして、歳出が10ページになりますが、お願いいたします。歳出につきましては予備費の補正ということで、歳入で補正させていただきました繰越金につきまして予備費に充当するという補正であります。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第42 議案第71号 平成30年度長和町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第43 議案第72号 平成30年度長和町簡易排水施設特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括して議題とします。

担当課長より説明を求めます。

長井建設水道課長。

○建設水道課長（長井 剛君） 議案第71号 平成30年度長和町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案書の31ページからとなります。この1ページをお開きをいただきたいと思います。

条文予算ですけれども、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算額の総額をそれぞれ919万8,000円増額し4億7,419万8,000円とするものでございます。詳細につきましては、9ページ、10ページをごらんをいただきたいと思います。

まず、9ページですけれども、平成29年度の決算に伴い、歳入で繰越金を919万8,000円増額しました。

続きまして、10ページです。歳出では、この増額分に4月の人事異動に伴い生じた給料などの減額分425万4,000円を合わせまして予備費に充当するものでございます。

議案第71号につきましては以上です。

続きまして、議案第72号 平成30年度長和町簡易排水施設特別会計補正予算（第1号）について、議案書の32ページからとなります。この1ページをお開きをいただきたいと思えます。

条文予算でございます。第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ580万2,000円増額し1,680万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、同じく9ページ、10ページになります。

9ページの歳入ですけれども、前年度繰越金の確定に伴いまして、繰越金を580万2,000円増額し、歳出、10ページになりますけれども、この分、増額分を予備費に充当するものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

次に、日程第44 議案第73号 平成30年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

担当課長より概要説明を求めます。

龍野建設水道課専門幹。

○建設水道課専門幹（龍野正広君） それでは、議案第73号 平成30年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

議案書の33ページからとなります。この1ページをお開きください。

条文予算ですが、第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ671万9,000円を追加し1億1,325万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、9ページ、10ページをごらんください。

9ページの歳入では、款4繰入金は、一般会計より繰入金を400万円、款5繰越金を279万1,000円をそれぞれ増額し、10ページの歳出では、款1総務費の中で長和町別荘地マスタープラン策定業務の委託料と事務用備品、アンケートに係る郵便郵送料等で、残りを款3予備費に充当するものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第45 議案第74号 平成30年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第1

号) についてを議題とします。

担当課長より概要説明を求めます。

小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） 議案書34の次めくっていただきまして、次のページをお願いいたします。議案第74号 平成30年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ882万5,000円とするものでございます。内容につきましては、6ページをごらんください。

総務費の一般管理費、需用費ですが、財産区管理会の委員さん7人の作業服を購入するという内容でございます。同額を予備費を減額して対応するもので、歳出合計に変更はありません。

以上、説明を終わります。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第46 議案第75号 平成30年度長和町上水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

担当課長より概要説明を求めます。

長井建設水道課長。

○建設水道課長（長井 剛君） それでは、議案第75号 平成30年度長和町上水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、議案書の35ページからとなります。1ページをおめくりをいただきたいと思っております。

条文予算でございますけれども、第2条の収益的支出の補正としまして、第1款水道事業費用の既決予算額から50万7,000円を減額し2億8,079万7,000円とするものでございます。

次に、第3条の資本的支出の補正といたしまして、第1款資本的支出の既決予定額に117万9,000円を増額いたしまして1億1,321万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、8ページと9ページになります。お開きをいただきたいと思っております。

上段、収益的支出でございますけれども、4月の人事異動に伴い生じた給料などの減額分として50万7,000円を減額するものでございます。その下、資本的支出につきましては、管路等の更新に係る原材料費としまして117万9,000円を増額をお願いするものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第47 議案第76号 長和町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

金山企画財政課長。

○企画財政課長(金山睦夫君) それでは、お願いします。

議案書36-1ページとなります。議案第76号 長和町過疎地域自立促進計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定によりまして、議会の議決を求めますのでございます。

現在の長和町過疎地域自立促進計画は、平成28年度から32年度を計画期間として作成されており、この計画に起債がなければ、過疎債の借入れが行えないといったものでございます。

今回の変更につきましては、新たに事業が追加または削除されていたり、施策区分の事業費の承継の変動が2割以上となっております。計画本文の修正等があることから実質的変更に当たり、県への協議、また国への報告といった事務処理が必要でありまして、その上で議決が必要となるものでございます。

計画変更での主な変更点ですけれども、道の駅エリア活性化事業、源泉施設整備事業、外国人誘客事業の追加、町道修繕や改良事業の追加と削除、橋梁補修の追加、光ケーブル改修ほかの電気通信施設等情報化のための施設に関する事業の追加、除雪機械購入事業、長門水処理センター脱水機更新事業、子育て給付金、医療施設整備事業、小学校施設大規模改修、小中学校給食費無料化等の事業追加に伴い、本文の修正になります。

めくっていただいて、長和町過疎地域自立促進計画(変更)とありますけれども、この表紙の次からの別紙様式2につきましては、これらの計画の変更前、それから今回の変更の対照表を記載してございます。ちょっとページが振ってなくて申しわけないんですけども、8枚めくっていただきますと、資料としまして、過疎地域自立促進計画変更案、全体を添付してございます。めくっていただいて、11ページをごらんください。計画全体の11ページになります。

中段下に水産業とありまして、本文の3行目に下線を引いた部分、下に線を引いた箇所があります。「、チョウザメ」という部分に線が引いてあるかと思いますが、これが今回変更する部分となります。次ページ以降、同様に下線が引いてある部分に変更箇所、先ほど申し上げました、さまざまな事業の関係の追加、修正、削除といったものがございますので御確認をお願いいたします。

44ページまでの本文の次に、別紙様式3としまして、自立促進施策区分ごとに具体的事業内容と事業費の変更内容をお示ししてございます。これも先ほどと同様に、事業内容の欄の下線の引いてある事業が変更対象となっております。右側の変更前、変更後といったことで事業費を変更していきたいということでございますので、御確認をお願いいたします。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

なお、日程第47 議案第76号 長和町過疎地域自立促進計画の変更については、最終日に審議をいたします。

◎日程第48 委員会付託について

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第48 委員会付託についてを議題とします。

本定例会に提出された議案第52号から62号までの平成29年度決算認定案11件、議案第63号から65号までの条例案3件、議案第66号から75号までの平成30年度補正予算案10件につきましては、委員会付託表のとおり、それぞれの委員会に付託したいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、別表のとおり各委員会に付託することに決定いたしました。各委員会は、本会期中に審査の上、結果報告願います。

次に、9月7日に一般質問を予定しておりますが、会議時間を午前9時からといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 異議なしと認め、一般質問につきましては、午前9時から開会したいと存じます。

◎散会の宣告

○議長（田村孝浩君） 以上をもちまして、本日予定した会議は全て終了いたしました。会議を閉じ、散会といたします。御苦労さまでした。

散 会 午後 1時37分

第 2 号

(9 月 7 日)

議 事 日 程

平成30年 9月 7日
午前 9時00分 開議
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 一 般 質 問
散 会

平成30年長和町議会9月定例会（第2号）

平成30年9月7日 午前 9時00分開議

出席議員（10名）

1番	佐藤 恵一 議員	2番	渡辺 久人 議員
3番	田福 光規 議員	4番	森田 公明 議員
5番	宮沢 清治 議員	6番	伊藤 栄雄 議員
7番	柳澤 貞司 議員	8番	小川 純夫 議員
9番	羽田 公夫 議員	10番	田村 孝浩 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	羽田 健一郎 君	副 町 長	高見沢 高明 君
教 育 長	辰野 登志男 君	総 務 課 長	小林 文江 君
企画財政課長	金山 睦夫 君	建設水道課長	長井 剛 君
建設水道課専門幹	龍野 正広 君	こども健康推進課長	藤田 仁史 君
町民福祉課長	藤田 孝 君	情報広報課長兼会計管理者	山浦 純一 君
産業振興課長	藤田 健司 君	教 育 課 長	宮阪 和幸 君
総務課長補佐	小林 義明 君		

議会事務局出席者

事 務 局 長	城内 秀樹 君	議会事務局書記	宮澤 志緒 君
---------	---------	---------	---------

◎開議の宣告

- 議長（田村孝浩君） おはようございます。
長和町議会第3回定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
-

◎日程第1 一般質問

- 議長（田村孝浩君） 日程第1、一般質問を行います。通告順により本日5名の一般質問を行います。

3番、田福光規君の一般質問を許します。

田福光規議員。

- 3番（田福光規君） 議長の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

私は、本日は第1に安心・安全のまちづくり長和町の防災対策について、第2に長和町道の駅マルメロ道の駅ながとエリア活性化事業について、3番に依田窪病院について、以上3点について質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

第1の質問に入ります。安心・安全のまちづくり長和町の防災対策についてであります。

近年、毎年のように、各地で今まで経験したことのないようなゲリラ豪雨が発生し、大きな被害が起こっています。ことし7月には、台風7号の影響で発達した梅雨前線が西日本から東日本に停滞し、記録的な大雨をもたらしました。この豪雨によって、西日本を中心に多くの地域で河川の氾濫や浸水害、土砂災害が発生し、死者200名を超える甚大な災害となりました。

9月4日には、台風21号が大きな被害をもたらし、しかも昨日は北海道で大規模な被害をもたらし、しかも昨日は北海道で大規模な地震が発生し、大変な被害が起こっております。

このような被害を目の当たりにして、当町でも今後一層の防災対策の強化が必要になっていきます。

長和町地域防災計画の実施状況について質問をさせていただきます。

最初に、防災訓練等の実施についてでございますが、当町では第2次長和町長期総合計画の基本計画第5節自然と調和した快適で安全なまちづくり推進施策災害防止と環境保全の中で、

「長和町は周りを山に囲まれているものの、これまで人名にかかわるような大きな自然災害による被害は比較的少なく過ごしてきました。過去を見ても、災害と呼ばれる状況は、大雨による川の氾濫や道水路の欠損などが主であり、他県に見る地震などの被害の経験はありません。こうした状況から、町民の防災意識は決して高いとは言えません」

と述べ、

「町民が日ごろから高い防災意識を持ち続けることが必要だ」

と続けています。防災意識が決して高くはない当町の町民の防災意識を高め、災害発生時に適切な行動をとるためには、町民上げての防災訓練の実施や、防災知識を学ぶ学習の場を持つことが非常に重要であると思います。

長和町地域防災計画の中には、年1回以上の防災訓練、または講演会や講習会を実施すると記載されていますが、この間の実施状況や今後の計画についてお答えをいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） おはようございます。田福議員の防災の御質問でございますが、今お話ございましたように、昨日北海道では、今まできたことのないような地震、震度6強から震度7と言われておりますが、北海道胆振東部地震、まだ全容は不明でございますけども、亡くなられた方に対しましては心から御冥福をお祈り申し上げ、1日も早く復旧、復興がなされればいいなど。私どもも、そういったお手伝いができれば積極的にしていかなければならないなどこんなふうにおもっておるところでございます。

さて今、お話ございましたように、7月の西日本豪雨、これを目の当たりにしまして、田福議員おっしゃるとおり、町の防災対策をより一層強化しなければならないというふうにおもっておるところでございます。

ことしの長和町防災会議におきまして、災害対策基本法それから水防法、土砂災害防止法等の改正に伴いまして、長和町地域防災計画の改定を行いました。今後起き得る災害に備え、職員はもとより住民の皆様には防災意識を高めていただき、災害対策を実施していかねばならないと、このようにおもっております。

以下、質問の詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（田村孝浩君） 小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） 御質問のありました防災訓練または講演会や講習会の実施についてということで答弁をさせていただきます。

長和町地域防災計画にあります防災訓練計画においては、年1回以上防災訓練または講演会や講習会を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施するとなっております。

昨年は、大門、長久保、古町、和田の4地区におきまして、自主防災組織の設立に向けてを中心に講演会を開催し、約130名の町民の皆様には御参加をいただきました。ことしにつきましては、つい先日ですけども9月の2日に長野県上田警察署依田窪南部消防署、長和町消防団に御協力をいただき、古町寺上自治会において、土砂災害を想定した避難訓練を実施し、小雨の中でしたけども、延べ122名の参加がございました。また、この後10月19日ですけれども、上田地域広域消防本部が和田の仮宿区を中心に実施する住宅密集地における大規模火災想定訓練に、消防団とともに参加をいたします。

来年度以降につきましては、本年度の反省を踏まえまして、毎年繰り返し訓練を行うことにより、自分の動き方が理解でき、防災意識も高まると思われまことに、住民の皆様により多く御参加いただけるよう、引き続き防災訓練を実施してまいります。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 要望として申し上げますが、防災意識を高める上で防災訓練は非常に重要であると思います。さまざまな災害を想定して、何カ年かの計画を立てて、町内の全地域で実施されますよう、また毎年の計画を立てて実施されますようお願いを申し上げたいと思います。

次の質問に入ります。

2つ目は西日本豪雨災害で、最初の大雨の特別警報が出されましたが、それにもかかわらず219名の被害者が出てしまいました。その要因の一つとなったのが、災害情報を避難行動に結びつけることの難しさと言われていています。

被災地で7月末に台風12号で、避難指示や勧告は出たのに避難しなかった人に行った調査では、その理由を尋ねると全体の80.2%が自分の家は大丈夫だと思ったと回答しています。

また、避難をする緊急性を感じながかった76.7%、近隣住民が避難していなかった70.4%などと答えています。調査を担当した大学教授は、避難の意識をもっと高める情報提供の工夫が必要だと指摘しています。

長和町では、避難勧告や避難指示はどのような方たちがどのような基準、判断で出されていますか。また、町民へどのようにして伝達されていますか。その避難勧告指示に対する町民の避難状況やその結果を受けての今後の課題、お考えをお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（田村孝浩君） 小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） 長和町での避難勧告等を発令する基準についてでございますが、内閣府が平成17年3月に策定した避難勧告等の判断、伝達マニュアル作成ガイドラインに基づき策定をいたしました、長和町避難情報の判断伝達マニュアル及び長和町地域防災計画をもとに発令をしております。発令の基準といたしましては、降雨量や雨雲の動き、今後の雨量などの長野地方気象台が発表する気象情報、長野県が古町立岩に設置している水位計の数値と、あとは職員と消防団による巡視による現場の状況により、総合的に判断をしています。

町民への伝達方法でございますが、地域や各家庭に向けて防災行政無線や音声告知端末によって、繰り返しお知らせをするほか、対象地域限定で携帯電話等にメールで知らせるエリアメール、それから防災アプリFMとうみでのお知らせ、それからNHKの画面にテロップで流れるLアラートなどがあります。それから、ごく限定された一部のみの場合には、直接そのお宅に電話をしたり訪問をして避難を促しています。

また、昨年とことしの避難状況でございますが、昨年10月の台風21号の際に全町を対象

に避難準備情報高齢者避難開始を発令しましたが、避難者はありませんでした。その翌日に大門四泊地区24世帯60名に避難勧告を発令し、このときは四泊公民館に2世帯2名の方が避難をいたしました。同じく大門新屋地区25世帯61人にも避難勧告を出しましたが避難者はありませんでした。ことし7月10日の豪雨では、土砂災害の危険が迫っているということで、大門上の7の3世帯13名に避難勧告を出し避難を呼びかけましたが、このときも避難をされた方はいらっしゃいませんでした。

今後の課題ですが、今田福議員おっしゃったことと重複しますけれども、全国的な傾向として避難勧告等を出しても避難しないのは、土砂災害の経験がなく、自分が被害を受けるとは思わなかった、また夜間や大雨の中避難するほうが危険と判断したことなどが大きな理由でございます。

避難勧告は、居住者が勧告を尊重することを期待して避難のための立ち退きを進め促すもので強制力はありません。避難勧告を受けて、自主的に避難していただくためには、日ごろから防災知識の普及を図るとともに、災害時には住民が判断できる情報を提供することを、訓練等を通じて周知していくことが重要であるというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） ありがとうございます。ちょっと大きな課題、問題があると思いますので、今後とも努力を積み重ねていく必要があるなというふうに思いますのでよろしく願いします。

3番目の質問に入ります。西日本豪雨では、岡山県の倉敷市真備町で小田川の氾濫が大きな被害を引き起こしました。小田川の川の樹木の伐採ができていなかったことが、川の氾濫の原因の一つとなったと言われております。

当町内の河川内の樹木の状況ですが、私は全地域を見ることはできておりませんが、大門の大和橋の上からの状況を少し見ますと、依田川、大門川ともに大きな木が生えていて、そのままの状況になっています。大雨で増水したときには氾濫の危険があるということで心配されますが、河川内の樹木の伐採はどうなっていますでしょうか。現在の河川の樹木の状況、最近いつ行われたか、今後の予定等お答えいただきたいと思っております。

○議長（田村孝浩君） 長井建設水道課長。

○建設水道課長（長井 剛君） それでは、川の樹木の伐採の状況等につきまして御説明を申し上げます。

町内を流れる依田川、大門川などの1級河川につきましては、上田建設事務所のほうで管理をしております。河川内の樹木については、県の管理であるため、町では随時情報の提供、それから伐採の要望を行っておりまして、毎年少しずつですが河川内の樹木の伐採も行っております。

今後におきましても、引き続き災害防止の観点を含めまして、上田建設事務所に強く要望し

てまいりたいというふうを考えております。現在の河川の樹木の状況につきましては、議員おっしゃるとおり町内各所に設置をしたニセアカシア等の樹木が多く見られている状況でございます。

また、最近の伐採状況でございますけれども、上田建設事務所に確認をしましたところ、本年7月には和田上組区の依田川河川敷で水路の排水に支障があったニセアカシアなど約60本を伐採をしたということでございます。

今後の予定につきましては、県としても、予算が余りなく、現在要望をしているということでございますけれども、予算の確保ができれば防災目的の伐採を中心に、今後も町内での伐採を進めたい意向であるという回答をいただいております。

なお、広報紙などにもお知らせしておりますけれども、申請いただければ個人での河川内の伐採も可能となっておりますので、御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 引き続き、県に対する要望を強めてよろしくお願ひしたいと思います。

4番目の質問に入ります。東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう決まりました。当町での避難行動要支援者の基準と把握状況はどうなっていますか。把握状況をお答えいただきたいと思ひます。

また、災害発生時、避難支援等関係者への情報提供に基づき、避難行動がとれるよう、平常時での防災訓練等も行うことが触れられていますが、避難行動要支援者の避難時の対応をどのように行っていくのかについてお答えをいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（田村孝浩君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは最初に、避難行動要支援者の把握状況につきまして答弁をさせていただきます。

現在の避難行動要支援者の把握は、先ほど議員がおっしゃられたとおり平成25年の6月の災害対策基本法の改正や、以前町で実施してました災害時避難行動要支援者の把握状況を再検討させていただきまして、昨年10月1日施行の長和町災害時避難行動要支援者登録制度実施要項に基づいて現在行っております。実施要項に基づきます避難行動要支援者は、町内に居住する要配慮者、例えば65歳以上の独居、高齢者のみの世帯、要介護者3障がいの手帳所持者等でございますけど、このうち災害時にみずから避難することが困難な在宅生活者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する方、例えばですけど85歳以上の独居、高齢者のみ世帯、要介護者、身体障害者手帳3級以上等でございますけど、このうち支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意をされた方で、8月1日現在501名の方が災害時避難行動要支援者として登録をいただいております。

なお、避難行動要支援者の対象者は、日々変わりますので、新たに対象者に該当した場合は、各種手帳の交付時や職員が直接自宅へ訪問して制度の説明を行い、避難行動要支援者名簿への登録をお願いしているところがございます。また、毎月定期的に避難行動要支援者の更新を行っております。

災害時の対応につきましては、この避難行動要支援者の名簿を各避難所へ配備し、自主防災組織、自治会、区、消防機関等の強力を得て安否確認、避難支援を行ってまいります。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 当町では避難行動要支援者の基準がつけられ、しっかり把握され、日常的な更新もされていることが確認できました。

しかし、災害対策基本法では、災害発生時避難支援等関係者への情報提供に基づき避難行動がとれるよう、平常時での防災訓練等も行うことが定められていますが、当町では今後の課題となっていることがわかりました。

要望として申し上げますが、先ほどの質問で防災訓練を全地域で系統的に実施するようにお願い申し上げましたが、その実施に当たり、避難行動要支援者の避難時の対応を含めて実施していただくようお願いいたしたいと思っております。

次の質問に入ります。長和町地域防災計画では、災害発生時に被害の防止または軽減のために住民の自主的な防災活動が自治体や防災機関の活動と並んで必要。地域における地区防災会議、自主防災組織の組織的な活動により出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における成果が期待される。今後より積極的に地区防災会議、自主防災組織の充実、強化を図っていくと記載され、地域防災のために地区防災会議、自主防災組織の役割の重要性が強調されています。当町における地区防災会議の組織状況、開催状況、その内容についてお答えいただきたいと思っております。

○議長（田村孝浩君） 小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） 地区防災会議につきましては、長和町防災会議条例第2条に定められております。また長和町防災会議条例施行規則により、大門、長久保、古町、和田地区にそれぞれ組織されておまして、町議会議員、財産区議員、民生児童委員、日赤奉仕団、消防団等の代表者により構成されております。

開催状況でございますが、古町地区におきましては、年1回以上定期的に開催されております。昨年の台風の際には、自主的に避難所を開設していただいたほか、水路の管理なども行っております。大門、長久保地区では、平成27年度以降開催されていませんが、長久保では台風や豪雨による土砂災害の発生が予想されるときの見回りや情報共有、大門では町からの連絡事項がある場合に開催し、支所と一体的に動いております。また、和田でも平成25年以降開催されていませんでしたが、近年局地的な豪雨災害が多く、自主防災組織の発足を促すため、こと

し8月に区長への説明会をかねて開催をいたしました。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 地区防災会議と並んで自主防災組織の役割が重要ですが、当町ではその組織化がなかなか進まないとお聞きしています。当町の組織化の現状、また進まない原因は何だと考えられていますか。今後、どのようにして全町に自主防災組織を組織していく計画なのか、今後の取り組みについてお答えください。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） ただいま自主防災組織の組織化の現状と組織化が進まないその原因分析についての御質問でございますが、最初に自主防災組織の組織化の現状でございますが、現在、8団体が設立をさせていただいております。区または自治会の単位で設立をいただいております。長和町の区の数86区のうち17区で設置となっております。また現在古町では寺下の自治会、立岩自治会、長久保自治会、和田上組区、橋場区において説明かいを実施をし、設立に向けた協議を進めておるところでございます。

次に、自主防災組織の組織化が進まない原因についてでございますが、昨年度開催いたしました講演会でのアンケート結果を見ますと、全体の約26%の人がすぐにでも立ち上げるべきだと思う、約63%の人が区で相談する必要があるが前向きに検討すべきだと思うという結果でございます。

この自主防災組織の必要性については、おおむね御理解をいただいているというふうに思っております。それでもこの組織化が進まない理由は、あくまでも推測でございますが、大きく次の2つの理由によるものではないかというふうに思っております。1つ目は、長和町は災害の余りない町であり、今までもそうであったように、多分滅多なことはないだろうという住民の皆さんの安心感というものによるものであるではないかと。2つ目は、組織の課題としてリーダーも含めて、住民の皆さんの高齢化が進んできていることや、ほとんどの地区で区長等が1年か2年で交代となり、リーダーの育成が難しいことなどが挙げられるのではないかとこのように思っております。

このようなことから、今後の取り組みといたしましては、引き続き担当が自治会や区に出向き、粘り強く啓蒙、啓発を続けていくことや、例えば担当と各支所の職員が協力して、区長さんのところ、地区で核となる人、若い層に対してその組織の立ち上げの働きかけを行っていきたいというふうに考えておりますので、また議員の皆様にも各段の御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） この質問を最後に要望として申し上げますが、災害時に地域での自主防災組織の果たす役割は非常に重要であると思っております。当町でも早急な全地域での防災組織の確立が望まれていると思っております。

先ほどの町長の答弁でもアンケート結果の報告がありましたが、すぐにでも立ち上げるべきだと思う、区で相談する必要があるが、前向きに検討すべきだと思うとの回答が多数であったという報告がございました。私も多くの町民が自主防災組織の必要性は理解しておられると思います。しかしながら、なかなかできないのは、その中心になる方がつくられていないということが、最も直接的な原因ではないかというふうに思います。

私もこの住んでいる姫木地域で自主防災組織をつくるのにかかわりましたが、比較的当町の中では一番最初の時期につくられましたが、その発端は、当時の自治会長が観光地であるということも含めて、これは大事だと、すぐつくらないといけないということで、自治会を上げてやろうという提起をされたことが、その発端でございました。つくるに当たってはいろいろと皆さんにお手をかけることも当然ありますから、みんながみんな万々歳というわけではないんですけど、やっぱりその重要性を中心になる方がしっかり理解して、そのリーダーシップをとることが立ち上げの一番基本だというふうに思います。中心になる方をつくるためには、なぜできないのかということも含めて、やっぱり町の担当者の方を含めて、地域に出かけて行って、その地域の方とよく相談をされるということが必要じゃないかと思います。地域の区長さんや役員の方と膝を交えて、どうしたらできるか、誰が中心になってもらったらよいかというようなことを相談をしていただいて、続けていたということが必要ではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

大きな1番目の質問を終わって2つ目の質問に入らせていただきます。

長和町道の駅、マルメロ道の駅ながとエリア活性化事業についてであります。最初に、長和町道の駅エリア活性化事業の取り組みの現状、特に基本設計が終了し、実施設計に入ったとお聞きしていますが、その進捗状況、また今後の予定について説明をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町の道の駅エリア活性化事業でございますが、ことしの5月に道の駅エリア活性化事業基本計画が承認をされまして、この基本計画に基づきまして、7月に設計業務技術審査会を開催をいたしました。設計業者の選定に当たりましては、指名型プロポーザル方式により5社から提案をいただき、御承知のとおり株式会社エーシーエ設計に決定をさせていただいたところでございます。

今後の予定でございますが、現在はエーシーエ設計を協議を行っているところであり、直売所関係者を初めとした農業関係者、それからJA、やすらぎステーション28などの関係団体、また一般の方からも御意見をいただきながら検討をしていきたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、今年度中には設計業務を完了させ、来年度には工事が着工できるようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 直売所の農産物の品ぞろえのために200戸の農家の皆さんの参加を

目指しているわけですが、農家の出荷者組織の準備会が結成されたとお聞きしましたが、参加者の概要、確認された内容について、また今後の取り組みについてお答えいただきたいと思えます。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 本事業におけます基本計画では、農産物直売所の売り上げは年間1億5,000万円というふうにしております。この売り上げを達成するに当たって、売り場面積及び近隣直売所出荷者の状況等を検討しますと、約200件の出荷者が必要となるというふうに考えております。

また、地域活性化の核となる大型農産物直売所ということで、長和町はもとより他武石地域を含めた農家の方の御理解、御協力が必要であります。

昨年度より、直売所の関係者の皆さんなどと出荷者組織について打ち合わせを行ってまいりました。来年度には出荷者組合を立ち上げる予定でございますが、その前段として先般道の駅直売所出荷者組織準備委員会を組織をいたしました。委員の皆さんは町内並びに武石地区において、直売所などの組織の責任者など17名で構成をしまして組織したところでございます。

今後は、直売所の視察を実施し、そして具体的な調査や検討、調整を行いまして準備をしていくことというふうになります。農家の皆さんの参加につきましても、この委員会による協議、検討を経て決めていかれるよう取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 6月の質問の際にも計画、事業を進める際の責任者を早急に決めることが必要だと申し上げましたが、現在でも最大の問題は、その責任者がまだ決まっていないことだと思います。計画事業を進める責任者が決まらないまま進行していくことが、大変問題だと思いますが、いつ決まる予定でしょうか。お答えをお願いしたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 大型直売所事業の運営につきましても、直売所の出荷者組織が核となって管理運営組合を立ち上げまして、計画及び事業の推進、経営を図ってまいりたいと思っております。

現在、準備委員会を立ち上げたところでございますが、出荷者組織の検討に合わせて、経営方針、それから運営のあり方についても協議を行っていききたいというふうに考えております。

設計業者が決まったことによりまして、こういった施設になるか見通しがついたわけですが、集客力があり、地域の活性化に資する直売所はこういった運営を行うか、直売所としてこういった特徴を生かせるかが大事であるというふうに考えております。推進委員会、それから準備委員会でも今後視察を行う予定でございます。

また、事務局におきましては、特徴ある大型直売所について調査検討を進めており、現在計画している事業でこれに対していききたいというふうに考えておるところでございます。

このような中で、責任者の意向は重要な要素となりますので、近々店舗運営等の経験と知識が十分に合う方になっていただく予定で、今後の本事業に関し参画していただくというふうに考えておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 町長は6月の私のこの質問に対して、

「昨年度推進委員会の視察で訪問した道の駅直売所においても、運営体制、さらに申しますと誰が運営するのが非常に重要であるとの認識をしていたところであります。また近隣や全国の道の駅の直売所において、成功事例として紹介されているところは、経営にかかわる責任者が理念とアイデンティティーまた行動力によって地域の活性化に資する成功を収めているとのことであります」

と責任者の役割の重要性を述べられました。今の答弁をお聞きしまして、この責任者を決めるということの重要性についての町長のトーンが下がっているように私には感じられまして、非常に危惧をしております。責任者のいないまま計画を進めて、でき上った上に責任者が乗っかかるような、雇われ店長のような結果にならないよう、責任者を早急に決めた上で取り組みを進めていただきたいと思います。

次の質問に入ります。この事業は、総額で4億円近くになるとお聞きしています。その財源ですが、6月議会の答弁では現在地方創生関係の交付金を活用すべく、国や県と協議、検討を行っており、補助予算につきましては起債を充当したいと述べられましたが、事業財源についてのその後の計画、見通しはどうなっていますか、お答えをお願いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 先ほどの責任者の問題につきましては、確かに責任者は大変重要な位置でございます。それは理解しております。ただ反面、やっぱりしっかりと多くの皆さんと協議をしながらやっていくということも非常に重要なポイントでございますので、責任者の一人の判断で独断先行することも非常に問題がございますので、そこら辺のバランスはよく考えて進めさせていただきたいというふうに思います。

さて、財源の御質問でございますけれども、この財源につきましては、基本計画策定時より検討を行ってきております。また、関係する県や国の部署にも相談しながら進めてまいりましたが、今回の事業は大まか農畜産物、直売所を建設するだけではなくて、付帯施設や足湯の建設も含まれている複合的な事業でございます。この事業の財源として、内閣府の所管する地方創生拠点整備交付金が一番有利ではないかというふうに考えておるところでございます。

今年度、町交付金基金造成事業に申請をしたところでございますが、これ複数年かかりますので、基金造成の事業を申請しないとなかなか実現難しいわけでございますので、その基金造成事業を申請してまいりましたが、この基金造成要件に満たなかったため、この部分では採択では至っておりませんでした。しかし、事業内容そのものは、要領の定めるものであり、施設

等の趣旨に合致していると考えており、今後国の補正予算並びに来年度予算において募集があれば、改めて申請をして積極的に予算獲得を進めていきたいというふうに考えています。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 6月議会で私はこの事業についての町民の皆さんの理解を広げるために、広報やその他に取り組みが必要だと申し上げました。広報の中7月号で掲載していただきましたが、残念ながら記載内容は私が見た範囲ですけど、非常に簡単な事実のみの記載ということになっておりました。町民の皆さんの賛同や理解を広げるためには、もっと記載内容の工夫が必要だと思います。一部門、担当者だけに任せるのではなく、横断的な体制をとる等をして、町民の皆さんへの広報や取り組みがもう少し内容的に工夫されたものが必要だと思いますがいかがでしょうか。今後の予定やお考えをお答えください。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 道の駅エリア活性化推進事業は、大型直売所を整備するだけではなく、道の駅エリア全体の活性化や創業支援など、町の産業全体の振興を目的とした事業でございます。これまでも基本計画の策定に当たり、さまざまな関係者と協議を行い設計業者も決定いたしましたので、基本計画や提案をされた施設イメージ等を町民の皆様にも広く周知をさせていただくとともに、事業計画や設計に対して御意見をいただきたいというふうに考えております。

そして出荷者組織、準備委員会では、各団体、事業社ともさらに具体的な協議を行いまして、事業に対する理解を深めていただくとともに、広く御意見を伺ってまいりたいというふうに考えております。

広報長和におきましては、事業の進捗状況を随時掲載をし、町民の皆様にも理解を深めていただくとともに、御提案をいただく機会をつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） この質問の最後になりますけど、新しい道の駅についてであります。私のほうにお聞きしている中身ですけど、経営は大丈夫だろうかということだとか、町から指定管理料がつき込まれるだけじゃないかというような心配の声が上がっているのもお聞きしております。新しい道の駅は、町からの財政支出なしに独立採算で行われることが望ましいと私は思いますが、経営形態についてどのように考えられていますか。お考えをお聞かせください。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 先ほど申し上げましたように、売り上げ目標を年間1億5,000万ということとしておりますので、経営形態として任意団体というふうにはいかないというふうに考えております。

経営形態についても、どういった形態にしていくか検討を重ねあわせて、行政を初め関係する機関、団体などとの役割分担を確立をし、それぞれの責任の範囲で明確にしてまいりた

いというふうに考えております。

経営形態として、株式会社、一般社団法人、それから合同会社など考えられますが、どういった組織にすればよいか、それぞれのメリット、デメリットもございますので、さらに検討して決定をしていきたいというふうに思っております。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 大きい3つ目の質問に入らせていただきます。依田窪についてであります。当議会への質問に当たり、8月に私は依田窪病院の清水事務長さんと懇談をさせていただき、依田窪病院の患者数の現状、現在の医師体制と今後の見通し、昨年度、平成29年度の決算の概要、病院としての経営改善、患者サービス等の取り組みについてお聞きし、私としても意見を申し上げたところであります。

私の依田窪病院に対する基本的な立場は、昨年の町議会議員選挙の際にも町民の皆さんにお約束をいたしました。当面の最大の問題である常勤医師、特に内科医師の確保を前進させるとともに、依田窪病院がいつでも安心してかかれる病院、地域から愛される病院になるよう、町民の皆さん、病院職員の皆さんと力を合わせて取り組むこととあります。

質問の最初に、依田窪病院の現状について質問させていただくつもりでしたが、議会運営委員会から依田窪病院の現状についての質問は、依田窪病院議会で行うべきであり、当町の議会での質問には適切でないとの指摘をいただき質問を変更いたしました。しかし、町民の皆さんに依田窪病院の現状を知っていただくことは大切だと思いますので、依田窪病院の現状については、私がお聞きした内容に基づき、私のほうから報告をさせていただきたいと思っております。

最初に患者数であります。ことし4月から7月までの状況は、昨年の4月から7月に比べて内科医師の退職のために、去年7月から内科医師が2名常勤体制になり、7月からは緊急入院の受け入れができなくなった厳しい医師体制の時期に重なっております。入院患者数、具体的な数ですが、入院患者数は7月のみ昨年比110.7%と増加しておりますが、4月6月は84.6%、97.1%、96.1%と減少しております。内科は増加しておらず、7月の増加は整形外科と外科の増加に基づくものであり、依然として厳しい状況が続いていると思われま

す。外来患者数は昨年比で4月から7月まで91.8%、99.4%、88.4%、94.2%と4カ月とも下回っています。内科の医師体制は昨年と比べ改善していますが、患者数増加にはつながっていない状況であり、一旦減少した患者数を回復することの難しさを示しています。

次に、現在の医師体制と今後の見通しです。内科についてのみ申し上げますが、昨年11月に津田先生が常勤医師として着任され、3名常勤医師体制になりました。その後12月からことし3月まで、諏訪中央病院から1名は県があったため、3月末まで4名体制に回復していません。4月からは長野県からの派遣で1年間の予定で3年目の後期研修医の山崎先生が着任され4名体制に戻りました。7月からことし12月末までは、諏訪中央病院から半田先生が着任さ

れ、現在5名体制となっています。人数的には当面の目標である5名に達していますが、このままだと来年1月には4名に、4月には3枚になってしまいます。内科の患者数の回復のためには、期限のない常勤医師5名体制が必要であり、今後も今まで以上の医師確保の取り組みが必要となっています。

当然三澤委員長を初め、病院としては全力で取り組みを行っているとのことですが、例えば当町出身の全医師や医学生も把握し、働きかけも行っているそうですが、今のところいろよい返事はもらわれていないとのことでもあります。

病院としての経営改善、患者サービスの取り組みについてですが、人件費の節減のために職責手当を医師部門も含めて廃止することを決めて、今職員の合意を図っていることをお聞きしました。また、透析患者さんの確保のために、送迎を10月から開始するそうです。私からは、医師体制が回復するまでの期間、これは全力で取り組んでも数年規模の単位が必要だというふうに私は思いますが、そのように申し上げましたが、患者数の減少をその中でも食いとめていくためには、職員上げての患者サービスの向上に取り組んでほしいことを申し上げました。

続いて昨年度、平成29年度の決算の概要ですが、昨年度の決算の概要をお聞きしましたが、医師体制の悪化の影響を受けて、28年度に比べて医療収入が26年から22億7,000万円に減少、3億3,000万円が減少、2億円の計上赤字という結果だったようです。

昨年度は当町と上田市から約5億円の経営繰り入れ、経営支援が行われていますが、さらに2億円が必要になっているわけであります。今年度の患者数状況を見ますと、来年度以降もさらなる経営支援が必要になっていることが必然だと考えます。

以上、依田窪病院の現状について申し上げましたが、結論として申し上げますが、依田窪病院の患者数確保と経営改善のためには、医師数、常勤医師の確保、特に内科医師常勤医師の5名の確保が前提として必要となります。

現在全国でほとんどの病院が医師不足の状況が続いている中で、このことは並大抵のことでは実現できません。そのために病院として全力で取り組むことは当然であり、今まで以上の取り組みを行っていかなければいけないわけですが、それを病院だけに任せておいてよいのかというふうに思います。もちろん町長を先頭に、長野県等への医師の問題中心に要請を行っていただけることは知っておりますが、それだけでは不十分だと私は思います。

町長が前回、前々回の私の質問に際し答えられたように、今こそ医師確保のために当町でできること、町民上げて取り組むことを真剣に考えて取り組まなければならないと思い3回目の要望を出させていただきました。

長和町として、医師の確保と患者増のために、1番目、医師、医学生紹介運動の取り組みを進めること、2番目として依田窪病院委員会の設置をすることを再々度になりますが御提案をいたします。御答弁をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 依田窪病院の御質問ですが、田福議員も依田窪病院組合の議員をしておりますので、大変細かく皆さんにお知らせをいただきましてありがとうございます。

それでは、御質問に対して答弁をさせていただきますが、今ちょっとダブる面もありますが、昨年度当初から内科医師の不足によりまして、夜間の入院を制限をせざるを得ない状況が続いておりましたが、昨年11月から2名の医師が着任をしまして、今年度は4月から長野県医学生就学資金対応医師が1名、これは県からの配慮でございますが配置をされたこともあり、昨年度末と同じ内科医師の4名の体制でスタートをいたしました。

この7月に研修医が1名着任いただいたことによりまして、現在、先ほどお話ございましたように5名の内科の診療で行っているということでございます。

また、整形外科におきましては、昨年12月に間接に担当する整形外科の医師が退職したことにより影響が大きく、昨年度4月から7月までの入院及び外来の延べ患者数と比較しますと大幅に減少に減少している状況となっております、大変心配をしているところでございます。

直近の医師確保の取り組みにつきましては、先日も長野県議会議院の皆さん、県民文化健康福祉委員会の皆さんが現地視察を行いまして、そのときに長野県医学生就学資金対応医師の継続的な配置について陳情をさせていただいたところでございます。

それでは、医師、医学生紹介運動及び依田窪病院委員会設置に関する御質問にお答えをさせていただきます。

以前にも各議員から、当該出身の医師、医学生を紹介する取り組みについて御提案をいただきました。他の議員の皆さんからもいただきましたが、依田窪病院におきましても町出身の医師、医学生につきましては把握をしているところでございます。これらの皆さんは、非常に高い理想を持って厳しい道を進み、日々勉強を続けて医療に従事をしておられますが、それぞれの目指すものにより、おのずと働く場所も決まってしまうというのが現状でございます。

まずは、町内外にとらわれず医師の皆さんに働きがいのあり魅力的な病院として、ここで働きたいと思ってもらえるような病院にしていくことが重要なことではないかというふうに考えておるところでございます。

その上で町民の皆さん、御家族、同級生またはお知り合いなどの御紹介によりまして、依田窪病院に勤務をしていただけるようになれば、大変ありがたいことだというふうに思っております。

医師募集につきましては、依田窪病院のホームページや病院広報紙でトップページに掲載をしまして、情報発信を行っておるところでございます。

町といたしましても、病院と連携をして町も広報紙等へ掲載するなどして、町の皆さんに呼びかけをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、依田窪病院委員会についての御質問にお答えをいたします。依田窪病院は、御承知のとおり、長和町と上田市との組合立の病院でございまして、依田窪医療福祉事務組合が開設を

して病院を運営をしてきておるところでございます。

当院は、昭和56年に旧長門町、和田村、武石村の3カ町村により一部事務組合設立の協定を経て誕生したもので、もう病院の理念として地域に密着した心暖かかな医療の実践と、地域における基幹病院として高度医療の提供を抱えております。開院依頼、地域の皆さんのかかりつけの病院として役割を全うできるよう、取り組んできているところでございます。

現在、病院において、患者さんの御意見をいただく場としては、院内図書、それから患者満足度アンケート、それから病院モニター制度で座談会などがございます。その中で、お褒めをいただいていることと、施設設備に関すること待ち時間に関すること、職員の接遇に関することなど改善を求める御意見や御指摘などもいただいております。これらは病院内で検討して医療サービスの向上に役立てているところでございます。

議員がおっしゃられる依田窪病院委員会は、町民の要望を病院に伝えるとともに、病院の現状と取り組みを町民に知らせる役割を担うということでございますので、まずは先ほど申し上げました意見収集及び広報紙やホームページによる情報発信を充実させてまいりたいというふうに考えております。

また、病院モニターは、平成29年4月に3名から旧長門、旧和田、旧武石の地域から、2名ずつお願いをして計6名に増員をさせていただいており、院内の見学や懇談などを通じて地域の皆さんの要望をお伺いする機会としておるところでございます。より多くの御意見を伺う手段として、モニターの人数をふやしていくことも、これからの検討課題であるというふうに考えておりますが、やはり旧3町村で開設した病院のことでもありますので、依田窪病院を核として長和町及び上田市、武石地域の皆さんと歩調を合わせて進めて行くことが大事であるというふうに考えておるところでございます。

町といたしましては、今後もこの地域になくってはならない依田窪病院が健全に運営され、地域の皆さんに頼られる病院になるよう、深くかかわってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） ちょうど時間となりましたので、本日の私の質問はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（田村孝浩君） 以上で3番、田福光規議員の質問を終結いたします。

ここで、10時10分まで休憩いたします。

休 憩 午前 9時58分

再 開 午前10時10分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

4番、森田公明議員の一般質問を許します。

森田公明議員。

○4番（森田公明君） 議長の許しを得ましたので、これより一般質問をさせていただきます。

今回は、6月定例会の一般質問において質問しました、長和町の教育方針についてのうち保留してありまいたじめ問題と道徳教育のあり方についての、本年5月24日に認定を受けた、長和町を含む長野県8市町村、山梨県6市にまたがる日本遺産「星降る中部高地の縄文世界—数千年を遡る黒曜石鉱山と縄文人に会う旅—」の認定に対する町の取り組みについて順次質問いたします。

まず、長和町の教育方針についての質問から入ります。羽田町長は、昨年の選挙時に出された公約の中で、「長和町の未来を託す子供たちが輝くまちづくりを見たい。いじめから子供を守り、いじめをなくす教育を強化する」と宣言されております。

このことについて、まず初めに、この公約の中心となる考え方及びその方針は何か伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） いじめに関する状況把握ということに対する考え方に関する御質問でございますが、いじめとはいじめられた児童、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害をし、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものがございます。またどの子供にも起こり得るものであるというふうに考えております。

町の未来を託す子供たちがいじめにより、その未来を奪われることがあっては絶対にいけないと思っております。いじめは、いじめられる側、いじめる側、相互にとって心に大きな傷を残すものでございます。

また、いじめにかかわった子供たちだけではなく、その家族にも深刻な影響を及ぼすものでございます。

いじめをなくしていくということは、非常に重要なことであるというふうに考えておりますので、今回の私の公約に、いじめから子供を守り、いじめをなくす教育を強化ということを新たに掲げさせていただきました。

またいじめにつきましても、表面化することが少なく、表面化した際には重大な事態に陥っている場合が多いというふうに思われるため、いじめの早期発見など把握などに努めていきたいというふうに考えております。

以上が、強化しなければならない中心になる考え方と方針でございます。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 町長がおっしゃられますように、いじめによって子供たちの教育を受ける権利が侵害されたり、その未来が奪われるようなことがあってはならないと考えます。そのために、町全体での子供たちを守る体制づくりはまず大切であります。

しかし、その一方で子供たちの社会のあり方は、大人の社会のあり方を反映したものであるということも忘れてはならないと考えます。いじめが起こる土壌は私たちおとな社会をその萌芽としているのであります。

そのことを踏まえ、いじめ問題を子供たちの社会に特有な問題であって、教育や子育ての範疇にのみかかわるものであるとして、家庭環境や教育環境にその問題点を求めるような狭小な見方ではなくて、家庭を取り巻く社会環境や子供たちを見守る地域社会、行政や政治のあり方までを含む、子供たちを取り巻く地域社会全体もの問題として見つめる視点を持って取り組んでいただくことをまず要望しておきたいと思います。

では現在、町では、小中学校におけるいじめの現状をどう把握しておられるのか、またその状況はどうか伺います。

○議長（田村孝浩君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） それでは、私のほうから現状について報告をさせていただきたいと思います。

まず、いじめの現状把握の方法でございますけれども、担任と児童生徒との個々面談を行う。それから児童生徒及び保護者へのアンケート調査での実施、それから学校の職員会での先生方同士の情報交換、それから生き生きとした学校生活を送るための総合質問紙調査でございます。いわゆる i — c h e c k という言葉でございます。それから、楽しい学校生活を送るためのアンケート調査である Q — U 調査の実施などにより、いじめの状況把握を行っております。

次に、いじめの状況でございますが、現在は小さなからかいや悪ふざけ、悪口というような行動もいじめに発展する可能性があるため、このような形態の把握も積極的に掌握しなければならないと思っております。状況を共有しながら、良好な関係に修復できるよう指導していただいております。

このような状況の中、現在のところ、重大ないじめに関する事案は発生をしていないということでございます。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 今教育長の答弁にありますように、長和町においてはいじめにかかわる重大な問題は現在発生していないという回答ですので、現状子供たちが安心して学ぶことができる教育体制が形づくられているものと思われま。

では、いじめから子供を守る体制の整備については、これまでも教育委員会を中心に組みまれてきているところでありますが、その内容について伺いたいと思います。その上で町長のおっしゃる、いじめなくす教育とはどのようなものかお話いただければというふうに思います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） いじめに関する体制、整備と教育に関する御質問でございますが、いじめから子供を守ること、いわゆるいじめ防止に関しては、国は平成25年にいじめ防止対

策推進法を制定をし、いじめの防止基本方針の策定、いじめの防止等に関する措置、重大事態への対処などが規定をされております。

町といたしましても、学校におけるいじめの早期把握、いじめが起きた場合の適格な対処などに努めてまいりました。ただ、いじめ対策についての基本方針、対応組織などが定まっていないという状況でございます。このため、基本方針などの策定につきまして検討を行い、昨年度長和町いじめ防止基本方針を策定をいたしました。今後は、このいじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題対策連絡協議会を設置するなどして、いじめから子供を守る体制整備を進めてまいりたいというふうに思っております。

いじめをなくす教育についての御質問でございますが、いじめをなくすには、やはり子供たちの心理面での教育が重要であるというふうに考えております。いじめの問題は最終的には人権の尊重につながるものであるというふうに考えております。子供たち一人一人がお互いの人権を尊重し合い、差別のない心を正すことにより、みずからいじめもなくなるものであるというふうに確信をしておりますので、人権を尊重できる教育に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、学習指導要綱の改正によりまして、道徳が特別の教科として位置づけられ、小学校では本年度から教科として道徳の授業が実施をされております。中学校では来年度から実施をされます。この改定に当たっては、深刻化したいじめ問題への対応も要因となっておりますのでございます。道徳教育を通じて、いじめをなくす教育を実践していきたいというふうにも考えておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 学校と保護者及び関係機関との情報共有をしっかりと行って、いじめの早期把握と迅速な対応をとっていくことが大切であります。その上で、ただいまおっしゃられました、長和町いじめ防止基本方針にのっとりした体制整備をしていくとの御回答でしたので、その取り組みを進めていただければと思います。

しかし、ただいまお話の本年4月に策定された長和町いじめ防止基本方針は、既に策定から4カ月が経過しているにもかかわらず、現在公表されておられません。いずれな理由があるか承知しておりませんが、このため町民がこれを周知するまでに至っておりません。速やかな対応を求めておくとともに、細やかな体制づくりを要望しておきたいと思っております。

さて、先ほどの町長の答弁でもお話いただきましたが、学習指導要領の改訂により、道徳が特別な教科として本年度から小学校で実施され、来年度からは中学校でも実施されます。これは、日本各地でのいじめ問題の表面化を受けての国の対応であり、今回の指導要領改訂の中心の一つに位置づけられるものであります。

しかし、この道徳の教科化は、一面的な価値観のすり込みにもつながる恐れもあり、子供たちの人格の完成度を評価することにもつながりかねないという問題をはらんでいます。町では、

学校教育における道德教育のあり方についてどう考えているか。また、道德教科書の選定に際してどのような方針で臨む考えか伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 道德教育についての御質問でございますが、先ほどのいじめに関する答弁の中でも述べさせていただきましたが、学習指導要綱の改定によりまして、従来の道德の時間が、特別の教科道德として位置づけられ、教科化されました。先ほど申し上げましたように、小学校では今年度から実施、中学校におきましては来年度から実施をされます。これまでの道德は、どちらかという読み物的な面が強かった部分がございますが、これを問題解決的な学習を取り入れ、考え議論をする道德としようとするものでございます。特別な教科道德の目標は、よりよく生きるための基礎となるための道德性を養うため、道德的ないろいろな価値についての理解をもとに自己を見つめ、物事を広い視野から多面的、多角的に考え、自己の生き方についての考え方を深める学習を通じて道德的な判断力、慎重、実線、意欲と態度を育てるということでございます。

道德教育につきましては、児童生徒に特定な価値観を押しつけるということにならないよう、また、評価につきましても議員が危惧されるような状況にならないよう、結果を評価するのではなくて、結果に至るまでの過程を重視した評価となるようにしていきたいというふうに考えております。

教科書の選定につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（田村孝浩君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） 道德の教科書の選定に関する質問でございますけれども、教科書の選定は長和町、上田市、東御市、青木村の4市町村で構成しております上小教科書用図書採択協議会において選定が行われ、最終的には長和町教育委員会が決定するということとなります。したがって、上小地区の小中学校は、全て同じ教科書を使用するということとなります。

小学校の道德の教科書につきましては、昨年度開催されました採択協議会において採択され、町教育委員会が決定した教科書を使用しております。来年度から使用します中学校の道德の教科書につきましては、本年度既に採択協議会が開催され、使用する教科書が決定をされており、過日行われました町の定例教育委員会において採択されている状況でございます。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） ただいまの御回答ですと、既に中学校の教科書の選定を終えているとの御回答でしたので、採択された中学校の道德の教科書について、選定された教科書名とその選定理由について公表していただきたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） 選定されました教科書は、光村図書出版株式会社の「きみがいち

ばんひかるとき」でございます。選定理由といたしましては、生徒や学級の実態を大切にしながら、狙いとする道徳的価値観にかかわり、考えさせたいことは何か、どのような指導方法、アプローチが効果的か、道徳化の目標を実現するため、教科書をもとに教師が生徒とともに主体的に授業づくりができるかという視点を最も重要視した結果、自分とのかかわりで考えを深め、広めていく観点としての、つなげよう、多面的、多角的に考える観点としての見方を変えてを活用しながら授業づくりができる。それから生徒がみずから考えを持つことへの配慮や工夫、それをもとに友と意見を交流することを学習の中心に捉え、教材の読み取りに偏ることなく、発達段階にあわせて道徳的、諸価値の自覚を含められるよう、多用な教材で構成がされているということで採択がされているところでございます。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） さて、道徳教育の教科化、道徳化の設置には、ただいまの回答にもあるとおり、子供たちの道徳性を養うことにその目的があります。教科である以上、道徳化の目標があり、狙いとする道徳的価値観があります。発達段階に合わせた道徳的価値を自覚することで、自己の道徳性を養っていこうとするものであります。

教材や社会の事象に対する子供たち一人一人の多用な意見を尊重し、道徳的価値観の固定化にならないよう強く要望しておきたいと思えます。

そのためにも、先ほど町長の答弁にもあったように、自己及び他者の人権を尊重する意識を持つことが重要であります。人や社会の事象の多様性を認めることが最も大事であり、多用な個の集まりが社会を構成していることを認識していることが求められるのではないかと思います。だからこそ、道徳がこれまで教科化されず、道徳教育にとどまり、子供たちの道徳実践力は他の多くの教科を学ぶことや学校生活及び社会生活において、他者とのかかわりを持つことで培っていくものと考えられてきました。

この意味において、道徳の教科化は、社会の教育力の低下を反映したものであるとも言えます。

長和町においては、子供たちのさまざまな学びの場を提供し、社会性と多様性を認め合える学びができる環境整備に力を尽くしていただきたいというふうに思います。

加えて、これまで総合学習等で行われてきた地域学習の取り扱いについても、その重要性和役割をしっかりと認識して検討されるよう要望しておきたいと思えます。これは、前回取り上げました英語の教科化と今回の道徳の教科化により、小学校での授業時数に影響が出ることは明らかであり、そのことにより、総合学習の時間が削られ、地域学習の時間が減少することが危惧されます。

道徳は、本来、先ほど申し上げましたように、単独の教科として存在すべき性質のものではなくて、他の学習過程や本来の生活を通して学ぶべきものであります。英語科についても、その学習の意味や習得の程度を考えると、年間10時間、20時間程度の授業時数の増加が重

要な意味を持つとは考えにくいものがあります。むしろ地域学習等によって、自己のよって立つ地域の文化を深く学習することが、その子の人格形成や自己肯定感の育成に密接につながるものと考えます。

また、地域を学ぶための身近な教材は、他の教科の教材として十分に役立つものであり、実感を持って身につく生きる力を育むものであると思います。ぜひとも町の歴史や文化について学ぶ機会や地域社会に子供たちが参加する機会を保障できるようなカリキュラム編成がなされるよう、要望しておきたいと思います。

その一方で、社会教育と連携しての地域学習を充実させる方策をとることを考えていただきたいと思います。このことについては、後の一般質問において、改めて確認させていただきたいと考えております。

それでは、次の質問に移ります。本年5月24日に認定を受けた長和町を含む長野県8市町村、山梨県6市にまたがる日本遺産「星降る中部高地の縄文世界—数千年を遡る黒曜石鉦山と縄文人に出会う旅—」の認定は、長和町の星糞峠黒曜石原産地遺跡等、下諏訪町の星ヶ塔遺跡の黒曜石を中心とする縄文時代の旅のストーリーが重要な要素として認められた背景があると聞いております。

このことはすなわち有効的な公益を通じ、縄文人の平和な生活の基盤を支えた黒曜石を有する縄文人憧れの地が長和町を含むこの中部高地地域であり、日本文化の源流を長和町に住む私たちが有していることとなります。

この日本遺産の認定は私たち町民の誇りであり、星糞峠黒曜石原産地遺跡が広く認知されることで、町の文化的観光資源として、さらに大きな役割を持っていくものと考えます。

そこで、日本遺産の認定を受けての町の対応について、この成果をどう生かしていくのかを中心に質問をしていきたいと思います。

まず初めに、星降る中部高地の縄文世界の日本遺産の認定について、その意味をどう捉えているか、そのお考えを伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 日本遺産認定に伴う意義についてどのように考えているかという御質問でございます。本年御承知のとおり5月24日に東京で平成30年度の日本遺産の認定交付式が行われました。今年度新たに13件が日本遺産として選ばれました。このうち、今お話の出ましたように長和町、茅野市、富士見市、原村、諏訪市、岡谷市、下諏訪町、川上村の長野県内8市町村、それから甲府市、北杜市、韮崎市、南アルプス市、笛吹市、甲州市の山梨県6市により申請をいたしました星降る中部高地の縄文世界が認定されました。副題として、「—数千年を遡る黒曜石鉦山と縄文人に出会う旅—」というふうにされており、この長和町のそれから下諏訪町これ黒曜石が大きな要素となっておるところでございます。

この日本遺産とは、各地に点在する文化財を地域的なつながりや時代的な特徴をもとにまと

め、その魅力を国の内外に発信し地域振興に役立てるという制度で、これ平成27年度から東京オリンピックが開催される2020年を目途に、文化庁が取り組んでいるものでございます。

そして、全国を対象として平成27年から2020年の6年間で、おおむね100件の日本遺産を認定をし、それぞれが3年間にわたる補助とプロデューサー等の専門家の人的支援を受け、地域の歴史遺産とその周辺の特産品を初めとする多様な観光資源等を結びつけた広域的な魅力発信事業を企画実践し、国内外からの誘客を目指しているということでございます。

日本遺産は現時点で67件の認定となっております。長野県では木曾地域に次ぐ、今回2例目というふうになりますが、今回の認定に当たりましては、全国でも類例のない黒曜石資源とその流通を背景として、この地域に国宝とされた土偶や芸術性の高い縄文土器を持つ文化が生み出されたという点が評価されました。

星降る中部高地とありますように、この長和町の3万年という日本最古のブランド黒曜石が星のごとく輝く今日のブランドとして再評価されたものというふうを考えております。

日本遺産の認定は、申請件数ともに年々ハードルが高くなっておると聞き及んでおります。今後、縣市町村を超えた広域的な連携と文化財のみではなく、町全体を含めた組織の横の連携が大きな課題とされますが、長和町が長年取り組んでまいりました歴史遺産を生かしたまちづくりが地域振興にもつながる大きなチャンスとして、この機会を生かしていきたいというふうを考えております。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） これまでにも黒曜石の原産地遺跡を持つ町としてさまざまな活動を行ってきたことによって、長和町では日本各地の縄文遺跡を持つ地域の皆さんと、その交流が盛んになりつつあり、またイギリスのグリムスグレイブス遺跡との姉妹遺跡の贈呈があり、子供たちの国際交流にもつながっております。これは、縄文時代の石器生産による、長和町と日本各地とのものの移動や人の交流が現代においてもネットワークとしてつながる可能性を示しているのではないかと考えられます。

今回の認定は、その動きを強く後押ししてくれるものであり、長和町の存在を広く認知していただく契機になるものと考えます。

その日本遺産認定の趣旨は、文化財や伝統文化を活用した地域の活性化を図ることにあり、この取り組みにより地域住民のアイデンティティーの再確認や地域のブランド化等にも貢献し、地方創生に大いに資するものとなることが期待され、そのための予算も盛り込まれることになっております。

既に本年の取り組みが始まっているものと思いますが、現状はどうなっているのでしょうか。その取り組みの内容と振興スケジュールはどうか伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） 日本遺産に伴います取り組みの現状に関する御質問でございます。

日本遺産の認定は、議員のおっしゃるとおり認定された地域の認知度が高まるとともに、日本遺産を通じたさまざまな取り組みを行うことによりまして、地域住民のアイデンティティー、いわゆる自分の価値観や物の見方、考え方の再確認や地域のブランド化等にも貢献をし、さらに地方創生に大いに資するものと考えているところでございます。

日本遺産認定に伴いまして、日本遺産として認定されたストーリーの魅力発信や日本遺産を通じた地域活性化について、日本遺産魅力発信推進事業として日本遺産に関する情報発信、人材育成、普及啓発事業、調査研究事業、公開活用のための整備に対して文化庁より文化芸術振興費補助金が交付されます。

日本遺産認定後の取り組み状況でございますが、長野県教育委員会、山梨県教育委員会の指導によりまして、取り組みを行っております。6月に認定市町村の担当者会議が開催されました。日本遺産認定に伴いまして、文化庁から文化芸術振興費補助金が交付されますが、補助金の受け皿については、日本遺産認定地域に設置された協議会となっているため、この協議会の設立や今後の推進体制など、日本遺産認定後の対応について協議が行われております。さらに、日本遺産としてのストーリーを充実したものとするため、日本遺産プロデューサーが各市町村を訪問したり、学習会の開催などが行われております。

7月には17日に事務担当者会議が、25日には協議会の設立総会が開催されました。協議会の設立総会では、協議会の名称を甲信縄文文化発信活性化協議会とすることで承認されております。協議会の発足に伴い、今後具体的に事業が推進されていくこととなります。予定されている事業の内容としましては、日本遺産プロデューサーのストーリーを軸として、日本遺産魅力発信推進事業を展開していくこととなります。事業の実施期間につきましては、細かいことにつきましては、教育課長のほうから回答いたします。

○議長（田村孝浩君） 宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） では、私のほうから取り組み内容、スケジュール等について答弁をさせていただきますと思います。

最初に事業の実施期間の関係ですが、事業の実施期間につきましては、今年度から2020年度までの3年間となっております。3年間の事業費の総額ですが9,820万円を予定しております。主な実施事業の内容でございますが、案内看板、掲示板の作成、設置で約3,700万円、縄文トレイル周遊事業ということで約1,900万円、縄文分化を紹介する広報用動画の作成、これが約860万円、甲信縄文フェスティバルの開催、これが約700万円、縄文文化を紹介するウェブサイトの作成、約550万円、これらの事業が予定されております。

今後、これらの事業の具体的な実施に向けて部会を設置し、検討を進めていく予定となっております。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 今回、長和町が認定を受けた日本遺産のストーリーは、ただいまお話

のように複数の市町村にまたがって展開するシリアル型であり、長野県と山梨県の計14市町村が関係しています。

認定されたストーリーからすると、黒曜石の流通を背景に、黒曜石鉱山から黒曜石の道が全国に伸びていたことが語られており、日本遺産の活用において長和町が果たす役割は大きいものと思われまます。このことを受けて、全体の協議会に参加すること、それに対して町ではどのような体制をつくって、日本遺産の活用の協議にかかわっていくのか、町の考えを伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） 日本遺産認定に伴う町の体制づくりに関する御質問でございますけれども、議員のおっしゃるとおり、日本遺産として認定されました、星降る中部高地の縄文世界において、当町の黒曜石縄文鉱山は、ストーリーの出発点及び、その後のストーリーの原点となっております、大変重要な位置づけとなっております。

日本遺産のストーリーを展開していくためには、歴史文化、観光の関係団体、行政などさまざまな団体が連携することにより、地域の魅力を向上し、活力を創出する取り組みを行い、地域文化を醸成しつつ、産業、観光振興などの地域の活性化につなげていかなければなりません。

先ほどの答弁で述べさせていただきましたが、甲信縄文文化発信活性化協議会においては、教育委員会及び産業振興課の課長が協議会の構成員となっております。協議会では、日本遺産を地域活性化につなげるために、観光面での活用を目指していくことから、観光担当部局を中心とし、活用の要素となります史跡などの整備、充実につきましては、教育委員会が主となりながら進めていく予定であります。他の課との連携が必要となる場面も多々あると思われまますので、場面に応じて柔軟に対応していきたいと考えております。

また、あの日本遺産関連の事業につきましては、町を上げての事業となりますので、行政だけで推進していくことは困難であります。町観光協会など町内の関連団体との連携も模索しながら推進してまいりたいと考えております。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 教育長も言われる、町を上げての事業を推進していくために、その体制づくりは重要であると考えます。ただいまのお話では、観光担当部局を中心として横断的な組織を考えて、その都度対応していくというようなお話でしたが、既に、例えば山梨県では富士山地域の世界遺産登録を契機に、世界に通用する観光地域づくりのマーケティングを行う官民一体の観光地経営体、日本版DMOと呼ばれていますが、これが組織され、日本遺産認定の活用においてもこの観光地経営体が中心的な役割を担うことは言われております。

国の政策としても、地方創生の一つの柱として世界水準のDMOの設立がうたわれております。

そこで、長和町におきましても、その日本版DMOのような観光地経営体の組織づくりを行

うことが求められると考えますが、どうお考えでしょうか。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 私のほうから答弁を申し上げさせていただきます。

人口減少や地域経済が縮小していくことが、ますます想定されておる厳しい状況下でございます。交流人口の拡大によります地域活性化、すなわち観光地域づくりが重要な政策課題がございますということは、十分認識しておるところでございます。

このために、観光庁を中心にいたしまして、日本版のDMOの設立を推進している状況でございますけれども、これにつきましては、人口が減少しても活力を失わないまちづくり、地域として稼ぐ力など、これらを観光による活性化で支えるための組織づくりを進めるための観点そのものが観光のDMOということになっておるようでございます。

当町におきましては、信州長和町観光協会を設立いたしまして、観光協会のみならず地域の観光資源の磨き上げとともに、各種定着型、滞在型イベントの開催並びに情報の発信に努めている状況でございます。

現在の観光の傾向でございますけれども、着地型、体験型観光が人気を集めているという状況でございます。当町には今回日本遺産にも認定となりました黒曜石の体験施設でございます、黒曜石体験ミュージアム並びに体験型観光牧場でございます長門牧場、星空の観察やカメラ撮影では、国内でも人気スポットとなっております美ヶ原公園といった非常に恵まれた素材が多く点在するのも事実でございますし、地域でもございます。

長和町の独自色を出しまして、その魅力をより伝え、その商品価値を高めるために、このDMOの組織の関係につきましても、一つの手段といたしましては、大変有効なものであることは認識しておるところでございます。

しかしながら、こうした組織形態を設けまして運営するためには、取り巻く各事業者がみずからの利益追求に走ってしまうと、失敗につながってしまうということにつきましても現実でございます。たとえ行政が旗振り役を行ったといたしましても、関係される事業者がみずからの利益にとどまらずに、町や地域全体で稼ごましよう、魅力を伝えていきたいと思いますという状況がしっかり醸成できない限り、全く意味のないものになってしまうというふうに考えられておるところでございます。

今回の日本遺産認定につきましては、いろいろな意味であらゆる可能を秘めているというふうに考えておるところでございますので、今後のこの広域圏での取り組み状況等しっかり踏まえながら、まずできるところから研究する必要があるかなというふうに考えているところでございます。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） この日本遺産に係る事業は、先ほどの答弁にもありましたが本人を含む3年間が事業年度となります。そのため、これを活用するには事業に取り組む体制の整

備が急がれます。ただいま質問させていただきましたDMOにつきましては、早急に対応することと同時に、長い目でこれに取り組んでいくという姿勢の、どういう体制でこれから将来にわたってやっていくかということが求められていると。その視点で少し体制を整えることも考えていただきたいというふうに思います。

また、長和町が14市町村の全体的な動きの中で中心的な役割を担うことと同時に、町独自の活用策、対応策も考えなければ長和町を売り出すことにはつながらないでしょう。星糞峠黒曜石鉱山遺跡の展示施設の整備につきましては、順次進められておるところであります、日本遺産認定を生かした今後につながる人的環境整備や地域での受け入れ体制、標識等の設置を初めとする観光客を長和町に導くための施設整備なども検討する必要があるかと考えます。

これら長和町としての独自の取り組みについてはどのように考えているか伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） 日本遺産にかかわる今後の取り組みに関する御質問でございます。

議員のおっしゃるとおり現在、星糞峠黒曜石原産地遺跡内に野外展示施設の建設を進めております。建設事業は継続事業として実施し、2020年度の完成を目指しております。この施設は黒曜石原産地遺跡の第1号採掘址の地層のはぎ取り、それから遺構を型取りによって復元公開し、これまでの調査の成果とともに映像や展示でわかりやすくする発信を行う施設であります。日本遺産にかかわる周遊ルートが設定された際には、特徴的な施設として注目されるであろうと考えております。

また、黒曜石のふるさと創生事業実行委員会により、毎年町内のさまざまな組織の横断的な協力を得まして、黒曜石のふるさと祭りが開催されておりますけれども、年々イベントの知名度が上がってきており、広域からの参加者が着実にふえています。こうした従来からの取り組みを大切に発展、推進し、組織間の連携強化を図っていくことも日本遺産活動につながる地元での取り組みの基本として考えております。

さて、議員御質問の日本遺産認定に伴う人的環境整備、地域での受け入れ体制の整備、観光客を導くための施設整備についてお答えをしたいと思います。

まず、人的環境整備についてです。他の自治体では縄文関係の業務を専門に行う部署が設置されている自治体もありますが、当町において同様の部署を設置することは困難であると考えますので、先ほども申し上げましたが、教育委員会及び産業振興課が中心となって推進すると同時に、必要に応じ、他の課との連携をとりながら進めていきたいと考えております。

また、地域での受け入れ態勢の整備についてですけれども、現在のところ具体的な体制整備の構想ができ上がっていません。今後日本遺産に伴う各種事業を進めていく中で、どのような受け入れ体制が必要であるのかが検討をしていきながら、町内の各種団体や住民の皆様の御協力を得ながら進めていきたいというふうに考えております。

観光客を導くための施設整備につきましては、案内看板と標識類の整備が必須事項であると考えています。案内看板等の標識部の設置につきましては、甲信縄文文化発信活性化協議会で実施をします日本遺産魅力発信推進事業にも案内看板、掲示板の作成、設置に関する事業のほか、さまざまな事業が実施されることとなっております。

また、町としましては、現在長野県が実施をしております、元気づくり支援金事業につきまして、看板、懸垂幕、イベントの開催など町独自の日本遺産関連の事業を実施すべく事業を進めております。

日本遺産認定という特別な機会を得ることができましたので、日本遺産認定14市町村と連携しつつ、長和町の独自色を打ち出すことができるような施策を推進してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） ただいま教育長が言われるように、今回の日本遺産では、長和町にとって、国内でも先駆的に取り組んできた黒曜石というオリジナリティのある資源を将来に生かす特別な機会があります。DMOの設立に至らないにしても、例えば地域おこし協力隊等の活用によって、長和町の観光コーディネーターを設置することなども考えられるかと思えます。十分に吟味をされた上で、早急に対応されることを要望いたしまして、私の一般質問としたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（田村孝浩君） 以上で、4番、森田公明議員の一般質問を終結いたします。

ここで11時5分まで休憩といたします。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時05分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

2番、渡辺久人議員の一般質問を許します。

渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

本日は、登下校中における児童生徒の安全確保、長和町地域防災計画と避難所運営マニュアルの活用方法、町税と徴収金の収納状況と収納対策について、この3点、順次質問をいたします。

最初に、登下校中における児童生徒と安全確保であります。登下校中における児童生徒等の安全確保については、長和町においても常に努力をされていることとあります。

本年5月に、新潟市で下校中の児童が殺害されるという痛ましい事件が発生しました。また、

6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震では、大阪府高槻市立寿栄小学校で女子児童が倒壊したプールの塀に挟まれて死亡、また見守り活動中の住民も死亡するという事故が発生しました。

そこで、お伺いします。長和町では、登下校中の小中学生に対し、普段どのような安全確保、またこの事件、事故を受けて、どのような対策を行ったのかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 児童生徒の登下校時の安全確保対策に関する御質問でございますが、最近、児童の犠牲になる痛ましい事件、事故が多く発生をしております。

先ほど、議員の御質問の中でも触れられておりました、本年5月に発生した新潟市の児童の連れ去り殺害、6月に発生した大阪府北部地震によるブロック塀の倒壊により、児童やボランティアで通学路の見守り活動を行っている住民の方がブロック塀の下敷きになる、死亡するという非常に痛ましい事件、事故が発生しております。

児童生徒の通学路の安全確保対策につきましては、各学校が中心となり実施をしております。

普段行っている通学路の安全確保対策につきましては、交通安全面が中心となっておりますが、防犯観点につきましても、学年ごとに複数の児童で下校を行う集団下校の指導、それから登下校時における児童を守るために、学校の通学路にある一般住宅、コンビニ、商店などに協力をお願いをしまして、子供、緊急事態が発生した際の保護と警察への通報、不審者や不審車両を見かけた場合の警察への連絡等をお願いをします子供をまもる安心の家、見守り隊の方々による通学路の見守り活動、緊急時に子供や保護者に一斉メールを配信しますシステムの活用などにより、対応を行っておるところでございます。

新潟市の児童連れ去り殺害事件を受けての対応といたしましては、教職員間で不審者対策の徹底を再確認するとともに、保護者に登下校の安全対策の徹底に対する通知の発送などの対策を講じました。

子供たちに対しましては、知らない人にはついていかない、知らない人の車に乗らない、手をつかまれたり車に連れ込まれそうになったら、大声で助けを求め、危険を感じたら、すぐ近所の家や店に逃げ込む、何かあったら家の人に知らせるといような、通常、いかのおすしというふうに呼んでおりますが、危険回避行動について再度徹底をさせていただきました。

このほかに、町の文字放送や告知放送により、住民の方に子供の安全確保についてお願いするなどの対応をさせていただきました。

また、大阪府の北部地震に伴うブロック塀の倒壊に伴う対応にとりましては、教職員が地区ごとに分担して、ブロック塀等の安全確認を実施したり、小学校においては、各支部の皆さんに通学路の安全点検を依頼をし、中学校においては、地区懇談会や地区生徒会で、地域の危険箇所を確認し、危険箇所は注意をして通る、近寄らないなどの指導を行っておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 答弁をいただきました。

長門小学校の通学路に関しまして、コンビニとか商店はないわけで、住宅も点在しているような状態です。農道を歩いてくるというような、そういう通学路でありますので、いかのおすしのおすしの部分はちょっと当てはまらないのではないかと、そんなふうに思います。

ということで、やはり見守り活動、住民による見守り活動が一番の安全策ではないかな、そんなふうに考えます。

そこで、この見守り活動を行っていただく方の募集などは行ったのでしょうか。お伺いします。

○議長（田村孝浩君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） 子供の通学時の安全確保対策といたしまして、通学時には見守り隊が組織がされ、子供たちの登下校の安全確保をお願いしているところでございます。長門小学校では23名、和田小学校では21名の方をお願いをしております。

また、中学校においては、各小学校区において見守り隊の方に活動していただいておりますので、中学校も同じように見守っていただいているという認識から、そちらの見守り隊は組織をしております。

議員御質問の件でございますけれども、今回の事件、事故を受けて、見守り活動を行っていただく方の募集は特には行っておりません。従来よりお願いをしております見守り隊の方々に、安全確認や危険箇所の確認をお願いしたところでございます。

また、昨年8月21日に、町と町内の4つの郵便局、長門郵便局、小県和田郵便局、古町郵便局、大門郵便局との間で、安心安全なまちづくりに向けた連携を図ることに関する覚書を取り交わしております。この中では、町内で集配業務などを行う郵便局の車両と職員を長和見守り隊として位置づけております。集配業務などで児童などの異変を発見した場合の適切な措置の実施や町への情報提供が、協力内容となっております。

この協定は、児童に関するものだけではなく、高齢者世帯に関することやごみなどの不法投棄、道路の舗装の穴あき、陥没などに関する情報提供などについても、協力していただく内容となっております。このほかにも、職員により町内の青色防犯パトロールを随時行ったりすることにより、児童の安全確保対策を実施しているところでございます。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 実は、私も小学生の見守り活動、登校時に主に行っているわけですが、先ほど教育長の答弁で、危険箇所の確認ということを依頼はされておられません。

また、中学生の見守り、登校時間等のずれもありますので、小学校の見守り活動を行っている住民が、中学生の見守りをするのはちょっと無理があるのではないかなと思います。

また、郵便局職員も、登校時に限っては、やっぱり時間帯が合わないので、無理があるかと

思います。下校時は多少、配送業務の中で時間があるかと思えますけれども。

次に、平成30年7月11日付で文部科学省及び厚生労働省から、登下校時における児童等の安全確保について、放課後児童クラブへの来所、帰宅時における安全確保について、それぞれ通知が出されております。

この通知は、通学路における緊急合同点検等の実施を指示しているものですが、これらの点検はどのようなものを対象に、どのように行われたのでしょうか。また、実施済みであれば、その結果と結果の公表はされたのか、お伺いします。

○議長（田村孝浩君） 宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） それでは、児童等の安全確保に関する通知への対応についての質問につきまして、答弁させていただきます。

議員さんのおっしゃるとおり、新潟市の児童連れ去り殺害を受けて、文部科学省及び厚生労働省から、登下校時の児童生徒等の安全確保についてにかかる通知が発出されております。

この通知につきましては、通学路における防犯上の危険箇所を点検する旨の通知であります。通学点検時のチェックリストをもとに、通学路を点検し、防犯上の観点から危険があると認められる場所を抽出し、関係機関による合同点検を実施するというものであります。

さらに、対策が必要な箇所につきましては、関係機関で協議し、対策案を作成するというものであります。

点検の対象となっているものですが、人、車の通行、路上の死角などの人の目の状況、防犯カメラの設置にかかわる機械の目の状況、環境美化にかかる地域の管理、歩道車道にかかる道路の状況、駐車場、空き家、不特定多数の利用施設などにかかる沿道の状況、これが点検の内容になっております。

これらの点検につきましては、これから上田警察署と連携しながら実施していく予定であります。

以上につきまして、7月11日付で発出されました通知の内容であります。これとは別に、7月23日付で長野県教育委員会から、通学路におけるブロック塀の安全点検の着実な実施についてという通知が出されております。

この通知につきましては、通学路のブロック塀の安全点検を、先ほど触れさせていただきました、防犯主体の緊急安全点検の機会を利用して行ってもらいたいという旨の通知であります。通学路のブロック塀の点検につきましては、各学校により実施しております。通学路沿いには、数多くのブロック塀がありまして、その数は20カ所以上に上るとおられます。今後、防犯関係の安全点検の実施を行う際に、ブロック塀につきましても再度点検を行っていきたいと考えております。

ブロック塀の関係につきましては、通学路のブロック塀点検が実施される前に、学校敷地内のブロック塀の点検が行われておりますが、長和町の学校につきましては、敷地内にはブロッ

ク塀はありませんでした。

また、厚生労働省から出されております放課後児童クラブの来所、帰宅時の安全確保につきましては、経路が学校の通学路とほとんど重複していたりするため、あとまた帰宅時は保護者が迎えに行くケースがほとんどであるということから、実施してはおりません。

今後行います学校の通学路点検と、情報を共有して対応していきたいと考えております。

また、学校により実施しましたブロック塀の安全点検の結果につきましては、特に公表は行っておりませんが、子供たちには、いざというときにはブロック塀から離れるよう注意するなどの指導を行っております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 20カ所以上のブロック塀があるとの答弁でしたけども、再確認の際は建築士会などの専門家と合同で行い、安全点検の結果、危険性が確認された場合には、所有者はもちろん、子供たちばかりでなく付近住民への速やかな注意表示及び補修、撤去等が必要である旨、注意喚起をお願いいたします。

さらに、危険箇所の対応はどのように行ったのか、それが民地の場合はどうするのか、お伺いします。

○議長（田村孝浩君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） 危険箇所の対策に関する御質問でございます。今回の通学路安全点検によりまして、危険であると判断された箇所につきましては、子供の安全対策上、緊急に実施する必要があることから、早急に対策にかかわる予算を確保し、安全対策を進めてまいりたいと考えております。

また、ブロック塀の撤去や補修など、対策が必要な箇所が民地にある場合は、町で工事的な対策を実施することが困難であるため、子供たちに注意を呼びかけるほか、所有者に対して何らかの対策を講じられないか検討したいというふうに思っております。

最近、県内の各自治体、長野市ですとか上田市でございますけれども、民間のブロック塀の撤去について補助を行うという内容の報道が行われております。町としましても、これらの事例を参考にさせていただきながら、民間のブロック塀撤去の補助制度について検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 次に、最近、テレビの報道番組等で、防犯カメラの映像が放映され、災害現場や事故現場が生々しくモニターされています。防犯カメラ設置により犯罪率が低下したというデータは、日本のみならず世界各国にあります。このことから、防犯カメラは、犯罪抑止力があると考えられています。特に、計画的な犯罪を防ぐ効果が高いと考えられています。

長和町では、この防犯を目的としたカメラは設置されているのか、特に子供たちを守るために、通学路などに設置のカメラはあるか、また今後設置の予定はあるか、お伺いします。

○議長（田村孝浩君） 宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） 防犯カメラの設置等に関する質問についてお答えしてまいりたいと思います。

防犯カメラにつきましては、犯罪の未然防止、犯罪発生後の事件の解決に大きな役割を果たしているものと考えております。現在、長和町に設置されています防犯カメラにつきましては、児童の安全確保という観点から、学校施設に設置されております。通学路の防犯カメラの設置につきましては、さきに述べさせていただきました通学路の安全点検のチェック項目にも、防犯カメラの設置状況を点検するようになっておりますので、防犯カメラの設置に適した箇所を確認するとともに、町の防犯担当部署と防犯カメラの設置を進めていきたいと考えております。

また、今回の一般会計の9月補正予算におきまして、防犯カメラ設置にかかわる補正予算を計上させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 子育て日本一の長和町であります。防犯面では見守り活動の強化、防犯カメラの増設、さらに通学路の危険箇所をリスト化し、安全マップの作成を行い、互いに情報共有し、整備改善を行い、子供たちの安全確保に努めていただきたいと思います。

次の質問です。長和町地域防災計画と避難所運営マニュアルの活用方法はということで、長和町防災会議条例は昨年12月に改正され、主にその組織と委員構成が変更されました。また、この条例では、第2条に、地区防災会議についても定められております。

本年5月22日には、条例改正後初の長和町防災会議が開催され、長和町地域防災計画の改正と、長和町避難所運営マニュアルが提示され、それぞれ承認されました。

そこで質問です。長和町防災会議条例施行規則に、地区防災会議について定められていますが、町長は各地区の実態と内容を掌握されておりますか。また、地区防災会議がどのようにあるべきか、お伺いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 地区防災会議に関する御質問でございますが、町では自主防災組織づくりを推進していることもあり、現在、地区防災会議の役割分担が曖昧になっているように感じております。

長和町防災会議では、最初に町全体としての防災会議の役割として、本来、地域防災計画を策定し、その実施を推進する、あるいは防災に関する重要事項を審議し、町長に対して答申するといった諮問機関としての役割を持つということや、実際に災害が発生した場合には、町全体としての災害対策本部が事に当たるといった説明をさせていただきました。

また、自主防災組織が各地区に結成され、地区防災会議が自主防災組織の集合体のような任意団体として位置づけしていきたい。それまでは、地区防災が各地域の防災については、自主的に対応していただきたい旨の説明を行ってきたと思います。現在もその方向で進めていき

いと思っております。

しかし、町の防災計画の中で、災害対策本部組織の変遷図には、災害対策本部と地区防災が線につながれており、災害対策上も連携をとる態勢となっております。

整理しますと、町全体の防災会議と同様、各地域ごとの地域防災計画策定やその推進、あるいは各地域の防災に関する重要事項を審議をし、地域全体に周知していくというような部分につきましては、各地区の地区防災が責任を持って行っていただきたいというふうに思いますが、実際に災害が発生した場合は、町全体としての災害対策本部と連絡連携をとりながら、各地域として対応していただくというふうに考えておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 私の考えは、地区防災会議は、長和町防災会議直下の組織で、答弁の後段でも述べられておりましたけれども、自主防災組織の上部組織と考え、自主防災組織の代償として長和町防災対策本部と連携をとっていくものと考えております。

次の質問です。改正された長和町地域防災計画で、緊急避難場所、避難所、福祉避難所とそれぞれ避難所が分類されていますが、これらの避難所の役割と福祉避難所に指定されている施設名をお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） 避難所の分類についての御質問でございますが、緊急避難場所は災害時に一時的に避難をする身近な公民館や集会所を指定しており、中長期的に生活する避難所ではありません。

次に、指定避難所も含めての避難所でございますが、災害時に避難する施設であり、緊急避難場所からの移動を含め、中長期的に避難生活を送るための施設を指定をしております。

次に、福祉避難所でございますが、災害時に一般の避難所では避難生活が困難な高齢者や障害者、妊婦など、災害時に援護が必要な方たち、いわゆる要援護者に配慮した避難施設を指定しております。また、現在福祉避難所には、国保依田窪病院、老人保健施設いこい、デイサービスセンター長門、デイサービスセンター和田、小規模ケア施設大門の家の5施設を指定させていただいております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） ただ今、福祉避難所の施設名を答弁いただきましたが、これは長和町地域防災計画の資料編のところに掲載されています。

いずれの施設も、町施設以外のものであります。各施設とは、受け入れの承諾あるいは災害時応援協定の取り交わしは済んでいるのでしょうか。

○議長（田村孝浩君） 小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） 福祉避難所でございますけれども、渡辺議員、おっしゃるとおり、これらは依田窪医療福祉事務組合と社会福祉法人依田窪福祉会の施設となっております。

核施設への受け入れについては、おとし承諾をいただいているところでありますが、災害時応援協定につきましては、現在、協定内容について協議を進めているところでございます。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） この災害時応援協定は、長和町でも民間事業者や自治体等といくつか締結済みであります。この福祉避難所を含めて、新たな協定締結の予定はありますでしょうか。あれば具体的にどのような協定かお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） 災害時の応援協定についてでございますが、現在、2つの自治体と11の民間事業者と締結をしております。また、昨年台風21号やことし7月に和田地区で発生をいたしましたダウンバーストによる停電被害を受けまして、現在、中部電力株式会社と災害時における相互協力について協議を進めております。

また、起こりうる大災害に備え、長野県トラック協会、長野県バス協会、長野県旅館ホテル組合等との災害時応援協定についても進めてまいりたいと考えております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 現在、未締結で今後必要な協定としまして、先ほどの避難収容に関する関係で、災害時要援護者の避難収容、依田窪福祉会、依田窪病院ありますけど、あと医療救護の関係、負傷者の応急手当、医療救護活動の提供、医薬品の提供ということで、上田小県郡歯科医師会、上田薬剤師会などもあります。

また、物資供給ということで、飲料水の供給とか食料の供給、災害時対応型自動販売機の設置、日用品の供給をしていただく、あるいは炊き出しの実施をしていただく、そういった業者、JAとかNPO法人コメリ災害対策センター、また、炊き出しは町内にもできる業者がありますので、御検討いただければと思います。

そのほか、緊急輸送でトラック協会とか、全国赤帽軽自動車運送協同組合連合会、さらにし尿収集運搬、仮設トイレ設置などの業者等の、今後早期連携協定を結んでいただきたいと考えます。

次に、長和町防災会議に提示されました長和町避難所運営マニュアルは、住民への公表はされたのでしょうか、お伺いします。

○議長（田村孝浩君） 小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） 長和町避難所運営マニュアルでございますけれども、現在、住民への公表はされておられません。今後、町のホームページにて公表をしてまいりたいと思っております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 役場では、職員に対してこのマニュアルの説明会、避難所担当職員の確認は行われたかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） 長和町避難所運営マニュアルについては、職員に回覧をして周知を行っております。

次に、避難所の担当職員についてでございますが、現在、指定避難所である大門基幹集落センター、長門老人福祉センター、古町公民館、和田コミュニティーセンターにつきましては、地区の防災会議事務局をお願いをしております。緊急避難所を含めた約80カ所の避難所、避難場所への職員配置につきましては、災害が発生した地区や災害の種類により、臨機応変に指名をしていきたいと考えております。

緊急避難場所につきましては、町が進めています自主防災組織により運営いただきたいと考えておりますが、現在作成中の業務継続計画により、マンパワー的なところも検討をしております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） ただいまの答弁で、自主防災組織で避難所の運営をとりましたけれども、自主防災のない地区も多くあるわけで、地区防災での対応が妥当かと考えます。また、避難所の指定は、指定避難所に限定すれば、職員配置も余裕ができてくるので、御一考願いたいと思います。

次の質問です。7月28日の台風12号の接近した際に、町内4施設へ臨時避難所が開設されました。この臨時避難所とはどのようなものか、また開設に至った経緯をお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町地域防災計画では、臨時避難所の定義はございません。今回、臨時避難所ということで、確かにわかりづらかったことがあったということで、反省をしております。

過去にも、高齢者の方が台風の接近に備えて、自主的に避難して来られる例が何回かございました。また、台風12号が、御承知のとおり今までにない進路をたどったことなどによりまして、雨や風による影響が予想できない中で、町民の皆さんが不安にならないように、大雨注意報の段階で、早めに4地区に町施設に臨時的に開放したというものでございます。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 避難所運営の基本方針を見ますと、避難所の開設の際の運営責任者は町職員で、避難が長期化する場合、地区防災会議等に移行するとあります。長期にわたる避難所の運営は、長和町ではまだ経験がないと思われれます。前の質問のとおり、7月28日の避難所開設時は、今でいう避難準備情報、高齢者というのが適切だったかなと考えます。

次に、適切な避難所の運営を行うには、町職員への周知と町民への説明、さらに訓練が必要と考えますが、これらはいつ行うのかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 避難準備に関する御質問でございますが、避難所を担当する部署の職員は、9月2日の古町の寺上地区での避難訓練に参加をし、主に避難所開設や住民の避難誘導の訓練を行いました。職員も訓練の場数を踏むことが大切であるというふうに感じておりますので、この訓練の反省を踏まえ、職員の教育を充実させるとともに、住民の皆さんもより多く御参加いただけるよう、引き続き防災訓練を実施してまいりたいというふうに思っております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 9月2日に訓練されたということで、非常に貴重な経験かと思えます。これらの、ぜひ反省会を開いていただき、職員間で共有していただき、せっかく作成した避難所運営マニュアルがありますので、このマニュアルが実効性あるものとするため、避難所開設にかかわる町職員の周知と教育、住民への公表と説明の実施、そして避難訓練に合わせたHUG、ハグといわれている訓練がありますので、ぜひそれを実行していただきたいと思えます。

次に、昨年末から避難行動要支援者を含めた要配慮者名簿の作成が行われていますが、名簿の登録状況はいかがでしょうか。また、パソコンなどで容易に検索や蓄積、更新ができるデータベース化はできたのでしょうか、お伺いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 避難行動要支援者を含めた要配慮者名簿の登録状況についての御質問ですが、先ほどの田福議員との答弁と重複するところもございますが、名簿の登録につきましては、昨年の10月1日に施行の長和町災害時避難行動要支援者登録制度実施要項に基づきまして、要配慮者及び避難行動要支援者の登録を行っております。

8月1日現在、要綱第2条の要配慮者、例をいいますと65歳以上の独居、高齢者のみ世帯、要介護者等でございますけど、要配慮者につきましては2,187名で、このうち災害時にみずから避難することが困難な在宅生活者があって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者ということで、この要する者の例でございますけど、85歳以上の独居、高齢者のみ世帯、要介護者、身体障害者手帳3級以上というふうなのを想定しておりますけれども、このうち支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、501名の方が登録をさせていただいております。

また、パソコンなどで容易に検索や蓄積、更新ができるデータベース化はできたのかという御質問でございますけど、現在、避難行動要支援者管理システムでデータの蓄積、更新を行っております。パソコンでのデータ管理と災害時等にシステムが利用できない場合を想定をしまして、紙によるデータ——いわば名簿です——も管理を行っております。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） この名簿の一番の目的は、要支援者に対して適切な避難誘導と安否確

認などを行うためのもので、その支援計画はできたのでしょうか。また、消防機関、民生児童委員、社会福祉協議会、地区防災会議、自主防災組織などへの支援関係者の名簿の提供は行われたのでしょうか、お伺いします。

○議長（田村孝浩君） 小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） 要支援者に対して適切な避難誘導と安否確認などを行うための支援計画についての御質問でございますが、避難行動要支援者の支援を受けるための同意書に、支援をしていただく方を記入していただき、個別の避難支援計画を進めているところでございますが、支援いただく方々も状況により対応できない部分が多くあると考えております。

町といたしましては、現在進めている自主防災組織の中で、要支援者の避難に支援をいただける体制の構築を進めてまいりたいと考えております。

また、関係機関への名簿の提供についての御質問でございますが、災害時避難行動要支援者登録制度実施要項第4条に基づきまして、災害の発生に備え、年1回12月に民生児童委員、社会福祉協議会、上田警察署、依田窪南部消防署、そして自主防災組織等へ、避難行動要支援者、支援に必要な個人情報の提供の同意者の名簿を提供することとなっております。

昨年度は、10月1日施行の実施要項に基づきまして、避難行動要支援者の再確認を行い、民生児童委員へは12月に、委員一人一人と情報共有をしながら、名簿を提供いたしました。

また、社会福祉協議会と依田窪南部消防署へは2月16日、上田警察署へは2月20日に、それぞれ町民福祉課より情報提供を行いました。

なお、町民福祉課より避難行動要支援者の名簿の提供を受け、総務係から自主防災組織へ情報提供をすることになっております。個人情報の保護やその取り扱いについては、慎重に行わなくてはならないことも踏まえまして、総務係では自主防災組織に事前の情報提供の必要性を確認した上で、情報提供をしております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 長和町地域防災計画では、要配慮者支援計画で、地区防災会議を自主防災組織への名簿の提供が定められています。自主防災組織では、独自に要配慮者を把握している組織もあります。名簿はその提供が前提でありますので、自主防災組織にも早期に提供していただき、より手厚い支援体制を整える必要があります。御検討ください。

最後の質問になります。町税と徴収金の収納状況と収納対策はということで、町の重要な自主財源であります町民税、固定資産税、またさまざまな使用料金は、人口減少などの影響で、年々減少傾向にあります。

そこで、これらの町税、使用料等の収納状況と収納対策にどのように取り組んでいるか質問いたします。

29年度の町税、固定資産税などの一般会計、国民健康保険税、住宅使用料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの特別会計で、それぞれの収納率と不納欠損額、収納未済額をお伺

いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 町民税及び固定資産税を初めとした諸税及び各種保険料並びに使用料は、町の重要な自主財源であることから、公正な業務を執行することにより、納税者等の御理解を得た円滑な納税をいただくというところでございます。

また、滞納者の対応につきましても、町が一丸となり対策に努めており、公平な税負担等を担っていただいております。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（田村孝浩君） 小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） ただいま、御質問の詳細内容につきましては、今議会に資料として提出をしております町政白書のほうに詳しく記載をされておりますので、そちらもあわせてごらんをいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

初めに、収納率についてですが、町税の収納率は、個人住民税が98.7%、法人住民税が99.2%、固定資産税が97.0%、軽自動車税が98.8%、合計で97.9%でございました。また、国民健康保険税は91.4%であり、いずれも28年度に比べ、若干の増となりました。

不納欠損額につきましては、町税では個人住民税が12万5,000円、固定資産税が157万6,000円、軽自動車税が1万9,000円で、合計172万円でございます。また、国民健康保険税は50万8,000円と、28年度に比べて若干の減少となっております。

収入未済額につきましては、町税では個人住民税が280万5,000円、法人住民税が18万4,000円、固定資産税が1,041万円、軽自動車税が28万7,000円、合計で1,368万6,000円であります。また、国民健康保険税は1,309万6,000円であり、28年度に比べまして合わせて490万9,000円の減少となりました。

そのほかの使用料等につきましてはそれぞれ申し上げますと、保育料は収納率98.35%、収入未済額30万9,000円、不納欠損はありません。ケーブルテレビ使用料は収納率98.2%、不納欠損41万円、収納未済74万6,000円、介護保険料では、収納率98.38%、不納欠損49万3,000円、収入未済212万円、後期高齢者医療保険料は収納率99.72%、未納額14万5,000円、不納欠損はありません。住宅使用料は収納率99.49%、収入未済27万8,000円、不納欠損はありません。別荘料は収納率51.87%、不納欠損520万9,000円、収入未済6,834万5,000円、それから上下水道使用料ですが、収納率では上水道が82.2%、下水道が98.63%、簡易排水が98.67%、不納欠損は上下水道29万8,000円、下水道36万9,000円、収入未済は上下水道3,199万1,000円、下水道973万円でございます。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 御丁寧な答弁をいただきました。決算議会ということもありますので、あえて質問させていただきました。

町税の収入未済額は、合計約1,370万円、国民健康保険税は1,310万円、別荘料6,834万円、上下水道料金4,172万円、その他の収入未済額含めると総額は約1億4,000万円となります。

そこで、町ではこのような滞納、未収金防止のため、どのような取り組みを行っているかをお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） 全般的な滞納、未収金防止対策といたしましては、口座振替の推進、督促状及び催告書の送付、2名の徴収嘱託員及び職員により滞納者のお宅を訪問して行う臨戸徴収、町外滞納者を対象に滞納者実態調査を行い、滞納者の実情の把握及び電話による催告、預金調査を行い差し押さえが可能な場合は預金の差し押さえ、長野県と連携しての併任共同徴収、納税相談に応じない大口かつ徴収困難な案件を長野県地方税滞納整理機構へ移管しているほか、関東方面、愛知方面への出張徴収等を実施しております。

また、昨年4月よりコンビニ収納を開始し、収納率の向上に努めております。

なお、その他の使用料等での特色のある取り組みといたしましては、ケーブルテレビ使用料においては、新規大口滞納者防止対策として、ことしの1月に督促手数料の徴収と累計6カ月以上の未納が発生した場合、引き込み線の一時撤去措置を実施できる旨の条例改正を行い、納付書及び通知分を定期的に送付しています。

介護保険の未納者につきましては、全く支払う意思のない者や税等にも未納滞納のある者、生活困窮者などがおり、納入が困難な者が多い状況です。今後も、介護保険制度の理解を深めてもらうことを進めながら、介護サービスを受ける際のペナルティーを説明しつつ、徴収に向け努力いたします。

後期高齢者の保険料の未納者につきましては、納入を忘れてしまっている方が大半を占め、納入を促すことによりほとんどの者が納入してくれますが、それでも納入されない場合は、電話連絡や訪問により対応しています。

別荘料につきましては、職員が管理センターに常駐しているメリットを最大限に生かし、管理人と連携し、きめ細かな対応をする中から、解約の希望があつて未納金がある者や契約更新していないが家屋がそのままの者など、納入意思がない者との折衝解約を促したり、家屋の解体及び解約を勧め、未納額を減らす取り組みをしております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 滞納処分、財産調査とかの件数、また給与や貯金、不動産等の財産の差し押さえ、自動車のタイヤロックなどを行った件数、またその場合どのような事案であったのか、どのような経過で差し押さえ処分に至ったのか、お伺いいたします。

○議長（田村孝浩君） 小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） 昨年度、平成29年度中の財産調査といたしましては、預貯金調査及び滞納者実態調査を行いました。納税の意思を感じられない者、分納誓約が守られない者など70名の滞納者に対して、複数の金融機関に預貯金調査を行いました。

調査の結果、預貯金があり差し押さえが可能と判断した9名に対して、預貯金の差し押さえを行いました。差し押さえ金額は55万8,000円でございます。

また、町外の滞納者約130名に対しては、所在市区町村宛てに滞納者実態調査を実施し、所得、勤務先、所在市区町村での滞納状況、不動産の財産、家族構成等について調査をし、調査で得られた内容をもとに、差し押さえが可能な場合は実施をしたいと考えております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 差し押さえ処分をしない場合は、その理由はどのようなものでしょうか。

○議長（田村孝浩君） 小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） 差し押さえをしない理由ということでございますが、税関係におきましては、基本的に差し押さえ処分を行います。他の使用料等においては、分納誓約の取り交わしにより入金があったり、法的根拠により差し押さえを行う徴収専門職員もおらず、人員も不足しているため、差し押さえ処分にまで手が回らないことがあります。

差し押さえについては、国税徴収法に準じて、滞納者の最低生活の保障等の理由から、一定の財産、給与及び年金について差し押さえを禁止しております。

また、不動産については、鑑定士による鑑定結果をもとに差し押さえを行います。差し押さえに係る経費が鑑定価格を上回ってしまう場合や、競売をしても売却できない物件もあり、無益の差し押さえを禁止していることから、慎重に見極めをしております。

なお、長野県滞納整理機構へ移管した大口滞納者については、徴収専門職員が徹底的な財産調査を行い、差し押さえ可能財産がある場合は処分をしております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 時間も迫ってまいりましたので、質問を2つ飛ばして、使用料の水道料金の質問をしたいと思います。

使用料である水道料金の不納欠損額、収入未済額はどれほどあるか、給水停止という処分の実績はあるか、不納欠損の主な理由とどのような経過でこの欠損となるのかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 長井建設水道課長。

○建設水道課長（長井 剛君） 使用料でございます水道料金の関係の御質問ということでございます。

水道料の関係、不納欠損額でございますけれども、上水道につきましては29万8,000円でございます。下水道で36万9,000円となっております。主な理由としましては、

対象者が生活困窮者もしくは所在不明者であるためということをございまして、その経過とし
ましては、町税などと同様で実施をしているところをございます。

収入未済額につきましては、上水道の現年度使用料で512万6,000円、過年度分の使
用料で2,686万5,000円、計3,199万1,000円をございまして、下水道では、
現年度で209万7,000円、過年度分では763万3,000円、計973万円をござい
ます。

給水停止につきましては、過去には行っていたという時期もございますが、ライフラインで
あるために、生命、命にかかわることも想定されまして、今は控えておるところをございま
した。しかしながら、昨年水道につきましては企業会計に移行いたしまして、料金改定を行
う必要が生じております状況から、今後給水停止要綱を整備しまして、平成31年度からは再
び実施をしてみたいというふうにございまして、考えておるところをございます。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 長和町の水道料金は、長野県内の市町村の平均的な料金かと思
います。今年度、水道料金の改定が計画されています。水道料金の値上げは、料金をきちん
と支払っている大半の家庭にもかかわることで、料金値上げの前にしっかりと滞納金の徴
収をすべきと考えます。

最後の質問になります。税及び料金の収納体制については、滞納者の実情等を踏まえ、一
元的な滞納管理を行っていくべきと考えるが、どのような取り組みをされているかお伺い
します。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 町税、保険料、使用料、手数料及びその他債権の滞納整理を
実施することにより、公正かつ公平な町民負担の確保及び町の債権管理の一層の適正化を
図るため、平成22年度より税務係が事務局の長和町滞納整理対策本部を設置をしまし
て、副町長が本部長として年に数回、対策本部会議を開催をしております。

構成員は、全課長及び税常勤担当の係長で構成をしまして、滞納者ごと税目、料金をも
とに、滞納者にかかわる情報交換を行い、滞納整理に取り組んでおるところをございま
す。また、税務係と料金担当係が連携し、訪問等での一元徴収を推進しているほか、民
間の債権回収会社との提携を研究している部署もあるということをございます。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） それぞれの質問に対して、明確な答弁をいただきました。

1億4,000万円の未収金は、長和町にとっては大変な金額と考えます。また、滞納の理
由もさまざまありますが、欠損となる生活困窮者には補助制度等の充当、また悪質滞納者
には滞納処分の強行もいたし方ないと考えます。さらに29年度の収納率を見ますと、28
年度対比で若干の向上と欠損額の減少が見られ、関係職員の努力の結果があらわれてい
ます。

町税や使用料などの滞納は、町の財政を圧迫し、町民サービスに支障を来します。また、滞

納が固定化し、それがまかり通ることは許されません。そして、何よりも、納期内にきちんと納めている大多数の皆さんとの公平性を欠くことになります。

町の資本金ともいえる町税、料金の未納金を1円でも減らし、そして1円でも徴収するため、各担当係、職員さらには2名の徴収嘱託員と情報を共有し、対策本部の強化を図り、一元徴収に取り組んでいただくことを要望します。

以上で、私の質問を終了いたします。

○議長（田村孝浩君） 以上で、2番、渡辺久人議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで、昼食のため休憩といたします。

休 憩 午後 0時01分

再 開 午後 1時00分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

1番、佐藤恵一議員の一般質問を許します。

佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

質問内容なのですが、1が町道の維持管理、特に町道の除草草刈りについて、2が投票率に低い若者に対して町政への関心をどのように啓発し、参画を深めていくか、3として長和町役場の障害者雇用率未達成の現状において、障害者雇用をどのように考えて採用していくのか、以上3点について、一般質問を行いたいと思います。

第一の質問なのですが、長和町は農林業が盛んな地域であり、もともと共助の精神が根づいています。町道の維持管理についても、草刈り、除雪、修繕等において、行政と住民との協同による取り組みが昔からあり、集落単位の自治会や区が自主的なボランティアにより、集落の周辺の環境管理を担ってきました。

近年、急速な高齢化の進展、草刈り可能な世代の担い手の減少が、小規模集落を中心に拡大し、かつ行政側の厳しい財政情勢等により、町道の草刈りが行われない場所がふえて、里山の景観、生活環境の悪化が懸念されています。特に、町道ののり面の急斜面地は、草刈りが一部のみしか行われず、具体的には急斜面の下側、道路脇1メートルに満たない幅とか、刈り払い機の1ふりの幅のみで、のり面の上部は何年も草刈りが行われてないため、つた植物、クズやヤブガラシや葎が生い茂り、本来の管理責任がある行政が長期間にわたり草刈りを放置している結果、道路脇が雑然とした景観となり、行政がみずから里山の景観を悪化させている場所が散見されるようになりました。

財政等の好転が厳しい状況や住民の高齢化に伴う現状を踏まえ、今後町としてどう維持管理をどのように行っていくのかを、今回は除草、草刈りの問題に絞り、町のお考えをお聞かせく

ださい。

毎年、自治会、区から、町道ののり面、側面の行政による草刈りの要望に対して、予算がない、今、予算縮小のためとの理由で、必ずしも要望が受け入れられない状況がありますが、過去3年程度の道路の側面の草刈り、草刈り委託の実施額、実施延べ面積、延べ人数等、草刈りの実施の概要を説明願います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 佐藤議員の御質問、今後の道路の維持管理については、町といたしましても大きな課題として捉えておるところでございます。

御承知のとおり、長和町には国道が3路線、県道が4路線、さらに町道は696路線ございます。国道、県道につきましては、上田建設事務所の所管となっておりますので、主に県で管理をいただいておりますが、なかなか細かなところまでは手が回っていないのが実情であります。町といたしましても、建設事務所との連絡を密にし、情報の伝達や場所によっては連携して管理を行っているところがございます。また、町道につきましては、何分にも路線数が多く、草刈りなどについてはなかなか手を入れることが難しいところも多々ございます。

議員のおっしゃるとおり、自治会や区による自主的なボランティアに頼るところが多いことも事実で、今後も集落周辺の管理を担っていただきたいというふうに考えているところがございますが、昨今、住民の高齢化の進展により、今までどおり管理は大変厳しい状況であるという認識はしておるところでございます。

町といたしましても、引き続き関係各課が連携して、少しずつでも適正な道路の維持管理を進めてまいりたいというふうに考えております。

以下、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（田村孝浩君） 長井建設水道課長。

○建設水道課長（長井 剛君） それでは、過去3年間の道路側面の草刈りの状況でございます。

主に、シルバー人材センターに委託をして実施をしております。平成27年度におきましては、長久保四泊地区から大門新屋方面への町道四泊宮ノ上線で、延べ8人、6万9,630円の委託料を支払ってございます。それから、平成28年におきましては、四泊宮ノ上線のほか、古町五反田地区から上田市深山方面へ至る町道古町深山線などで延べ27人、20万4,600円、また平成29年度につきましては、延べ20人、22万4,400円の実績というふうになっております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 他の道路管理費と一緒に通常記載されているため、現状どのぐらい予算が町道草刈り費に充てられているか見えなかったため、説明いただきました。予算がない、ないといつもおっしゃられて、本当はないことがよくわかったんですが、年1回程度、道路脇

の一部のみの草刈りが行われ、後は放置されている現状に対して、自治会、区の皆さんが現状の予算額をどう受け止めるかは、改めて確認したいと思います。

質問内容を再度、明確にしたいと思います。今回の質問は、過疎化の進展、道路管理費予算減等により、町道の環境維持が困難となっている現状を、どのようにしたら持続可能な方向で解決できるか、対策を問うものです。

例えば、例年慣例となっている集落単位での道路の草刈り等の範囲を詳細に見直しいただき、景観維持活動の範囲をきっちり見ていただいて、地域道路維持管理における協働を時速可能にするため、各地域の担い手状況を勘案して、行政の責任で管理を行う場所と、地域で担う場所を再度明確化していただき、さらに踏み込んで協働の仕組みづくり、例えば草刈りに対する活動保険の設置または補助等の検討や、道路維持管理協定などを多面的機能支払とか中間山地等直接払制度を参考にして、各自治会とか区と取り決めていただくことはできないでしょうか。質問をします。

町道、特に急斜面ののり面は、ボランティアで行うことは、高いけがの危険性や、作業時に通行している車に石が当たったり事故が起こることが想定されるため、個人の善意のみでは行うことは現在不可能です。ということで、自治会等、区の取り決めを決めることはできないでしょうかという質問をさせていただきます。

○議長（田村孝浩君） 長井建設水道課長。

○建設水道課長（長井 剛君） 佐藤議員おっしゃるように、町の過疎化それから担い手不足などの影響によりまして、道路の維持管理における草刈り、側溝等の土砂さらいなど、今後さらに深刻化することが懸念されております。

今、佐藤議員のほうから、地域住民と行政との協働づくり等につきまして御提案をいただきました。今後、環境整備活動につきましては、役場全体としましても研究をしてみたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 町道維持管理協定の検討をしていただくほかに、草刈り機等の機械化の促進も検討の余地があると思います。例えば、斜面草刈り機、歩行型草刈り機を購入し、委託先に貸与し、草刈りの効率化を推進することにより、同額の草刈り予算で実施面積を拡大するなどの効率化の方策をとることはできないでしょうか。

○議長（田村孝浩君） 長井建設水道課長。

○建設水道課長（長井 剛君） 現在、町が所有しております機械機具等を使用する際には、長和町機械機具等管理運営規定の告示第48号によりまして、申請方式による貸与をしております。また、専門機械であることから、貸与時にはあらかじめ町が開催する操作講習会の受講や傷害保険への加入の義務づけなど誓約がございます。

予算の状況によりましては、町で斜面刈りの専用の草刈り機を購入をして貸与するとい

うことは、可能であるとは考えられますけれども、のり面の規模も大小さまざまであることから、委託の範囲で行える場所については、安全面等を考慮すると限界があるというふうに考えられます。

このことから、委託で行えないところにつきましては、予算の範囲内で建設業の皆様をお願いして、地域の環境整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 草刈り機の導入に当たっては、まず石とか穴の整地とかをして、整地が必要です。効率よく機械を稼働させるためには、里山の環境維持をするために機械の導入が必要という明確な方針がないと、効果を得ることはできないと考えます。

一例ですが、立科から長門牧場への白樺並木の道路脇は、毎年乗車型の草刈り機により草刈りが行われています。これは、毎年少しずつ乗車型草刈り機が使用できるように、道路の脇を整備してきた結果です。とかく、石があつてとか機械使用に向かない場所が多いとか言われる町内ですが、次世代が効率よく機械を使用できるように、機械を導入しながら、道路側面整備を複数年かけて行うという考えも必要だと思います。「ローマは1日にしてならず」です。

以上、草刈り機が行われないことによる地域環境の悪化は、道路のみならず河川、堤防等の管理の問題や、国道、県道の雑駁な草刈りの状況など、幅広い問題が山積しています。草が道路脇に茂り、視界を遮り、車の運転の妨げになったり、側道の草のために仕方なく車道を歩く小学生や中山道を歩く人たちを見るにつけて、長和町の道路管理全体について早急に対策を講じなければいけないと考えます。

第2の質問に入りたいと思います。

平成29年施行長和町町長選挙、長和町議会議員一般選挙等の投票結果は、有権者数5,424人に対し、投票者数4,193人、投票率77.3%という高い結果でした。これは、身近な町政への関心が高かったことによると思われるが、34歳までの年齢層について、投票率が18歳が52.27%、19歳が34.09%、20歳から24歳が50%、25歳から29歳が56.74%、30歳から34歳が63.57%と、県平均の投票率77.3%より低く、若い世代の投票率の低さ、町政への関心の低さが目立ちました。

これは、一般的な年齢別投票率の傾向であり、特に19歳、20歳前後は住民票を置いて都市部で生活している場合も多く、特に論点とはなりにくいことを前提とした上で、投票率の低い世代、将来町を担う若年層に対して、今後町政への関心をどのように啓発し、参画を高めていくのかを論旨として質問いたします。

まず、選挙権年齢の18歳への引き下げに伴って課題となっている小学校での主権者教育、上田市と共同運営されている中学校、また県管轄等による高等学校ではそれぞれ身近な町政、地方自治をどのように捉えて主権教育をされているのでしょうか。御質問いたします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 若い世代の投票率が低いということですが、佐藤議員のおっしゃるとおり、一般的な年齢別投票率の傾向であり、国政選挙によりましては、昨年の衆議院議員選挙は、全体の投票率53.68%に対して、10代が40.49%、20代33.85%、30代が44.75%、一昨年の参議院議員通常選挙は、全体の投票率54.7%に対し、10代が46.78%、20歳代が35.60%、30歳代が44.24%と、やはり若い世代の投票率が低い状況となっております。

長和町選挙管理委員会におきましては、若い世代の投票率の向上施策として、18歳になられた皆様に、新たに選挙権を有することとなったお知らせと、選挙啓発の冊子を送付したり、依田窪南部中学校の生徒会の選挙への選挙用品の貸し出し、大学進学等により住所の移動があった場合、住所地に住民票を移していただくように周知用のチラシを役場窓口等に備えたりしているところがございますが、今後も長野県選挙管理委員会や近隣市町村の選挙管理委員会と協力をしまして、投票率向上に向けた施策を実施していきたいというふうに考えております。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させていただきます。

○議長（田村孝浩君） 小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） それでは、私のほうから、長野県選挙管理委員会の状況について説明をさせていただきます。

長野県選挙管理委員会におきましては、平成27年6月17日の選挙権年齢を引き下げる改正公職選挙法の成立以前から、主権者教育への取り組みが行われており、その内容といたしましては、長野県教育委員会との主権者教育推進に向けた連携協定の締結や、同じく県教育委員会との主権者教育の取り組みや、家庭、地域の役割などについての意見交換会の実施、高等学校、特別支援学校での出前講座、模擬選挙の実施、小中学生向け主権者教育用リーフレットの作成配布などを行っております。

ほかにも、毎年明るい選挙啓発ポスターコンクールを実施し、小中学校や高等学校、特別支援学校の児童や生徒に広く作品募集を呼びかけており、ポスターの制作に当たり、子供たちが選挙について図書館やインターネットで調べたり、両親や身近な大人に話を聞いたり、自分が大人になったときどんな社会になってほしいかを考えるよい機会となり、選挙に関心を持ってもらえる取り組みとなっております。

○議長（田村孝浩君） 宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） 続きまして、学校における主権者教育について説明させていただきます。

主権者教育は、選挙や政治の仕組みといった知識の習得のみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携協同しながら社会を生き抜く力や、地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的になる力を育てていくことを目標としております。

この目標を達成するため、文部科学省、総務省、明るい選挙推進協議会などが連携して、主

権者教育を推進していくプロジェクトが実施されることとなりました。

この中で、小中学校については、社会科教育のあり方について検討、高等学校においては、主体的な社会参画に必要な力を育む公共の設置などにより、主権者教育を推進することとされております。

町の主権者教育につきましては、各学校において実施されております。小学校においては、社会科の授業の中で国の政治の仕組みを学ぶ時間があり、その中で国会議員の選挙や国の政治の仕組み、国と地方とのつながりについて学習をしております。

私たちの願いと政治を学ぶ時間では、税、選挙、政治などの基本的な事項について、その意味と実情について学習したり、地方自治の仕組みなどについて学習を行っています。

また、修学旅行の目的地の一つとして国会議事堂に行き、国会議員の話聞くことにより国の政治を学んだり、社会見学として長野県庁や町役場を訪れ、県庁や役場の仕事について学び、町政や地方自治についての理解を深めることができるようにしております。

さらに、児童会長を決める際には、選挙を実施しております。選挙管理委員会を組織し、選挙公示、立候補者告示、ポスター掲示や教室訪問、挨拶運動などの選挙活動や、立合演説会、討論などを行い、選挙への関心を高めるようにすることにより、町政をより身近なものとして捉えることができるようにしております。

依田窪南部中学校におきましては、長和町と上田市との組合立の中学校ということですが、中学校の学校運営計画に沿った形の中で、主権者教育を実施しております。

中学校社会科では、主に3年生で扱う公民分野の学習で、主権者教育を進めています。公民分野の学習の中に、現代の民主政治を扱う単元があり、その中で国会を中心とする国政と、地方議会を中心とする地方政治について理解を深めています。現代の選挙の仕組みや課題について扱う学習もあり、身近な選挙の事例などを通じて、投票率が低いことはどんな問題点があるかなどについて話し合うなどして、理解を深めています。

歴史分野の学習の中では、選挙権の歴史が登場します。その中で、選挙法の改正によって選挙権を持つ人が変わってきていることも学びます。

社会科の学習のほかにも、生徒会の選挙では、町の選挙管理委員会から実際の選挙で使用する投票箱を貸し出し、本物に触れることで、選挙への意識を高められるような工夫をしています。

また、総合的な学習では、キャリア教育の一環として、3年生がアントレプレナーシップ学習に取り組み、町の未来の姿を考えることをとおして、地域への関心を高めています。

社会や学校での教育活動を通じて、町の行政とのかかわりを深め、若い世代が積極的に政治に参画していく態度を育てたいと願いながら、主権者教育を進めています。

また、高等学校につきましては、長野県教育委員会の所管となります。これもさきに述べさせていただきましたが、平成27年に長野県教育委員会と長野県選挙管理委員会との間で主権

者教育について推進連携するために、長野県教育委員会と長野県選挙管理委員会との協力連携に関する協定書が締結されています。

この協定においては、連携事項としまして、学校教育における模擬投票の実施に関する事、高等学校、特別支援学校高等部における選挙講座や選挙啓発などを行う選挙出前授業の実施に関する事、義務教育段階における選挙の意味や政治参加についての学習に関する事などが掲げられております。

これらの事項を推進することにより、生徒の政治意識が向上し、町政への関心を高められるとともに、主体的な政治参加の促進が図られるのではないかと考えておるところであります。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 選挙年齢が18歳へ引き下げられたことによる主権者教育が話題となりましたが、各年齢層の取り組みが各機関との連携によりしっかりと取り組まれていることがわかりました。

今後は、主権者教育を受けられた方が、実際の町政を見てさらに関心を高めていくことができるよう、町民全体、行政、議会に対応していくことが必要だと考えます。

質問の2項目めといたしまして、次世代の担い手である町に住む20代から30代の若い世代が、二元代表制の地方自治の制度を理解しつつ身近な町の課題をよりよい方向へ解決するため、議論の場や政策参画の機会をどのように行政として提供されていくのか、質問させていただきます。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 町では、若い世代の議論の場や政策への参画として、平成28年の8月に長和協働創出塾を開催いたしました。この創出塾では、長和町住民自治基本条例の策定に当たり、どのように条例に触れてもらえるのか、また条例の核となる協働について、いかに理解してもらえるのかを目的に、住民を代表して長和町消防団の皆さん、それから信州長和町地域おこし協力隊の皆さん、そして長和町役場職員の中から若い世代を集めまして、若者の力で長和町を元気にする、こういったテーマとしたワークショップを開催いたしました。

参加した皆さんから、感想は、「今までまちづくりは行政の役割と決めつけて考えたこともなかったが、自分たちの意見でまちづくりを行うこと、また住民や行政という立場にとらわれず、仲間としてまちづくりについて話し合うことがこんなにおもしろいとは思わなかった」ということや、「参加してみると、かた苦しいこともなく、仲間とまちづくりについて話し合うことが、本当に楽しかった」と、こういった感想をいただきました。

このような場をとおして、二元代表制という言葉を特に意識しなくとも、国とは異なった地方自治制度のことも理解が進むと考えますので、若い世代に積極的にまちづくりに参画いただけるよう、定期的に意見交換の場やワークショップ等を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 今年度は特に、長和町協働創出塾のような企画がないようですが、次年度はぜひ好評だったようなので、若い世代の参加型のイベントを開催していただければと思います。

答弁に対して、1点、二元代表制を特に意識しなくてもよいとの見解ですが、町民の意見を首長に直接届け、行政に反映させる方法と、議会を通じて町民の意見を行政に反映させる方法がある、二元代表制の制度があることが、地方自治の特徴であることをきちんと主権者に伝える必要があると考えますが、行政のお考えはいかがでしょうか。二元代表制等を明確に伝えず、うやむやにすることは、地方自治のあり方に反すると思います。

また、首長とともに議員を選出する意義も、二元代表制を曖昧にすることによって希薄にし、町政の関心を減退させる要因になるのではないのでしょうか。質問させていただきます。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 二元代表制を、この制度をうやむやにするということではなくて、制度の特徴を殊さら声高にいう必要はないというふうに思っておるところでございます。

首長も、それから議会議員も、自分たちの投票によって直接選出している現状を当たり前の制度として住民の皆さんが受け入れている中で、特に私どものような小さな自治体では、町長にも議会議員にも同じように自由に意見、要望が言え、私も議員の皆さんもそれぞれの立場で町政に反映していくことが大切だというふうに考えております。

住民自治基本条例の前文に、「私たちは、自らの意思と責任により、まちづくりに参加し、住民と町が「協働」して活力あるまちづくりを進めていくことが重要です」とさせていただきましたように、住民の皆さんとの会話や懇談の中で、二元代表制であるからこうしてください、こういうものなのですという説明や意識づけをするよりも、先ほどの答弁で申し上げましたように、自由闊達な御意見をいただきながら、議会も行政もまちづくりに生かしていくことが大切ではないかというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 町長のお考え、よくわかりました。

私も議員として、今後予定されている町民と議会との懇談会等を通じて、町民の皆様の意見をどんどん聞くような形で進めていきまして、二元代表制という名前は使わなくても、長和町はその二元代表制がしっかり守られて、町民にとって意見が言いやすい町だということを一緒に進めていければと思います。

では、第3の質問をさせていただきます。

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる共生社会の実現の理念のもと、全ての事業主は法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。これを、障害者雇用制度といいます。この法定雇用率が平成30年、ことしの4月1日より引き上げ

られ、従業員45.5人以上の民間企業は対象従業員数の2%から2.2%へ、国、地方公共団体は2.3%から2.5%へと雇用率が引き上げられました。

長和町役場の平成30年6月1日——これは報告義務であるのが6月1日なのですが——その6月1日の障害者雇用状況は、町長部局は算定基礎職員数145人に対して——これは正規の職員のほかに、臨時の方の職員数の中の一定基準を含めて145人なのですが——145人に対して1.38%と、法定雇用率2.5%を下回っており、採用しなければならない障害者数1人以上となっています。

地域の共生社会の実現を目指している長和町役場としては、早期の法定雇用率達成は当然図ると思いますが、長和町町内では障害者の雇用義務の対象となる従業員45.5人以上の民間企業が少ない状況の中で、率先して障害者の働く場として、障害者雇用率以上の障害者を雇用し、職員全体がその方が持つ障害特性を理解して、一緒に働くという共生社会の実現を推進していくお考えはないのか、また、一般職員採用試験には応募自体しにくい知的障害者や精神障害者を、合理的配慮により働く場を確保して採用する考えはないのか、長和町役場の障害者雇用に対する考え方と具体的採用計画を質問いたします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 中央省庁におきまして、雇用する障害者数を水増ししていたとの記事が、毎日のように新聞紙上をにぎやかしております。

長和町役場の障害者雇用状況につきましては、平成29年度障害者雇用率は2.94%、平成30年度は1.38%となっております。これは、平成29年度末の職員の退職等によるものでありますが、法定雇用率を達成するためには、1人を雇用しなければならない状況でございます。

障害者が地域の一員としてともに暮らし、ともに働くことを当たり前とする共生社会を実現するためにも、地域づくりを担う役場が率先して、障害者の雇用を推進してまいりたいと思っております。

つきましては、身体障害者、知的障害者、精神障害者の方々から、何の心配もなく職員採用試験に応募いただける応募方法を検討するとともに、できるだけ早い時期に障害者のできることに目を向けて、活躍いただける職員を採用してまいりたいというふうに思っております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 質問の趣意は、今回1人採用することによって雇用率を達成して、はい、障害者雇用は終わりですとするのではなく、全国の自治体に先駆けて、社会参加のために、積極的に障害者雇用を推進し、経済的自立を支援する意思を持っていただきたいとの要望です。

作業所で働いていて、就労継続支援B型事業所っていうのがあるんですが、これの全国平均工賃は、1カ月1万5,000円です。そういう方に対して、職場でできる仕事の内容を切り出すなどして、周囲の配慮があれば働ける方がいれば雇用する、あるいは障害者雇用で離職さ

れている方を雇用すると、法定雇用率以上にさらに何人か雇用することにより、障害者の経済的な自立支援をし、ともに働くことが当たり前の社会、地域の共生社会を実現させる役場となっていたらと、強く考えます。

こういったお考えがあるかどうか、御質問させていただきます。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 今、共生社会の実現に向けまして、障害者の雇用や就労は、経済的な自立のほか、社会参加による生きがいや生活の質の向上にもつながることから、多くの方が就労できるとは理想であるというふうに考えております。

現在、地域の障害者の就労支援といたしましては、障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を行う障害者総合支援法に基づき、それぞれの障害に合わせ、関係機関が連携して個別に対応することで、就労に結びつくよう努めておるところでございます。

役場でも、健康状態に合わせました働き方や、職場で相談できる体制づくりなど、働くための支援や理解、配慮をしながら、来年度採用につながるよう、各課からできることは出し合い、御検討を始めたいというふうに思っております。

障害者が就労できた成功例を積み重ねることで、障害者があってもなくても、普通に地域で就労し、生活ができる地域づくりにつながればというふうに思っております。

また、障害者の方への直接的な就労支援と違った形ではございますが、町では障害者優先調達法に基づきまして、毎年障害者就労施設等からの物品等の調達方針を定めまして、町内で障害者の就労施設等を運営している社会福祉法人樅の木福祉会から、物品やトイレットペーパーとかパン、こういった購入や草刈りとか掃除などのサービス、こういった積極的な調達に努めておりまして、安定的な生産活動の確保という面で、障害者の自立に協力をさせていただいているところでございます。

さらに、障害者やその家族、そして樅の木福祉会からの要望により、樅の木福祉会への公共施設を無償で貸与し、古町地区の旧わかば保育園、それから和田地区の旧和田村公民館等は無償貸与、こういったこと、それから障害福祉サービスの充実を図り、障害があっても生まれ育った長和町で、自立した生活ができるよう、支援をしておるところでございます。

今後も、樅の木福祉会と町が障害の福祉の充実のため、さらに連携して地域住民や関係機関とも連携をし、障害者に寄り添った支援を行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） まずは、障害雇用率達成をお願いしたいと思います。

障害者が普通に働いている職場は、他の配慮が必要な方、病気をもちながら働かなければいけない職員とか、あとメンタル不全の方とか、子育て中の女性とか、いろいろな配慮が必要な方にも優しい職場です。そういった配慮が必要な方たちが、安心して自分の能力を発揮できるような職場を、役場としてもつくっていただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（田村孝浩君） 以上で、1番、佐藤恵一議員の一般質問を終結いたします。

ここで、1時55分まで休憩いたします。

休 憩 午後 1時42分

再 開 午後 1時55分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

5番、宮沢清治議員の一般質問を許します。

宮沢清治議員。

○5番（宮沢清治君） 議長のお許しを得ましたので、順次質問をしてまいります。またまた最後の質問者でございまして、しばらくの間おつき合いを願いたいと思います。きょうは、関係人口を意識したまちづくりについて、それから長久保支所施設について、それから古町屋内ゲートボール場の今後について、以上3点の質問をさせていただきます。

まず初めに、関係人口を意識したまちづくりについてお伺いをいたします。

長和町が誕生して13年になろうとしています。当時の国勢調査に基づく総人口と、この10年後の総人口を比較しますと、1,138人減少しております。死亡が出生を上回る自然減、転出が転入を上回る社会減が恒久的となり、毎年100人超の人口が減っています。全国の自治体も同様であり、地方創生のもとで人の奪い合いに陥っております。

町では、若者向け定住促進住宅の建設、田舎暮らし体験住宅の設置、土地開発公社による宅地分譲、18歳までの入院・外来にかかる医療費の無料化、高校通学費等の補助など、町内外にアピールし、人口減少に歯どめをかけるべく取り組まれておりますが、人口の減少には歯どめがかからないのが現状であります。それどころか、人口ビジョンにも示されておりますように、今後さらに加速度的に進行することが予想されております。人口減少は、当町のような中山間地だけでなく、全国自治体のほとんどが抱える課題ですが、減り続ける人口を奪い合う自治体間競争でなく、人口が減っても持続可能で、みんなが幸せになれるまちづくりにさらに力を入れる必要があるように思います。

これを踏まえて、幾つか質問をさせていただきます。

まず初めに、人口減少に歯どめをかけ、将来にわたって輝き続けることができる、元気が出る町、長和町を目指すために、平成27年12月に、長和町版の人口ビジョンと総合戦略である長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されました。それには、基本目標として4つの事項を掲げ、それぞれ目標数値を設定し、さまざまな取り組みを行っています。計画期間は平成31年までの5年間となっており、中間年を過ぎました。目標を上回る成果が出ている事業、一方では、まだまだ目標値に達しない事業もあるでしょうが、事業全体について御答弁いただくと、時間もなくなりますので、基本目標ごと、これは答弁したほうがいいたろうなとい

うことの主だった施策について、目標数値を達成した事業については、その効果、目標未達事業については、進捗状況をまず伺います。

○議長（田村孝浩君） 町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略には4つの基本目標が設定されており、全ての事業に共通して、各事業に重要業績評価指標、いわゆるKPIを設定をしまして、数値の目標を目指し努力しているところでございます。それぞれの事業で達成できた指標、未達成の指標があり、未達成の指標につきましては、目標年度までの達成ができるよう、今後も鋭意努力をしてまいり所存でございます。

基本目標ごとの主な施策の進捗状況に関しましては、課長から答弁をさせていただきます。

○議長（田村孝浩君） 金山企画財政課長。

○企画財政課長（金山睦夫君） それでは、町長からございましたように、総合戦略には4つの基本目標が設定されておりますので、順次御説明いたします。

まず、基本目標1、地域資源を活かした地域産業の振興で働いてみたくなる長和町をつくる、という項目では、国の地方創生関連交付金を活用し、地域資源を活かした農業の創出事業、ワイン産業プロジェクト展開事業、稼ぐ農業の展開事業を実施しているほか、東京農業大学と連携した特産品開発事業、特産品開発チーム設置事業、新規雇用企業支援事業、商工業発展促進事業などを実施しております。

この中のワイン産業プロジェクト展開事業では、ワインぶどう栽培研修生の研修が終了し、4月より就農しており、ワイン用ぶどうの圃場面積はKPIを達成しており、栽培に向けての準備は順調に進んでいます。また、研修生の活動報告、著名人によるトークショー、千曲川ワインバレーのワインと長和町の特産品を使った料理を組み合わせた試食会などの内容でワインPRイベントも実施し、町内外の多くの皆様にこの事業をPRでき、黒耀ワインへの期待は高まっているものと考えております。

また、新規雇用企業支援事業では、制度要綱を作成、運用を開始し、KPIを達成する企業に支援が行われており、企業の新規雇用拡大の一助になったと考えております。

一方、雇用創出のための企業誘致などに関しては努力しておりますが、進んでいないのが現状です。

次に、基本目標2、地域資源を活かした観光・交流文化の構築でひとの流れを呼び込む長和町をつくる、では、国際交流事業、空き家活用移住促進事業、アートをテーマとした構想事業、FMとうみ放送委託事業、ふるさと創生コミュニティー事業、キャンペーン隊設置事業、特産品サテライトブース、いわゆるとびっ蔵の運営事業、信州小県ご当地蕎麦イベント事業、町並整備事業、ビーナスライン広域連携事業、外国人観光客誘客事業などを実施しております。

この中の国際交流事業では、イギリスセットフォードとの交流人数はKPIを達成しており、今年度も訪英団を派遣しましたが、地域資源である黒耀石を活用した特色ある交流は、長和青

少年黒耀石大使を初めとした次世代を担う子供たちや町民の皆様にとっても、他国の文化に目を向けていただくことを通して、人材育成や郷土への誇りと愛着の醸成に寄与できたと考えております。

また、空き家活用移住促進事業では、空き家バンクの登録件数はK P I を達成しており、問い合わせ件数も多くなってきました。加えて、昨年度、国の交付金を活用して整備した長和町田舎暮らし体験住宅を有効活用してまいりたいと考えております。

また、とびっ蔵運営事業では、昨年、道の駅マルメロの駅ながとにとびっ蔵を開設しまして、来館者数や売上高もK P I を上回っており、町の特産品を初め、観光も含めた情報発信につながったと考えております。

一方、地域資源を活かした癒やしの場の提供などは事業実施が困難であり、進んでいないのが現状です。

次に、基本目標の3、地域資源を活かし、結婚・妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援する環境を整え、子育てしたくなる長和町をつくる、では、乳幼児家庭応援事業、子育て支援事業、産前産後交通費助成事業、高校等通学費補助事業などを実施しております。

これらの事業では、子育てに関する制度や施設等を1冊のガイドブックとしてまとめ、就学前児童のいる家庭に配布したほか、妊娠届が出される際に配布し、安心して子育てができる一助としたほか、町ホームページにも公開し、町内外の方に子育て支援についてP R できたと考えております。

また、おむつ用のごみ袋配布、従来の出生祝金制度を見直し、増して拡充し、小中学校入学時にも子育て応援給付金を支給することや、18歳までの医療費の窓口無料化、高校等通学費補助を行うことで、総合戦略策定の際に行ったアンケートでも要望の多かった子育て世代の経済的負担の軽減を図っております。

また、平成28年4月にはこども健康推進課を設置し、子育て支援に関する窓口の一元化を図りました。

各事業のK P I に関しては、達成できたもの、未達成のものがありますが、これらの事業を継続して実施し、子育て環境を充実させてまいりたいと考えております。

一方、結婚支援については、社会福祉協議会による取り組みや、商工会青年部の実施する婚活イベント補助を従来から実施しておりますが、それ以上には充実できていない状況であり、結婚支援策の強化を検討しなければならないと考えております。

最後に、基本目標の4、地域資源を活かした安全・安心な環境の確保で、暮らし続けたい長和町をつくる、では、公共交通事業、子どもたちの交通安全対策事業、道の駅活性化推進事業などを実施しております。

公共交通事業では、公共交通審議会を設置し、長和町に適した新公共交通網構築についての検討を始めております。

また、道の駅活性化推進事業では、道の駅マルメロの駅ながとに大型農畜産物直売所を核とした複合施設を整備することにより、道の駅エリアの活性化、地域住民の生活利便性向上、農業振興を目指すとともに、都市・農村交流の促進や新たな産業の振興を図るべく事業を進めております。

また、施策の中にあります住民自治基本条例の制定、公共施設等総合管理計画の策定は終了しましたが、今後、これらに対する取り組みをどのように具体的に進めるのか検討していかねなければならないと考えております。

一方、町税の優遇措置、空き家を活用した認知症対応型施設の展開などは、検討の結果、実施困難と考えております。

以上、基本目標ごとの概要を御説明いたしました。

なお、長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略評価委員会における効果検証の詳細は、町ホームページで総合戦略関連事業効果検証結果として公開しておりますので、申し添えます。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 宮沢清治議員。

○5番（宮沢清治君） ただいま、るる説明をいただきました。この総合戦略に基づいて行った事業というのは、その効果分析を行い、課題等の抽出、その改善策を組み入れ、総合戦略の改定を図り、次の施策の展開を図るというPDCAサイクルで管理されております。当町では、長和町地方創生推進協議会による審議を経た後、平成30年、この6月に改定されています。今回の改定に当たり、浮かび上がってきた課題及びその改善策について伺います。

○議長（田村孝浩君） 金山企画財政課長。

○企画財政課長（金山睦夫君） 総合戦略につきましては、平成27年12月に策定された後、これまでに2回改定を行いました。ことし6月の改定につきましては、既に地方創生事業として取り組んでいる事業のKPIを総合戦略に追加することと、KPIのうち策定の数値、補正誤りを訂正したもので、KPIの変更のみが行われました。したがって、各事業をPDCAサイクルにより検証した結果、総合戦略に記載された内容に不都合が生じ改定したということではありませんので、御理解をお願いいたします。

なお、総合戦略に基づいて実施される各事業は、評価委員会において事業ごと効果検証がされますが、個々の事業にはそれぞれ課題もございます。一例を挙げれば、ワイン産業プロジェクト展開事業では、KPIの達成はできているものの、事業として収益が見込めるのはまだ先であることや、さらなる圃場の確保、鳥獣害対策の点についても課題があります。先ほど申し上げた総合戦略関連事業効果検証結果の中では、事業ごと、事業実施状況に加え、次年度に向けての取り組みや改善の内容、評価委員会における委員の皆さんからいただいた御意見等も記載されております。事業の進捗状況を的確に把握し、評価委員会での効果検証結果を踏まえ、事業のPDCAサイクルを有効に機能させ、事業をよりよい方向に展開できるよう、今後とも

努力を続けてまいります。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 宮沢清治議員。

○5番（宮沢清治君） 総合戦略で取り組んでいる事業について、部分的に先ほどからその進捗を伺いましたが、まだ結果が出ていない事業や課題も幾つかあるようです。私は、トータル的にはおおむね順調に推移しているのかなと、そんな印象を持ちました。引き続き各事業において、目標値の達成のため御努力をお願いして、次の質問に移ります。

関係人口の取り組みについてですが、関係人口とは、長期的に住む定住人口や観光目的で訪れる交流人口とも違った概念で、外から応援してくれるサポーターのような存在です。人口減少を考えたとき、ついつい定住してもらって人口をふやす、いや、観光地に人を呼び込むことばかり目が行ってしまいがちですが、こだわった特産品を友達や知人に勧めてくれる役や、ちょっと長和町に遊びに行ってみない、と声かけてくれる役は、関係人口だからこそできる役割だと思います。人口流出を嘆くだけでなく、関係人口としてよりよいきずなを結んでいくことは、人口減少に苦しむ当町の次なる大事な、大切なステップであると思います。

総務省が打ち出した平成30年度の支援事業である関係人口創出事業のモデル指定を受けて、事業を始めている自治体があります。ちなみに県下では泰阜村と小川村の事業が採択されまして、関係人口が持つふるさとの地域づくりに対して貢献したいという思いを受けとめるため、関係人口を意識し、それらの方々に対して、地域と継続的なつながりを持つ機会を提供するような事業を行っております。

経済や文化活動を維持するために、定住人口以外の人にかかわってもらおうという考え方、定住人口や交流人口の中間と言われている関係人口を意識したまちづくりについて見解を伺います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 関係人口はつながり人口とも呼ばれまして、地域によっては、若者を中心に変化を生み出す人材が地域に入り始めており、地域づくりの担い手となることが期待をされております。長和町におきましても、町に御縁のある方、町に定期的に行き来する方、過去の勤務先や居住、滞在していた方等が関係人口となり、移住または交流に対する支援者として都市圏と町とをつなぐかけ橋となっていきたいと期待をしております。

さて、人口減少対策につきましては、全国的にも深刻な問題であり、対応は急務となっております。町では現在、移住推進施策として、今年度7月より本格的に運用を開始しました田舎暮らし体験住宅を通じ、長和町空き家バンクに登録されている空き家を御活用いただく施策と、SNS等で町の魅力を多くの移住希望者にPRする施策を同時に行っております。田舎暮らし体験住宅での田舎体験を通し、長和町のすばらしさを肌で感じ取っていただきながら、その方々が関係人口として長和町を愛していただくよう、さらに推し進めていく必要がございます。

また、ふるさと納税や観光等をきっかけとし、長和町のファンとなっていただき、町外から応援していただくのも関係人口が要ります、効果があるというふうに考えております。

また、この方々への丁寧なアプローチこそがつながりを強固なものにし、いつかに結びついていくというふうに考えております。

御質問の中の関係人口創出事業は、募集した都市住民10人ずつを毎月1回程度招き、地域の歴史などを講座で学んでいただいたり、観光資源を発掘する企画立案作業に継続的にかかわるきっかけを提供する事業で、将来的には定住人口の増加が期待をされておるところでございます。

長和町では、既に地域おこし協力隊制度の活用や、東京農業大学、東京女子美術大学等にかかわっていただき、現地での活動などを通じた交流事業、町のよさや資源を発掘する構想企画に対する取り組みは継続的に実施されているところでございます。まだ、なかなか見えた形になったものは少ないわけですが、来てくれている学生たちは、地域に必要なものや課題に対し、学生なりの考えを提供してくれております。

確かに、地域のつながりなくして関係人口とは呼べませんので、行政ではできるだけ多くのつながりを持つ機会を提供をし、これからも築いてきた関係人口を継続的に深めていきたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 宮沢清治議員。

○5番（宮沢清治君） 今の御答弁の中で、丁寧なアプローチこそがつながりを強固なものとし、いつかに結びついていくと考えていらっしゃるというお話を頂戴しましたが、関係人口、これを意識したまちづくりの手法の一つとして、ふるさと住民票という制度があります。これは、町の出身者や町とゆかりのある町外にお住まいの方と町とを結び、交流を促進していくふるさと住民票制度、いわば長和ファンクラブです。この制度は、民間の政策シンクタンク構想日本と、北海道ニセコ町や福島県飯舘村、群馬県太田市など8市町村が提案したもので、国が進めている地方創生における地方への人の流れをつくる政策とも合致しています。

平成28年2月に鳥取県日野町——この町は人口3,400人——が全国に先駆けて開始をし、スタート直後の登録者数は56人でありましたが、平成30年6月現在、216人になっています。平成30年7月現在、全国で8つの自治体がこのふるさと住民票制度を実施しています。ふるさとへの愛着を可視化するための新たな取り組みであります。

ここで、実施している自治体の例を長和町に置きかえてみますと、まず、ふるさと住民票に登録できる人、こういう方は、まず町出身者である、町に通勤している、もしくはしていた人、東京長和会に所属している人、ふるさと納税制度で町に御寄附をいただいた人、町内に別荘を有している町外の人など、町に何らかのゆかりのある人が対象と考えられます。さらに、町が提供するサービスとして考えられるのが、ふるさと住民カードの発行、広報ながわの送付、町の計画や政策へのパブリックコメントへの参加、町の公共施設の町民料金での利用、町内の伝

続行事、イベントなどの紹介・案内など考えられます。もちろん登録・年会費は無料です。

第二のふるさとと積極的にかかわることを可能にした制度であり、町からの情報提供だけにとどまらず、パブリックコメントなどを通して町政へ意見を寄せてもらい、また改めて長和町のよいところや魅力を感じてもらうことで、将来的にはUターン、Iターン、ひいては孫ターンにつながり、地域活性化や移住促進を進めるために有効な手段の一つではないかと思います。

関係人口の施策、ふるさと住民票について、どうか実践面を含めてお考えをお伺いいたします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） ふるさと住民票は、ふるさとに貢献していることが形に見える有効な手段であり、関係人口の人数が数字に見える手法でもあるというふうに思います。町におきましても、ふるさと納税者や東京長和会に所属している皆さん、そして今、宮沢議員からお話がありましたように、うちは別荘が大分ございますので、そういった関係した皆さん、こういった方の関係人口ということで考えられますので、ふるさと住民票発行となれば、これは関係者の皆さんに加入をしていただけると想定ができます。

平成28年2月にふるさと住民票をスタートいたしました先駆自治体にお聞きしたところ、鳥取県日野町では、1年半たったところで最初の登録者数40人ほどだったのが、県人会を通し、現在226人までふえ、香川県の三木町では、30人からスタートをし、ふるさと納税者を中心に、現在では550人までふえたということだそうです。一般的に、広報の送付、ふるさと納税の返礼品を利用した体験ツアーや町長・副町長との会食という特典は好評のようだそうです。

ただ、自治体でのサービス内容によって、利用される特典に差が出るようで、共通して広報の送付だけを希望する方がほとんどであり、ほかの特典は実績がなく、関係人口はふえるものの、来町してくれる方は1割弱で、事業に対して成果を求められても大変厳しい面があるということだそうです。

まずは、町民と同等の公的サービスがふるさと住民票登録者にとって魅力のある特典なのか、また、ふるさと住民票登録の有無にかかわらず、ふるさと納税の返礼品の向上によって町の魅力を感じ、継続的なふるさと納税を通じて、関係人口としてかかわっていただくのかなど、見きわめが大事だというふうに思っております。

今後、導入している自治体や県下周辺自治体の動向、ホームページを介したパブリックコメント等を活用して、長和町にも導入すべきなのか検討していきたいというふうに思っております。

○議長（田村孝浩君） 宮沢清治議員。

○5番（宮沢清治君） 観光目的などで訪れた人を――交流人口、それよりもこの地域に関心を寄せ、住んでいなくても継続的に特定の地域にかかわる人を指す関係人口は移住のきっかけ

づくりになるほか、地域の活性化につながる方法ではないかと、かように思います。御答弁にありましたが、できるだけ多くのつながりを持つ機会を提供していただき、今まで築いてきた関係人口――長和町ファンクラブを継続的にぜひ深めていっていただきたいと、このことをお願いして、次の質問に入ります。

長久保支所施設について2点ほどお伺いをいたします。

実は、雨降った翌日なのですが、長久保支所にお邪魔したときのことであります。講堂前のフロア、あそこに大きなガラス窓があるんですが、そのガラス窓の下にしみがあることに気づきました。この件について支所長に聞くと、激しい降雨時には雨漏りがするとのことでした。さらには建物基礎部分の土砂流出もあり、この建物は築38年が過ぎ、老朽化が進み、修繕箇所は山積しているとのことがありました。

この施設は、年間を通じて多くの団体や人々が利用している施設であり、災害発生時の避難所としても指定されている建物であります。避難所における良好な生活環境の提供についてどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長久保支所の老朽化が進み、たくさんの改修箇所があることは承知をしております。平成28年4月の長久保支所開所以前に、社会福祉協議会の指定管理にて運営をしていた当時から老朽化等に伴う修繕を行っておりまして、経費のかかる大規模改修につきましては町予算にて対応しておりました。今後も引き続き改修を行ってまいります。改修箇所が多く、財政的な問題もございますので、活用できる補助金や起債を検討しながら、支所機能、避難所としての機能が十分果たせるよう環境整備を第一に考え、緊急性に応じて、随時改修をしていきたいというふうに思っております。

長久保支所が入っている建物は、老人福祉センターと町民センターが併設される形で建設された後、通路を挟み、町民センター集会ホールが建設されたことにより、複数の名称がついた服属の施設となっているため、名称の統一も今後考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 宮沢清治議員。

○5番（宮沢清治君） 災害発生時の避難場所であります。これからの台風時期に備えて、早目の対応をお願いしたいと思います。

関連で、この長久保支所の電気設備の安全性について伺ってまいりたいと思います。実は、私が勤め人だったころの経験からなのですが、中部電気保安協会により電気の安全調査が実施され、電気設備についてのふぐあいを指摘された覚えがあります。それに対応した経験がありますので確認をさせていただきます。

施設の老朽化に伴い、屋内の電気設備や屋外電気設備である変圧器等の耐用年数が過ぎているのではないかと、これは懸念するところであります。経年劣化で停電、電気火災等の事

故発生時には、支所の周りの住宅や工場にまで影響が及びかねません。御迷惑をかけるばかりでなく、場合により損害賠償もあり得ると考えます。電力会社では、電気を安全に使ってもらうために、業者に委託し、法律に基づき安全調査をしております。長久保支所においても調査があったかと思いますが、その調査結果及び調査結果を受けての今後の対応についてお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長久保支所の電気設備点検につきましては、毎月の月次点検及び年1回の設備点検を受けておりますが、機器の不良、異常などはないとの結果が報告されております。しかし、受電変電設備は耐用年数を超えており、今は異常なくても、突発的な停電や電気火災などの事故が起こり得る、そういったこともあるため、更新を勧められておるところでございます。もし事故が起これば、支所だけではなく、近隣の住宅や工場にまで影響が出てしまうということでございますので、万一の場合にも周辺に迷惑をかけることがないように、耐用年数を過ぎた電気遮断機の更新を早急に行いたいというふうに思っております。

○議長（田村孝浩君） 宮沢清治議員。

○5番（宮沢清治君） それでは、最後の質問をしてみたいです。

古町屋内ゲートボール場の今後について伺います。

古町ゲートボールクラブに対しまして、古町屋内ゲートボール場を取り壊す旨の話があったと聞き及んでおります。確かに現在利用する団体は主に古町ゲートボールクラブだけであり、建物は老朽化し、窓ガラスは割れている。水銀灯の一部が点灯せず、夜の練習は暗い。雨漏りして、コートに穴をあけているのが現状であります。利用頻度を考えれば、取り壊しもやむを得ないなと考えますが、では、いつごろから取り壊しに入るのかというような今後のスケジュール及びその跡地利用は現状どのように考えているのかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 古町の屋内ゲートボール場の今後の方向性に関する御質問でございますが、古町の屋内のゲートボール場につきましては、平成2年に旧古町小学校の体育館を改修して、屋内ゲートボール場として整備した施設でございます。旧小学校の体育館を活用した施設であるため、老朽化が進みまして、例えば、宮沢議員のおっしゃるとおり、雨漏り、窓ガラスの破損、点灯しない水銀灯があるなど、さまざまな修繕箇所が発生をしております。さらに、古い建物であるため耐震性もなく、住民の皆様に使っていただく施設としては危険性が高い施設となっており、取り壊しも視野に入れる中で、今後の施設管理について検討が必要とされる時期に差しかかってきておるということでございます。

平成28年度に策定いたしました町の公共施設等総合管理計画においても、古町屋内ゲートボール場につきましては、耐用年数を既に経過している状況にあり、今後の管理の基本方針として、利用状況等を勘案して、今後の更新の可否を検討する、となっております。古町屋内

ゲートボール場の使用につきましては、議員のおっしゃるとおり、古町ゲートボールクラブの皆様による使用がほとんどとなっております。町では公共施設等総合管理計画の策定を受け、平成31年度までに個別施設の総合管理計画を策定することとなっております。古町屋内ゲートボール場につきましても、施設の老朽化、利用状況を勘案させていただく中で、今後の方向性について、施設の取り壊しも含めた中で検討をさせていただき、個別施設の総合管理計画に反映をさせていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いします。

○議長（田村孝浩君） 宮沢清治議員。

○5番（宮沢清治君） 以上で、本日予定しておりました一般質問は終わります。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、5番、宮沢清治議員の一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（田村孝浩君） 以上で一般質問は全て終了いたしました。以上をもちまして本日予定した会議は終了いたしました。

会議を閉じ、散会といたします。御苦労さまでした。

散 会 午後 2時35分

第 3 号

(9 月 20 日)

議 事 日 程

平成30年 9月20日

午前 9時30分 開議

長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 議案第52号 平成29年度長和町一般会計決算の認定について
(町長提出)
- 日程第 2 議案第53号 平成29年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)決算の
認定について
(町長提出)
- 日程第 3 議案第54号 平成29年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計決算
の認定について
(町長提出)
- 日程第 4 議案第55号 平成29年度長和町後期高齢者医療特別会計決算の認定につい
て
(町長提出)
- 日程第 5 議案第56号 平成29年度長和町介護保険特別会計決算の認定について
(町長提出)
- 日程第 6 議案第57号 平成29年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計決算
の認定について
(町長提出)
- 日程第 7 議案第58号 平成29年度長和町特定環境保全公共下水道事業特別会計決算
の認定について
(町長提出)
- 日程第 8 議案第59号 平成29年度長和町簡易排水施設特別会計決算の認定について
(町長提出)
- 日程第 9 議案第60号 平成29年度長和町観光施設事業特別会計決算の認定について
(町長提出)
- 日程第10 議案第61号 平成29年度長和町和田財産区特別会計決算の認定について
(町長提出)
- 日程第11 議案第62号 平成29年度長和町上水道事業会計決算の認定について
(町長提出)
- 日程第12 議案第63号 長和町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

- (町長提出)
- 日程第 1 3 議案第 6 4 号 長和町農業委員会の委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出)
- 日程第 1 4 議案第 6 5 号 長和町農地利用最適化推進委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出)
- 日程第 1 5 議案第 6 6 号 平成 3 0 年度長和町一般会計補正予算 (第 2 号) について
- (町長提出)
- 日程第 1 6 議案第 6 7 号 平成 3 0 年度長和町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 1 号) について
- (町長提出)
- 日程第 1 7 議案第 6 8 号 平成 3 0 年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について
- (町長提出)
- 日程第 1 8 議案第 6 9 号 平成 3 0 年度長和町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- (町長提出)
- 日程第 1 9 議案第 7 0 号 平成 3 0 年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算 (第 1 号) について
- (町長提出)
- 日程第 2 0 議案第 7 1 号 平成 3 0 年度長和町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- (町長提出)
- 日程第 2 1 議案第 7 2 号 平成 3 0 年度長和町簡易排水施設特別会計補正予算 (第 1 号) について
- (町長提出)
- 日程第 2 2 議案第 7 3 号 平成 3 0 年度長和町観光施設事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- (町長提出)
- 日程第 2 3 議案第 7 4 号 平成 3 0 年度長和町和田財産区特別会計補正予算 (第 1 号) について
- (町長提出)
- 日程第 2 4 議案第 7 5 号 平成 3 0 年度長和町上水道事業会計補正予算 (第 1 号) について

て

(町長提出)

日程第 2 5 議案第 7 6 号 長和町過疎地域自立促進計画の変更について

(町長提出)

追 加 議 事 日 程 (第 4 号)

平成 3 0 年 9 月 2 0 日

長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 議案第 7 7 号 平成 3 0 年度社会資本整備総合交付金事業 (防災・安全交付金) 大内橋橋梁補修工事請負契約の締結について
(町長提出)
- 日程第 2 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
(町長提出)
- 日程第 3 発議第 4 号 長和町議会基本条例の制定について
(議員提出)

平成30年長和町議会9月定例会（第3号）

平成30年9月20日 午前 9時30分開議

出席議員（10名）

1番	佐藤 恵一 議員	2番	渡辺 久人 議員
3番	田福 光規 議員	4番	森田 公明 議員
5番	宮沢 清治 議員	6番	伊藤 栄雄 議員
7番	柳澤 貞司 議員	8番	小川 純夫 議員
9番	羽田 公夫 議員	10番	田村 孝浩 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	羽田 健一郎 君	副 町 長	高見沢 高明 君
教 育 長	辰野 登志男 君	総 務 課 長	小林 文江 君
企画財政課長	金山 睦夫 君	建設水道課長	長井 剛 君
建設水道課専門幹	龍野 正広 君	こども健康推進課長	藤田 仁史 君
町民福祉課長	藤田 孝 君	情報広報課長兼会計管理者	山浦 純一 君
産業振興課長	藤田 健司 君	教 育 課 長	宮阪 和幸 君
総務課長補佐	小林 義明 君	代表監査委員	名倉 俊城 君

議会事務局出席者

事 務 局 長	城内 秀樹 君	議会事務局書記	宮澤 志緒 君
---------	---------	---------	---------

◎開議の宣告

○議長（田村孝浩君） 皆さん、おはようございます。

長和町議会第3回定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 議案第52号 平成29年度長和町一般会計決算の認定について

（町長提出）

○議長（田村孝浩君） 最初に、日程第1 議案第52号 平成29年度長和町一般会計決算の認定についてを議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

羽田決算特別委員長。

○決算特別委員長（羽田公夫君） 議長の許可をいただきましたので、9月10日、11日の両日、平成30年9月定例会において、決算特別委員会に付託されました議案第52号 平成29年度長和町一般会計決算の認定についてを議題とし、審査に付しましたので、順次御報告いたします。

なお、ことしの私の報告書でありますけれども、形式をちょっと変えまして、白丸が議員からの質問、黒丸が行政からの答弁という形にしてありますので、よろしく御了承のほどお願いいたします。

9月10日、1日目、担当課からの詳細説明後、質疑応答を行いました。

まず、町民福祉課について。

窓口係から、マイナンバー制度による各分野への情報連携について、問題が起きるたびのシステム改修などは整理して行えないものなのか、国からの指示についてお聞きしたいとの質問について、分野ごと本格運用に向けて、順次システム追加作業、改修等行っている。国等からそれぞれの指示を受けて作業等行っている。住民への影響が出ないようにシステム業者や関係者と情報を共有しながら対応していきたいとの答弁でした。

戸籍等本庁での証明書発行件数について、地区ごとに把握しているのかの質問に、地区ごとの統計はとっていない。和田地区の方も大勢本庁へ戸籍等を取りに来られていますとの答弁でした。

続いて、生活環境係です。

町内の防犯灯の総数とLED化工事の進捗状況はとの質問に、防犯灯の総数は896基、うち自治会、区が管理しているものは677基、このうち393基が施工済みで58.1%の進捗状況です。町管理分を含めると438基が施工済みで、48.9%となりますとの答弁でし

た。

グリーンベルト整備工事は、全体計画のどの程度整備済みかの質問に、学校や地区等の要望を受け事業計画を立てるので、全体計画に対する進捗割合はありません。地区要望を受けて、本年度は町道古町有坂線に設置を計画していますとの答弁でした。

空き家対策協議会は、現在どのような状況か。年度末には結果が出るのかの質問に、今年度中に協議会を立ち上げるよう、委員の選定を進めています。協議会において素案を協議していただき、公表していきたい。また、実態調査の結果をもとに特定空き家等の認定に向けた協議も進めていきたいとの答弁でした。

堆肥化システムの改修によって改善された点は何かの質問に、以前のシステムは余り発酵温度が高くなり、水気が多く施設内にウジやハエ等多く発生していた状況でしたが、改修後は発酵温度も高温を維持しており、排汁の流出もなくなったことから施設の衛生面の改善がなされた。また、堆肥の水分量も60%から20%台へと減少し、取り扱いやすくなったとの答弁でした。

姫木湖の水質検査は、過去いつから行っているのか。また、時期はいつかの質問に、水質検査は合併前から行っている。現受託業者の記録では、平成2年から実施しています。検査の時期は8月と11月の2回ですとの答弁でした。

倒壊の恐れのある空き家について、以前から情報を報告している物件があるが、危険家屋に対する町の取り組み方法はどうかの質問に、空き家特措法の制定以前から、町では適正管理条例に基づき、住宅の所有者、もしくは管理者に対して指導・助言等を行っています。条例及び特措法では、その後の手続として危険家屋の公表や所有者等に対し勧告ができるとされていますが、現段階では指導・助言までの手続にとどまっていますとの答弁でした。

同一敷地内に居住していない住宅は空き家とみなさないのかの質問に、同一敷地内でも個々の建物として取り扱うので、居住していなければ空き家とみなしますとの答弁でした。

続いて、福祉係です。

障害のある方は各年代に分かれるが、各年代によって福祉サービスは異なるのかの質問に、福祉係では65歳以下の障害がある方を対象に障害福祉サービスを提供しています。しかし、65歳以上でも介護保険制度にない福祉サービスが障害福祉サービスにあれば、それに対応していきます。また、福祉係では、高齢者支援係・健康づくり係等関係部署と連携して、一人一人のライフステージに合ったサービスの提供に努めていますとの答弁でした。

ヘルプマークについて、ことし7月2日から長野県主体で配付が開始されたが、以前より配付していた町として今後どのように対応していくのかの質問に、これを機に県の流れに合わせるようになります。今後の町単独で予算を取り、ヘルプマークを作成することはなくなります。町民への周知や広報については引き続き行っていきますとの答弁でした。

続いて、高齢者支援係より。

緊急通報装置による緊急通報件数はどれぐらいあるのかの質問に、救急車が出動したのは1件、安否確認通報が86件となっていますとの答弁でした。

配食サービスは地産地消で地元産の食材を使っているのかの質問に、配食サービスは、依田窪福祉会への委託で、その調理部門が外部委託であり、食材費や人件費の削減等、難しい状況もあるが、地元の食材も使用することになっているので、上京は確認したいとの答弁でした。続いて、福祉企業センター。

3班の利用者賃金は月額は何らになるのかの質問に、利用日数及び作業係数によりますが、多い方は月3万円程度で、少ない方は1,000円を切ってしまうとの答弁でした。

利用者の一般企業への就職あっせんは行っているのかの質問に、一般企業へ就職できそうな方へは、一般企業への就職を勧めているとの答弁でした。

続いて、情報広報課関係です。

最初に、情報広報係。

番組は多数制作しているが、アーカイブとして情報を整理して、即座に取り出せるようになっているのかの質問に、現在の放送システムで制作した映像データについては、全て保存しています。このデータは、検索を行うことで即座に映像を取り出すことができます。また、平成15年から運営を開始したケーブルテレビで当時作成した番組はテープに保存されており、随時データ化を行っているが、そのための作業時間が少なく、余り進んでいません。将来的には、ビデオオンデマンドを利用して、インターネットで全ての番組を見られるようにすることを検討していますとの答弁でした。

電子媒体を含めた文書管理制度は確立する必要があるが、電子化はペーパーレスにつながることもある。町の重要な資料は紙の文書も残すことが必要であると思うが、担当としてはどのように考えられているかの質問に、文書には紙媒体と電子媒体の2種類があるが、長期に保存する文書については、どちらも何らかの形で保管していく必要がある。ただし、紙は数百円単位で保管が可能であるが、電子媒体は劣化に弱い欠点があります。これからも技術革新も期待できるので、時代に合った最適な方法での利用方法を検討していきますとの答弁でした。

白書には、非常において告知・文字放送で迅速な災害情報の提供に努めるとあるが、深夜に災害情報を流すときは、職員として情報広報課の職員も出動しているということかの質問に、災害警戒本部の招集がかかった時点で、情報広報課職員も参集する形になっています。放送する内容については、本部の指示に従っていますとの答弁でした。

続いて、こども・健康推進課です。

保育園係から。

地震により、建造物が倒れ下敷きになったという事例があるが、園児の生活する施設内、散歩先、通園途中などの危険箇所は把握しているかの質問に、保育園内の危険箇所はチェック済みである。散歩先についてはまだしていないので、今後行いたいとの答弁でした。

散歩先で一人で倒れてしまい、墓石の下敷きになって死亡したという事例もあるので、注意してもらいたいという要望がありました。

児童運営費の中の使用料及び賃借料の不用額が出ている要因は何かの質問に、和田保育園については個人からの土地借り上げをしている。予算編成後に賃借料の交渉を行い減額したのが要因であるとの答弁でした。

正規職員の削減を要望しているが、子供にかかわる部署についてはふやしたほうがよいのではないか。臨時職員であることが不公平感を生じているということは実際どんな案件があるのかの質問に、子供に対して同じ責任でかかわっているが、事務的な仕事は正規職員が担っている。保育士正職と臨職の不公平感については、実際の運営の中で、臨職を雇わなければ運営的に難しい。何年かは正規職員の採用はなかったが、これから計画的に正職の採用を図って子育ての充実に努めたいとの答弁でした。

続いて、子育て支援係です。

子育て支援センターの開所時間は何時までかの質問に、子育て広場は午前9時半から12時まで、水曜日はランチが出て一日中開所している。相談業務は朝8時半から行っているとの答弁でした。

続いて、健康づくり係です。

N Pプログラムの参加者に、平日の開催で男性は参加しにくいと思うがどうかの質問に、ゼロ歳から5歳児を持つ子育ての共通した悩みを話し合うのが目的なので、母親のみの対象としたとの答弁でした。

特定健診結果で再検査になった方が病院を受診したかわからないようなので、保健センターと依田窪病院との医療情報の共有はできないかとの質問に、病院の電子カルテは、健康づくり係では結果を見ることはできないことになっているが、再検査等で受信したかどうか今後、病院と協議してみますとの答弁でした。

健診結果やレセプトから町健康課題が、高血圧と減塩の問題に取り組んでいるようだが、29年度の結果から今後、参加者をふやすことについてどう考えるかとの質問に、町には高血圧の人が多ことから、モデル事業は終了したが継続として、公民館健診では汁物の塩分測定やチェックシートで自分の塩分接種の傾向を知るようにしている。また、人間ドックでは一人一人の生活改善の中で減塩指導をしているとの答弁でした。

自殺率とは自殺をしてしまった人か。はい。自殺予防協議会ができて26年度・29年度はゼロだったが、具体的にどのような対策をしたか。自殺企図者の連携情報は大変難しい。情報がとれたときは、本人と面会し悩みを聞いている。また、心の健康づくりということで、講演会の開催やゲートキーパー養成講座を実施し、早い気づきと相談機関につなげていくことに取り組んでいるとの答弁でした。

続きまして、教育課。

学校教育係です。

旧和田中学校の跡地利用の進捗、また管理はどうなっているかの質問に、小学校の庁務員による草刈り、庭木の手入れは委託により実施している。旧和田中学校施設跡地利用検討委員会において3回の会議が開催され、2名から跡地利用の提案があった。これは最終決定ではなく、現在全国的にアイデアを募集しているとの答弁でした。

長門小学校が老朽化しているが、補修・建てかえの計画はあるかの質問に、現時点で建てかえの計画はない。今後、個別の施設管理計画を作成する中で、補修・建てかえの議論をしていきたいとの答弁でした。

長門小と和田小の保険料の差は何か。また、長門小の4年生がことし1クラスになった経緯は何かの質問に、長門小は鉄骨、和田小は木造で、建物の構造の違いです。長門小4年生の担任の先生の体調不良により1クラスに戻しましたとの答弁でした。

空調設備設置の話は出ていると思うが、今後の方針を教えてくださいの質問に、両小学校空調設備設置費の調査中です。来年度の補助金を獲得できるように申請をしました。そのための事務作業を進めていきたいとの答弁でした。

文化財係です。

長久保宿・和田宿の間の歩道がなく危険であり、以前から質問も出ていると思いますが、その後どうなっているのか。この区間は旅人にとっても不愉快も場所だと思うので、年次計画をつくり、強く要望をしてほしいとの要望がありました。

長久保四泊、和田大出が最も危険な箇所です。和田では改修工事が進んでいます。四泊部分では道路敷のスペース問題もあり、引き続き整備要望をしていきたいとの答弁でした。

今年度開催される全国歴史の道会議長野県大会の現段階の状況を教えてくださいの質問に、11月23日に文化庁、県教育委員会、下諏訪町、長和町の共同開催です。下諏訪町を会場として各市町村の事例報告を行い、24日はバスを利用し、和田宿・長久保宿をめぐるウォーキングを予定している。先々週に実行委員会を開催し、事務局で細部を詰めていて、今後周知を図りながら進めていきたいとの答弁でした。

次に、社会教育係です。

来年度までに個別の施設管理計画をつくることになっていますが、状況を説明してくださいとの質問に、個別管理計画を作成する際に利用者も重要な部分になるので、明確にして計画を作成していきたいとの答弁でした。

部活動を地域で受け入れることや、責任の持てる指導者を地域から選ぶことは考えられないかの質問に、学校施設だと教師が立ち会わないといけない等、責任問題や施設の利用制限もあるので、学校ともよく話し合いながら進めていきたいとの答弁でした。

続いて、人権男女共同参画係です。

児童館の職員体制は少ないと思う。町内での募集はしているのかの質問に、昨年度まで平日

は2名で、現在は3名体制です。子育て支援センターや保護者の紹介等で採用していました。まだ不足状態なので、これからも町内外から募集する予定ですとの答弁でした。

児童館を含めた周囲での防犯カメラの設置状況はどうなっているのかの質問に、児童館を含めて周囲に防犯カメラの設置はないが、9月補正で玄関に1台設置予定です。さらに、その後の状況においては、カメラの設置は必要と認識しているとの答弁でした。

図書館に議会だよりが置かれていないが、可能な限り置いていただけるよう、また、館内が非常に狭い。読書スペースの確保もあわせて要望したいの質問に、検討いたしますとの答弁でした。

9月10日は以上であります。

続きまして、9月11日、2日目であります。

最初に総務課。

総務係、大門、長久保、和田支所関係でした。

支所業務は窓口業務と建物管理が主なようだが、防災担当者と協力して地域の防災等にも取り組まなければいけないと考えるが、支所の役割として、地域活動への取り組みはどのように考えるかの質問に、支所は地域に密着した役割りを担っており、地区防災の事務局にもなっているの、今まで以上に地域に出かけるようにしていきたいとの答弁でした。

現在の正規職員1名体制でそれができるのか。人員体制の見直しを要望したいとの要望です。

地区担当職員と支所と連携しているのかの質問に、地区担当職員は企画財政課所管で、住民票の代理取得や当期の独居老人等の除雪を行っており、支所との連携はない状況ですとの答弁でした。

地区担当職員はその地区に住居している方が多いので、連携を検討してほしいとの要望がありました。

和田支所の漏水について、無駄になった経費はどれくらいかの質問に、水道料については減免申請をしました。漏水は、外水道だったので、その箇所止水栓で水をとめ解決しました。修理はしていませんとの答弁でした。

続いて、総務係です。

他団体への派遣職員の給与・共済費等はどうなっているのか。また、人口減少に伴い職員数も減らしていくべきと考えるがどうかの質問に、派遣先団体より支給されています。支所機能や別荘管理等の行政サービスがあり、単純に職員減にはできないと考えるとの答弁でした。

ラスパイレス指数が高くないとのことだが、類似団体より高い状況にあるがとの質問に、ラスパイレス指数が高くないと申し上げたのではなく、国や県に準じた給料・手当であり、独自に給料を高く設定しているわけではないということです。ラスパイレス指数は5歳ごとの経験年数別に算出しているため、職員数が少ない当町はその影響により変動しやすくなっているとの答弁でした。

選挙事務の職員手当は通常の支出科目でなく、全て選挙費から支出されているのかの質問に、選挙事務に係る手当については、休日も含めて全て選挙費から支出していますとの答弁でした。

18歳の投票率に比べ19歳の投票率が悪い原因は何かの質問に、大学進学等により町外に住むようになるが、移動手続をしないと、遠方から投票に来ることが難しく、その世代の投票率が低いという全国的な問題でもある。住民票の移動手続をするように対策を検討していきたいとの答弁でした。

消防団員の福利厚生を手厚くすることについて、どの程度進んでいるのかの質問に、振興公社・長門牧場に御協力いただき、団員優待サービスを受けられるようになりました。また、団員手当についても検討していますので、議会の皆様にも御協力をお願いしますとの答弁でした。

続きまして、税務係です。

コンビニ収納の対象税目、また、経費はどのぐらいかかるのかの質問に、住民税普通徴収、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税が対象です。また、経費については月額5,000円の基本料金と納付書1件につき60円の手数料がかかりますとの答弁でした。

他の料金等では実施しないのかの質問に、有線テレビ料、保育料、住宅使用等でも実施していますとの答弁でした。

滞納整理機構を利用するメリットは何か。また、デメリットはあるのかの質問に、徴収事務を専門的に行っているのが回収率が高いのがメリットです。負担金の納付がかかりますが、それ以上のメリットがあると感じていますとの答弁でした。

続きまして、会計課です。

会計係。

システムの共同化について、周辺町村との均衡もあるが、経費もかかるし、職員もやりづらといった声も聞かれる。そこに至った経緯と今後について見解を教えてくださいとの質問に、一番の目的は、共同化により経費の削減です。現在14町村が共同化に加入しており、その中で財務会計システムに入っているのは当町と生坂村の2つです。加入町村がふえないと経費がかかりますが、軽井沢町も加入したいという情報もあり、加入市町村をふやすことを強く要望してまいりますとの答弁でした。

続きまして、議会事務局です。

議会係。

説明があった後、質疑なしでした。

続きまして、企画財政課。

まちづくり政策係です。

コミュニティ助成事業の助成要件や優先順位を教えてくださいとの質問に、申請者は区や自治会、地域コミュニティを推進する任意団体が対象、また、助成金の上限は250万円で、近年では歩行型除雪機や歩行型草刈り機等の整備に活用されている。また、周知方法は各担当課に

寄せられた要望を企画財政課が取りまとめ、事業案件に合致し、緊急性のある要望案件から順に事業申請をしているとの答弁でした。

空き家バンクについて、提携している町内業者を教えてほしいとの質問に、町内の提携団体は、モリケン、信州うえだ農業共同組合、リゾートメンテナンスの3団体、その中でもモリケンはボランティアで協力していただいている。今後も協力をいただきたいと考えているが、新規に空き家バンクに登録希望者が増大したときは、宅建協会にも協力を依頼していきたいとの答弁でした。

続いて、財政係です。

公共施設個別計画策定の進捗状況について、また、策定する前に議会に示していただくことは可能かの質問に、公共施設個別計画は平成32年度までに策定しなければならない。各担当に作成を依頼している状況。経過の途中で議会に報告していきたいとの答弁でした。

財政シミュレーションが出されてから何年も経過している。そろそろ財政シミュレーションを示してほしいの質問に、財政シミュレーションについては、平成32年度から臨時職員の雇用方法変更、普通交付税の一本算定化、過疎法も現段階では平成32年度までとなっており、担当としても歳入歳出の見込みが難しく、推計しにくい時期でもあるが、現段階でつかんでいる情報でシミュレーションをし、職員に周知し、来年度の予算編成に活用していきたい。また、3月議会を目途に議会にも示していきたいとの答弁でした。

普通交付税が平成33年から一本算定になることに減額がどのぐらいと推計しているのか。また、財政シミュレーションでは、数年後には町が厳しい状況になってしまうことがよくわかるよう示し、職員一人一人が危機感を持たざるを得ないようにしたほうがよいとの質問に、本年度の交付税額算定の一本算定額は23億円ほどで、実際の交付税額との差は1億近いものであった。さらに平成33年の算定では、平成32年国勢調査の人口が反映されるので、人口減少すればさらに交付税も減少する。今年度策定予定の財政シミュレーションで、まず職員に財政的に厳しいことを周知し、来年度の当初予算を縮減させ、財政調整基金取り崩し額を少なくしていきたいとの答弁でした。

続いて、管財係。

説明があり、質疑なしでした。

続いて、まち・ひと・しごと創生係より。

上田市は連携が進んでいるのに、長和町はなぜ長野大学との連携が弱いのか。隣の市にあり、町から通学している学生が多い長野大学が出てこないのはなぜかの質問に、黒耀石は明治大学、農業関係は東京農業大学、アートは女子美術大学と連携しており、いろいろな経過の中で模索されている。地元の大学との連携については、係内では考えているが、実際どのようにやるかというところでよいアイデアが浮かばない。長野大学とは町民福祉課で社会福祉実習を行っている。信州大学も同じだが、これまでの経過もあり、多ければいいというものでもない。課題

がかぶさってもいけないので、必要に応じていろいろな人の意見を聞きながら進めていきたいとの答弁でした。

続きまして、建設水道課。

上下水道係。

説明がありましたが、質疑なしでした。

続きまして、建設耕地係。

水路は傷んでいる箇所が多数あると聞くが、全体的な補修計画はないのかの質問に、今現在そのような計画はない。国からの施設の長寿命化計画を策定するように求められている。改修工事要望箇所への対応としては、現場の状況を見て、軽微なものは早期に工事に着手し、規模の大きいものについては、年度を分けて工事をしたり、多面的機能支払い交付金を活用して工事を実施するという状況にあるとの答弁でした。

現状は自治体等から要望書が提出された場合、現場を確認し、緊急度や予算の状況を見ながら工事を実施しているということかの質問に、そうです。水田に水が流入しなかったり、民家に水が流出する恐れがある箇所など、緊急度や予算状況により順次工事を実施しているとの答弁でした。

町全体の水路図は整備されているのか。古町の下流に位置する水路は水が足りないという声をよく聞くので、どの場所からやるべきかよく調査をしてもらいたいとの質問に、水路が詳細に記載されている地図はない。多面的支払い交付金を活用して、有坂から立岩にかけての水路改修を検討している。この水路は用水路から取水した水が排水路に落ちてしまっているので、排水が用水路に落ちるような工事をあわせて行いたいと考えているとの答弁でした。

続いて、産業振興課です。

農地係。

新規就農者はどのような支援がなされているのかの質問に、新規就農者の認定審査段階において、JAや農業改良普及センター、農業委員等を含めて経営する農地の聞き取りやあっせん、農業機械の取得やレンタル、生計を維持できるような品目選定などについてアドバイスできるような体制を構築しています。45歳未満の新規就農者には青年等就農計画を経て年間150万円が交付される制度があります。また、町では農業機械等の取得に係る単独の助成制度や農地を守るための獣害柵資材の提供などを行っているとの答弁でした。

畜産振興費の事故繰り越しとは何かの質問に、長門牧場の牛舎建設にかかわるもので、平成28年度補正予算を平成29年度に繰り越しをして事業を進めておりましたが、建設予定地の地盤が軟弱であったため、建設地の変更や設計変更などにより平成29年度内の竣工ができず、平成30年度へさらに繰り越しを行ったものでありますとの答弁でした。

特産品開発係です。

とびっ蔵の運営に関し、ドリームウィングスに業務委託することに決まったのか。また、物

品販売の売り上げ、人件費は全てドリームウィングスに入るのかの質問に、地域おこし協力隊東久保氏が昨年度企業したドリームウィングス合同会社に今年度より業務委託しており、物品販売、精算合わせて業務委託を行っている。また、とびっ蔵における売り上げ、経費も委託に含めているとの答弁でした。

キャンペーン隊が入れかわっているが、その役割を教えてほしいとの質問に、昨年度までの3名に関しては、とびっ蔵の業務も行っている者もいるが、今回採用になった2名はキャンペーン隊のみの業務となっている。とびっ蔵には所属しないが、長和町の特産品を覚えてキャンペーンに出労していただきたいと考えているとの答弁でした。

商工観光係です。

トレイルランやその他のイベントを行うことによって、町にどれだけのお金が落ちているかの検証はしているのかの質問に、トレイルランでは、2日間の宿泊により1,500万円から2,000万円程度のお金がつかわれていると聞いているが、特に細かなデータはとっていませんとの答弁でした。

スキー場の指定管理料を今後下げていくことを検討しているのかの質問に、町としても大きな問題として捉えています。3年間を目安にスキー場の経営計画を作成しており、前年度、昨年度の2カ年にわたりスキー場のあり方検討委員会を開催し検証いたしました。その結果、昨年度まで6,000万円の指定管理料を平成30年度から3カ年は半額の3,000万円にいたしました。しかし、天災等により状況が大きく変わる場合は、その都度検討をすることになりますとの答弁でした。

観光等同じ方向に向かって、観光協会・特産品開発係・商工観光係は、一度整理して一本化したほうがよいのではないのかの質問に、観光協会はいくまでも別の組織である。こういった形がよいのか検討していきたいとの答弁でした。

続いて、林務係です。

地元林業事業者の育成を行うとあるが、現在、町内の事業者はどれぐらいあるのか。林業後継者グループは何をしている団体かの質問に、森林組合を除き、現在の町内事業者は1社である。育成のため町の事業への入札に参加していただいている。後継者グループは、東京農大の里山整備実習や小学校のしいたけ教室等の講師として参加していただいているとの答弁でした。

新たな森林税をどのように活用していくのかの質問に、従来、町単独事業で行っていた伐倒薫蒸できない枯損木等に関して使っていく方針ですとの答弁でした。

林道以外の災害における倒木についてはどのように支出しているのかの質問に、災害復旧費にて対応しているとの答弁でした。

以上で全ての審査を終了し、討論なく、採決の結果、全員賛成により、議案第52号 平成29年度長和町一般会計決算は、認定すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終わります。

次に、本案に対する討論を行います。まず、本案に反対者の発言を許します。

それでは、次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論を終わります。

これより、議案第52号を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

委員長報告のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

（全 員 起 立）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第52号は委員長報告のとおり認定されました。

ここで、10時15分まで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時06分

再 開 午前10時15分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第2 議案第53号 平成29年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）決算の認定について

（町長提出）

◎日程第3 議案第54号 平成29年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計決算の認定について

（町長提出）

◎日程第4 議案第55号 平成29年度長和町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

（町長提出）

◎日程第5 議案第56号 平成29年度長和町介護保険特別会計決算の認定について

（町長提出）

◎日程第6 議案第57号 平成29年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定について

(町長提出)

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第2 議案第53号から、日程第6 議案第57号を一括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

森田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（森田公明君） 社会文教常任委員会は、去る9月13日木曜日に委員会を開催し、今定例会に提案され、社会文教常任委員会付託された各議案について審査を行いました。議長の指示に従い、順次御報告いたします。

議案第53号 平成29年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）決算の認定についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、特段質疑・討論なく、採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

議案第54号 平成29年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計決算の認定についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

委員より、歯科診療所の定期的な診療の見通しはどうかの問いに、医師の都合により不定期診療となってきたことがあるが、9月現在で週2回の診療が行われている。完全予約制となっているので、待たずに診療してもらえ、よりよい診療ができていると考える。不定期診療は、歯科医師不足も原因の一つとなっているので、医師確保に向けて努力していただいているとの回答でした。

委員より、虫歯予防的な観点での対策はどの問いに、高齢者係や健康づくり係、広域連合とも連携をとりながら、予防を含めた診療も進めていきたいと考えているとの回答でした。

委員より、テレビで休診のお知らせが流れていることがあるが、予約制でも診療されないことがあるのかの問いに、歯科診療所においては、予約してあれば休診になることはないとの回答でした。

次に、議案第55号 平成29年度長和町後期高齢者医療特別会計決算の認定についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で、認定すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

委員より、滞納が発生する理由は、新規被保険者の納入方法が現金納付になることが主な原因かの問いに、後期高齢者医療制度への移行当初において、現金納付となったことによる納め

忘れがほとんどである。こまめに通知を出すこと、納付忘れのない口座振替にさせていただくことなどを推進していくとの回答でした。

議案第56号 平成29年度長和町介護保険特別会計決算の認定についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、特段質疑・討論なく、採決の結果、全員賛成で、認定すべきものと決定いたしました。

議案第57号 平成29年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で、認定すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりであります。

契約は、連帯保証契約、連帯保証人の保証契約のどちらかの問いに、町、借り受け者、連帯保証人の三者契約であるとの回答でした。

報告は以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、委員長報告を終わります。

次に、日程第2 議案第53号 平成29年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長報告のとおり認定することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第53号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第3 議案第54号 平成29年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計決算の認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第54号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成議員の挙手

を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第54号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第4 議案第55号 平成29年度長和町後期高齢者医療特別会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長報告のとおり認定することに、賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第55号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第5 議案第46号 平成29年度長和町介護保険特別会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長報告のとおり認定することに、賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案56号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第6 議案第57号 平成29年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長報告のとおり認定することに、賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案57号は委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第 7 議案第58号 平成29年度長和町特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第 8 議案第59号 平成29年度長和町簡易排水施設特別会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第 9 議案第60号 平成29年度長和町観光施設事業特別会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第10 議案第61号 平成29年度長和町和田財産区特別会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第11 議案第62号 平成29年度長和町上水道事業会計決算の認定について

(町長提出)

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第7 議案第58号から、日程第11 議案第62号までを一括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

宮沢総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（宮沢清治君） 総務経済常任委員会は、平成30年9月12日、全委員出席のもと、今定例会に提出され、委員会付託となりました案件について、審査を行いました。議長の指示に従い、順次、結果を御報告いたします。

議案第58号 平成29年度長和町特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について、担当者から説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で、認定すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

未納者への収納対策についての問いに、下水道は公債権で時効が5年となる。税務係などと連携し、収納に努めたい。税金関係も公債権なので、税務と協力して進めていくとの答弁。

固定資産台帳の保管先及び内容はどのようなものになったのかの問いに、納品された電子データを30年度に企業会計システムにコンバートし、システムで管理をしていく。内容は、取得価格及び現在帳簿価格を回答するとの答弁。

要望といたしまして、時効までに5年と長期間猶予があるので、腰を据えて対応をしていたきたいとのことであります。

議案第59号 平成29年度長和町簡易排水施設特別会計決算の認定について、担当者から説明の後、質疑・討論なく、採決の結果、全員賛成で、認定すべきものと決定いたしました。

議案第60号 平成29年度長和町観光施設事業特別会計決算の認定について、担当者から説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で、認定すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

別荘料金の滞納整理の対応はどうなっているのかの問いに、別荘という性格上、滞納者も全国にわたるため、通知、電話等での対応が主になる。別荘係が管理センターに常駐することになり、管理人との情報交換や窓口に来た際の対応などができるようになった。いずれにしても、固定資産税等もあるので、税務係との連携はさらに進めていきたい。別荘料金は、管理委託契約と土地の賃貸借契約の契約行為に基づく料金なので、滞納に伴う契約解除など、司法書士や弁護士の指導もいただきながら、これに当たっていききたいとの答弁。

災害時等の倒木処理費用の考え方はの問いに、区画内の立ち木はオーナー様の所有物という原則に基づいて対応している。昨年の災害についても、管理センターでは加害者と被害者の間の入って、倒木の処理や建物修繕の仲介をさせていただいた。決算書にある倒木処理費用は、インフラや財産区等の倒木処理費用であり、これについても以外面積に応じた費用を負担していただいたとの答弁。

管理人を募集しているが、業務内容及び勤務形態はの問いに、今回の募集は、管理センターの管理人が1名退職することに伴う補充である。業務は、管理センターの窓口業務と契約更新及び登記事務になる。勤務形態は、2週間で3日休みの勤務形態でお願いしているとの答弁。

昨年から財産区との勉強会を行っているとのことだが、町営別荘地の経営がこれだけキビ区なっている中で、財産区の皆さんにもこの状況を理解していただいて、地代の支払いの減額などをお願いしていくべきではの問いに、7月に設立した経営委員会がまさにこれらの件と検討していくことになる。そのために専門家の参画やオブザーバーの方もお願いしていくつもりであります。開発委員会を経営委員会に昇華させた経過も踏まえ、課題の解決に向け、財産区の皆さんも交えて、しっかり議論していきたいとの答弁。

議案第61号 平成29年度長和町和田財産区特別会計決算の認定について、担当者から説明の後、質疑・討論なく、採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

議案第62号 平成29年度長和町上水道事業会計決算の認定について、担当者から説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

未納者への収納対策についての問いに、民間の徴収会社への委託について研究している。給水停止については、要綱の整備を行った上で、来年度より実施していきたいとの答弁。

料金改定についての問いに、広報7月号でお知らせした内容は、1回目の改正内容のみで約13%の上昇となる。なお、現在の試算では39年度に3,000万円の赤字になり、これを回避するには40%引き上げる必要がある。2回目以降の改定については、経営努力し、再度のシミュレーションを行った上で審議会に諮っていきたいとの答弁。

要望といたしまして、料金改定については、目先の赤字にとらわれず、長期的な視点を踏まえた内容で住民に説明してもらいたいとのことでもあります。

報告は以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、委員長の報告を終わります。

次に、日程第7 議案第58号 平成29年度長和町特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長報告のとおり認定することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第59号 平成29年度長和町簡易排水施設特別会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長報告のとおり認定することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第59号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第9 議案第60号 平成29年度長和町観光施設事業特別会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 討論を終わります。

これより、議案第60号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、認定です。委員長報告のとおり認定することに、賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(田村孝浩君) 全員賛成。議案60号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第10 議案第61号 平成29年度長和町和田財産区特別会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 討論を終わります。

これより、議案第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長報告のとおり認定することに、賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(田村孝浩君) 全員賛成。議案第61号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第11 議案第62号 平成29年度長和町上水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 討論を終わります。

これより、議案第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長報告のとおり認定することに、賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(田村孝浩君) 全員賛成。議案第62号は委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第12 議案第63号 長和町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

◎日程第13 議案第64号 長和町農業委員会の委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

◎日程第14 議案第65号 長和町農地利用最適化推進委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第12 議案第63号から、日程第14 議案第65号を一括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長報告を求めます。

宮沢総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（宮沢清治君） 報告いたします。

議案第63号 長和町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、担当者から説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で、可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

第1条の条文で、削除の部分が改訂されているが、どういった意味かの問いに、国に準じた改正となる。削除を全てをなくすような意味合いであるが、なくしてしまうのではなく、利用を停止することに改正したとの答弁。

議案第64号 長和町農業委員会の委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について、担当者から説明の後、質疑・討論なく、採決の結果、全員賛成で、可決すべきものと決定いたしました。

議案第65号 長和町農地利用最適化推進委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について、担当者から説明の後、質疑・討論なく、採決の結果、全員賛成で、可決すべきものと決定いたしました。

報告は以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、委員長報告が終わりました。

まず、日程第12 議案第63号 長和町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第63号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13 議案第64号 長和町農業委員会の委員の定数条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第64号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。

次に、日程第14 議案第65号 長和町農地利用最適化推進委員の定数条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第60号 平成30年度長和町一般会計補正予算（第2号）について

(町長提出)

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第15 議案第66号 平成30年度長和町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告の報告を求めます。

まず、総務経済常任委員会に付託された総務課、企画財政課、情報広報課、建設水道課、産

業振興課、議会事務局の所管する補正予算について、委員長の報告を求めます。

宮沢総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（宮沢清治君） 報告を申し上げます。

議案第66号 平成30年度長和町一般会計補正予算（第2号）について、総務課、企画財政課、議会事務局、情報広報課、建設水道課、産業振興課の所管する補正予算について、審査結果を御報告いたします。

担当課説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で、可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

初めに、総務課より御報告申し上げます。

総務係。

人件費の補正で、人事異動によるとのことですが、わかりやすく説明をとの問いに、税務係については、人事異動により個々の給与に差があるためであり、総務職員人件費についても、人事異動に伴い、再任用制度による情報広報課専門官と、空席となっていたまちづくり政策係長の2名分を増額補正するものであるとの答弁。

和田支所係。

和田支所の改修事業において、当初予算では約3,300万円の計上があり、今回の補正で330万円の増額補正であるが、工事の全体像が見えないが、どのようなものかの問いに、今回一括に発注をすることにより、予算の組み替えをお願いするものであり、エレベーターの改修の部分が増額となったとの答弁。

エレベーターの修繕工事の増額はこういったことかの問いに、当初、見積もりを請求した業者が、今年度施工できないとのことから、別の業者に改めて見積もりを依頼したとの答弁。

当初の見積もり業者は、契約違反にならないのかの問いに、当初の業者については、30年度当初予算を作成するために見積もりを請求したもので、契約が締結されたものではないとの答弁。

防火器具点検の増額とあるが、診療所ができたことによるものかの問いに、そのとおりであるとの答弁。

操作盤については、支所事務室に設置されているのかの問いに、支所執務室に設置されているとの答弁。

次に、企画財政課について御報告いたします。

財政係。

町債について、公共事業債から過疎対策事業債への予算の組み替えであるが、どのように有利であるのか。また、それは当初予算作成時に把握できていなかったのかの問いに、起債の償還については、それぞれ普通交付税への算入率、事業費の全体額に対する充当率が違うが、そ

れが過疎対策事業債のほうが有利であるため組み替えた。

当初予算作成時、縣市町村課と相談し、社会資本総合整備事業の補助事業に対応できる起債が公共事業債であるということで予算化したが、過疎対策事業債も対応できることが判明したため組み替えたとの答弁。

管財係。

旭ヶ丘公営住宅の騒音問題はどうなったかの問いに、現地確認したところ、屋根にバスケットゴールを設置してある住宅があったので、入居者に撤去してもらったとのこと。

旭ヶ丘の防音対策は行わないのかの問いに、すぐに対応するのは難しいので、入居時に防音状況などを説明し、理解を得る必要がある。また、長寿命化計画に基づき建てかえも今後検討していくとの答弁。

次に、情報広報課について御報告いたします。

情報広報係。

補正予算書中の委託料について、なぜこのような補正が発生するのかをもう少し詳しく説明してほしいの問いに、施工管理業者に係る委託については、今回の光化促進事業には非常に専門的な知識が必要であることと、工事の施工管理、打ち合わせ等に必要な費用が50万円、機器の変更や右旋・左旋といった申請にかかわる業務が非常に難しいため、申請業務を委託する費用が50万円となっている。ケーブルテレビ業務委託料については、当初1,300万円の計上を行っていたが、昨年度の実績ベースで1,400万円であり、消費税分の100万円ほどを落としていたため、その部分の補正となっているとの答弁。

職員人件費の補正が計上されているが、現在、情報広報課は、正規職員・臨時職員・情報館職員で何名の体制で行っているのか。また、今回の補正はどの部分に当たるのかの問いに、現在、情報広報課は正規職員4名と再任用職員1名の5名の体制となっている。補正については、ケーブルテレビ放送職員人件費は職員の異動によるもので、ケーブルテレビ放送事業の補正は、昨年度末で退職した臨時職員1名の減によるものである。

情報館の職員は、ケーブルテレビ業務委託料として、今回の補正を含めて1,400万円で長和町振興公社に委託しており、振興公社から2名入っている。したがって、情報館に町の職員は現在常駐していないとの答弁。

次に、水道建設課について御報告いたします。

建設耕地係。

ウォルナット前の土地には青線があったと思うが、現在は埋められている。公図に青線は残っているのかの問いに、青線は公図に残っているとの答弁。

青線が埋められたのはいつごろの話か。埋め立ては役場で許可したのかの問いに、恐らく昭和50年代のドライブインがあったころの話かと思うので、役場で許可したかどうかは不明であるとの答弁。

財源は国や県からの補助があるのかの問いに、被災状況を確認し県と協議したが、補助申請することができる被災箇所はなかった。町単独費用での予算計上であるとの答弁。

補助申請することができる条件は何かの問いに、時間雨量が20ミリ以上、24時間雨量が80ミリ以上であることや、1カ所の復旧費用が40万円以上であること等が災害復旧事業の対象となるとの答弁。

町に採石場が幾つかあるが、採石場があることによって土砂災害が発生するのではないか心配である。各採石場の土砂災害への対策の有無について把握しているのかの問いに、採石場は採石法による許可申請手続きが必要で、上田建設事務所に申請するものである。一度許可してもらっても更新が必要で、更新時に採石場が適正に管理されているかを確認し、建設事務所が窓口となり、関係機関と定期的に見直しを行っているとの答弁。

大出に水が出て、他の畦畔が崩落した。採石場が原因と思わないが、採石場を管理している会社に注意喚起をお願いしたいがの問いに、大出の他の畦畔崩落については、採石場と直接関係はないと考えている。採石場については状況を確認しながら、必要であれば適正な指導を行っていきたいとの答弁。

今回計上した予讃は既に執行済みなのか。和田で土砂災害の恐れがあることに実地調査が行われ、説明会があるという回覧を見たが、具体的にどういうことなのかの問いに、委託料、使用料、工事請負費の予算は執行済みとなっている。実地調査の説明会については、情報が来ていない。県の林務の部署が所管ではないかと思われるとの答弁。

国道152号の小茂谷付近で道路のり面の崩落等について、県の復旧計画はどうなっているのかの問いに、9月7日に信号を外し、通行可能になっている。復旧は国の査定を受けてからになるとの答弁。

要望といたしまして2つございます。

青線が埋められるときに申請が出ていたかをよく調査し、後々トラブルにならないようにしてもらいたい。

2つ目、町内の道路側溝について、地元からの要望がなくても、危険な箇所から順次工事をしていただきたいとの。

次に、産業振興課について御報告いたします。

林務係。

新海神社風倒木被害だが、境内の中の樹木は林務係の管轄かの問いに、町の保存樹木に指定されているため、要綱に基づいて補助をする予定があるとの答弁。

どこの神社にもそのような樹木があると思うが、対象外はあるのかの問いに、あくまでも保存樹木のみであり、それ以外の倒木に関して補助はしないとの答弁。

新海神社の保存樹木はいつ指定されたのかの問いに、平成20年から指定されているとの答弁。

一部補助なのか、全額補助なのかの問いに、補助要綱は全額補助であるとの答弁。
農政係。

環境保全型農業直接支払い事業について、いつごろから制度があるのかの問いに、平成23年度に創設された。平成30年度より、長野県において、そばが対象作物となっているの答弁。

和田ステーション横のあずまやの利用頻度はどの程度かの問いに、昨年まではほとんど利用がなかったが、今年度、和田宿ステーションのほうから、有効に活用したいとの要望があったため、修繕する。

なお、総務課税務係、議会事務局議会係及び企画財政課まちづくり政策係、産業振興課商工観光係にかかわる事項については、質疑応答がありませんでした。

以上、報告です。終わります。

○議長（田村孝浩君） 次に、社会文教常任委員会に付託された町民福祉課、こども健康推進課、教育課の所管する補正予算について委員長の報告を求めます。

森田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（森田公明君） 議案第66号 平成30年度長和町一般会計補正予算（第2号）についてのうち、町民福祉課、こども健康推進課、教育課の所管する総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、教育費及び関係歳入について、審査を行った結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で、可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

まず、町民福祉課にかかわる事項です。

生活環境係。

委員より、EV充電器の電気料金が増加した要因は何か。また、来年度以降もふえる見込みかの問いに、電気使用量が前年比で約6割増加していることから、充電器の利用者数がふえていることが要因であると考えている。電気自動車については、国が推進する地球温暖化防止施策の一環としての位置づけもあり、町としても充電器のインフラ整備を行っていることから、利用者数の増加を期待しているところであるとの回答でした。

委員より、太陽光発電システム設置に関する補助申請が増加している要因はの問いに、住宅の建築棟数が増加しているかは定かではないが、新築住宅へ設置される方が多いことが増加となった要因と推測される。なお、立岩地籍の分譲地が販売となったことから、今後も申請が増加することが予測されるとの回答でした。

なお、福祉係、窓口係、高齢者支援係、福祉企業センター係にかかわる事項への質疑はありませんでした。

次に、子ども・健康推進課にかかわる事項です。

子育て支援係・保育園係。

委員より、和田保育園の排煙窓の修繕とあるが、煙の出る原因は何が考えられるかの問いに、火災が考えられる。排煙用の窓は、通常の窓の上についており、火災の際に煙を植えに誘導して逃がすためのものであるとの回答でした。

健康づくり係。

委員より、近年、歯の健康が重要視されているが、歯科検診を健康診断と一緒に実施することは可能かの問いに、30歳から70歳まで5歳刻みで対象の方に歯周疾患検診を実施しているとの回答でした。

委員より、歯周疾患検診の受診率は何%かの問いに、町内の医療機関とのみ契約しており、受診率はかなり低い。歯科はかかりつけ医を持っている方が多く、町内の医療機関だけで受診率を上げることは難しいとの回答でした。

委員より、予算を確保し、歯科検診を受けることが大切だというキャンペーン等を行ってほしいとの問いに、検討していきたいとのことでした。

次に、教育課にかかわる事項です。

学校教育係。

タイムカードの管理責任者は誰かの問いに、学校長であるとの回答でした。

委員より、小学校でのタブレットの購入について、タブレットは全員に行きわたるのか、それとも試験的な導入かの問いに、今回の購入は特別支援教室用である。タブレットの購入については、今後、台数等検討していかなければならないと考えるとの回答でした。

委員より、学校教育へのタブレット導入について、長野県の先進的な事例はの問いに、先進的な事例では喬木村がある。タブレットを通して出題したり、回答を一括把握している授業を視察しているとの回答でした。

委員より、和田小は児童が少なくなってきたおり、ICTを活用して長門小と連携した授業をする研究を進めてほしいとの要望が出されました。

社会教育係。

委員より、小茂ヶ谷公民館の建築費用はおよそどのくらいかの問いに、1,200万円で試算しているとの回答でした。

委員より、公民館に太陽光パネル等を設置するなど複合的な利用の仕方を考える余地はあるのかの問いに、地理的な部分も考慮し検討しなければならない。地元と打ち合わせをしながら進めたいとの回答でした。

委員より、既存の公民館の耐震化率はどのくらいかの問いに、建築年数からすると、耐震化がなっているのは最近建てた建物のみであると思うとの回答でした。

委員より、既存の公民館は、建てかえ・修繕の方向とのことであるが、町の公民館の数についてはどう考えているかの問いに、現段階では、減らす・ふやすということは考えていない。

しかし、他の公共施設を利用するから要らないという地区もあり、既存の建物の修理・建てかえの段階で住民の皆さんと協議したいと考えている。また、町には公共施設管理計画があるので、具体的に実施していく際に協議が必要になると思うとの回答でした。

委員より、町民大学の明治大学キャンパスツアーと、社会連携交流事業の1日大学生は別のものかの問いに、別の事業であるとの回答でした。

委員より、中学生の1日大学生について、毎年参加してもいいのか。また、武石地区の生徒の扱いはどうなっているのかの問いに、中学1年生から3年生までを対象にしており、毎年参加しても問題はない。武石地区の生徒についても長和町と同じ扱いで参加していただいと回答でした。

委員より、62名の参加があるが、使用したバスの数はとの問いに、2台であるとの回答でした。

なお、人権男女共同参画係、文化財係にかかわる事項への質疑はありませんでした。

議案第66号についての報告は以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第67号 平成30年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について

（町長提出）

◎日程第17 議案第68号 平成30年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

（町長提出）

◎日程第18 議案第69号 平成30年度長和町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

（町長提出）

◎日程第19 議案第70号 平成30年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第16 議案第67号から、日程第19 議案第70号を一括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長報告を求めます。

森田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（森田公明君） 議案第67号 平成30年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、特段質疑・討論なく、採決の結果、全員賛成で、可決すべきものと決定いたしました。

議案第68号 平成30年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、特段質疑・討論なく、採決の結果、全員賛成で、可決すべきものと決定いたしました。

議案第69号 平成30年度長和町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、特段質疑・討論なく、採決の結果、全員賛成で、可決すべきものと決定をいたしました。

議案第70号 平成30年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、特段質疑・討論なく、採決の結果、全員賛成で、可決すべきものと決定をいたしました。

報告は以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、委員長報告を終わります。

次に、日程第16 議案第67号 平成30年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長報告のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17 議案第68号 平成30年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第68号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長報告のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18 議案第69号 平成30年度長和町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第69号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長の報告のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19 議案第70号 平成30年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第70号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第71号 平成30年度長和町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

（町長提出）

◎日程第21 議案第72号 平成30年度長和町簡易排水施設特別会計補正予算（第1号）について

（町長提出）

◎日程第22 議案第73号 平成30年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第1号）について

（町長提出）

◎日程第23 議案第74号 平成30年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第1号）について

（町長提出）

◎日程第24 議案第75号 平成30年度長和町上水道事業会計補正予算（第1号）について

（町長提出）

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第20 議案第71号から日程第24 議案第75号を一括して議題とし、審議に付します。

本案委に対する委員長の報告を求めます。

宮沢総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（宮沢清治君） 御報告いたします。

議案第71号 平成30年度長和町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、担当者から説明の後、質疑・討論なく、採決の結果、全員賛成で、可決すべきものと決定いたしました。

議案第72号 平成30年度長和町簡易排水施設特別会計補正予算（第1号）について、担当者からの説明の後、質疑・討論なく、採決の結果、全員賛成で、可決すべきものと決定いたしました。

議案第73号 平成30年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第1号）について、担当者からの説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で、可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

別荘区画内の道路は町道認定されているのかの問いに、この件については、管理費問題の説明会でも話題となった部分である。別荘地区内の道路についても町道に認定されている路線もあるので、災害等での破損については、町費での災害復旧を行っている。また、平成29年度

からは、町道の補修工事予算のうち200万円を別荘地内の道路の補修に充てるということで、道路補修を行っている。それ以外の通常の路面の穴の補修や、水切りなどの修繕は、管理人やシルバー人材センターが管理業務として行っている。開発から40年が経過し、インフラの老朽化はかなり進んでいるため、今後の大規模改修においては、地主である財産区さんとも協議しながら進めていかなければならないとの答弁。

議案第74号 平成30年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第1号）について、担当者から説明の後、質疑・討論なく、採決の結果、全員賛成で、可決すべきものと決定いたしました。

議案第75号 平成30年度長和町上水道事業会計補正予算（第1号）について、担当者から説明の後、質疑・討論なく、採決の結果、全員賛成で、可決すべきものと決定いたしました。報告は以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、委員長報告を終わります。

次に、日程第20 議案第71号 平成30年度長和町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長報告のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21 議案第72号 平成30年度長和町簡易排水施設特別会計補正予算（第1号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第72号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 2 2 議案第 7 3 号 平成 3 0 年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第 1 号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第 7 3 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第 7 3 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 2 3 議案第 7 4 号 平成 3 0 年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第 1 号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第 7 3 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第 7 4 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 2 4 議案第 7 5 号 平成 3 0 年度長和町上水道事業会計補正予算（第 1 号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終了します。

これより、議案第 7 5 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第 7 5 号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第76号 長和町過疎地域自立促進計画の変更について

(町長提出)

○議長(田村孝浩君) 日程第25 議案第76号 長和町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とし、審議に付します。

本案につきましては、開会日に担当課長より説明がございましたので、説明を省略し、これより質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 質疑なしと認め、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 討論を終わります。

これより、議案第76号を採決いたします。

議案第76号を原案のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(田村孝浩君) 全員賛成。議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎日程第1 議案第77号 平成30年度社会資本整備総合交付金事業(防災・安全交付金)大内橋橋梁補修工事請負契約の締結について

(町長提出)

◎日程第2 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(町長提出)

○議長(田村孝浩君) ここで、お諮りいたします。お手元に配付のとおり、町長より、議員から追加案件が提出されております。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと存じます。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程第1 議案第77号 平成30年度社会資本整備総合交付金事業(防災・安全交付金)大内橋橋梁補修工事請負契約の締結についてから日程第2 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでを一括して上程いたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長(羽田健一郎君) 本議会に追加議案として提案させていただきました契約議決案1件と人事案件1件について御説明を申し上げます。

まず、議案第 77 号 平成 30 年度社会資本整備総合交付金事業（防災・安全交付金）大内橋橋梁補修工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

古町大内橋の老朽化対策として、予防・保全的な維持管理を行うことで、長寿命化を図り、交通の安全性と信頼性を将来にわたり確保するための事業であります。

財源といたしましては、国土交通省の補助金と過疎債を充当するものであります。

本契約の締結につきましては、条例により議会の議決を要する案件となるため、今議会に提案をさせていただいたものであります。

続きまして、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。市町村の人権擁護委員は、人権擁護委員法第 6 条に基づきまして、法務大臣が委嘱することと定められております。また、同条第 3 項におきまして、市町村長は人権擁護委員の候補者の推薦に当たり、議会の意見を聞くこととされております。

ことしの 12 月 31 日をもって 3 年間の任期を満了する 1 名の人権擁護委員について、その後任となる候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものでございます。

以上、追加議案として提案させていただきました議案につきまして概要を説明させていただきましたが、詳細につきましては、御審議の際、担当課長より説明を申し上げますので、原案を御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（田村孝浩君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま追加した議案は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議をし、即決したいと存じます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 異議なしと認め、追加した議案は本日即決することに決定をいたしました。

日程第 1 議案第 77 号 平成 30 年度社会資本整備総合交付金事業（防災・安全交付金）大内橋橋梁補修工事請負契約の締結についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

金山企画財政課長。

○企画財政課長（金山睦夫君） それでは、議案書の 1—1 ページをお願いいたします。

議案第 77 号 平成 30 年度社会資本整備総合交付金事業（防災・安全交付金）大内橋橋梁補修工事請負契約の締結についてであります。

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付するべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、冒頭申し上げました工事請負契約の締結でございます。

契約の金額は、8,067 万 6,000 円。

契約の相手、長和町長久保 424—1、株式会社安田組代表取締役安田朝子。

契約の方法は、指名競争入札となっております。

1—2ページの契約書の写しをごらんください。1—2、1—3ページでございますが、この9月10日に仮契約を行いまして、工事の工期につきましては、来年の3月29日までとなっております。

それから、1—4に入札の経過調書をつけてございます。9月6日に入札を行い、記載のとおり経過で株式会社安田組に落札したものでございます。

落札率については99.88%となります。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

次に、本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

柳澤議員。

○7番（柳澤貞司君） 指名競争入札の結果ですが、当町には指名競争入札、これは4社ですが、ほかは、これだけの金額が金額ですから、該当しないのか、それとも、ちょっと理由をお答え願いたい。

○議長（田村孝浩君） 金山企画財政課長。

○企画財政課長（金山睦夫君） 業者選定につきましては、業者選定委員会で、業者選定の基準に基づきまして、この4社を指名したものでございます。

○議長（田村孝浩君） 柳澤議員。

○7番（柳澤貞司君） ですから、その内容、金額が金額ですから、ほかの業者さんにはこの工事は無理だという内容でいいですか。

○議長（田村孝浩君） 高見沢副町長。

○副町長（高見沢高明君） それでは、選定委員会の委員長を務める私のほうから御説明申し上げます。

橋梁工事につきましては特殊な工事というようなことで、先ほど企画財政課長のほうから説明がありました町の選定基準に基づいて行ったわけですが、この金額に対するものについては、ある一定の金額を超えるのが一つ対象ということと、それから、橋梁の場合につきましては、その選定の中の土木一式という工事の内容、それとあと、トビ・土工コンクリート、そういうような資格を長野県の経営審査のほうへ提出して認めてもらってある業者のみというような形で選定をしていますので、冒頭申し上げたとおり、この4社で指名ということでございます。

○議長（田村孝浩君） 柳澤議員。

○7番（柳澤貞司君） もう1点、補助率についてお尋ねします。

○議長（田村孝浩君） 長井建設水道課長。

○建設水道課長（長井 剛君） ただいま手元に正確な資料がないものですから、記憶の中ですが、社会資本整備総合交付金事業で5割の補助、それから、残りについては起債でと

いうことであつたというふうに記憶しております。

○議長（田村孝浩君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、議案第77号を採決いたします。議案第77号を原案のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第77号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時17分

再 開 午前11時23分

○議長（田村孝浩君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、第2 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） それでは、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてところをお願いいたします。

追加議案書の2ページをお願いいたします。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるということで、よろしくをお願いいたします。

氏名につきましては、藤森京子さんであります。

生年月日及び住所につきましては、議案書に記載のとおりでございますので、よろしく願いします。

○議長（田村孝浩君） 本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、日程第2を採決いたします。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これを適任とすることに賛成議員の

挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。日程第2 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任とすることに決定をいたしました。

◎日程第3 発議第4号 長和町議会基本条例の制定について

(議員提出)

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第3 発議第4号 長和町議会基本条例の制定についてを上程いたします。

上程された議案について、羽田公夫議員より提案理由の説明を求めます。

羽田公夫議員。

○9番（羽田公夫君） 発議第4 長和町議会基本条例の制定についてを御説明いたします。

お手元追加議案3ページの1からとなります。

議会基本条例につきましては、昨年2月に議会改革検討特別委員会で本格的に検討を初めることとしました。

議会改革の先進地と言われる自治体の条例を比較検討するなど、長和町に合った条例の研究を進め、4月には小委員会を立ち上げ、素案を作成、それを特別委員会で検討するということを繰り返し行ってまいりました。

途中、議員の改選もございましたが、途切れることなく検討を重ね、ことし5月に解説書つき原案を作成し、議会だより、ホームページ上で意見公募を行い、その意見を反映させたものを最終的な原案として、議会改革検討特別委員会で決定し、ここに提出するものでございます。

議会基本条例は、議会の基本理念を示したもので、議会運営の最高機関であります。

内容につきましては、議員全員で検討してきたものですので、説明を省きますが、長和町議会の今後の土俵となるような制定をお願いするものであります。

施行期日につきましては、平成30年10月1日の施行ということでお願いをしたいと思います。

以上でございます。御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第3 発議第4号 長和町議会基本条例の制定についてを議題とし、審議に付します。
本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより、発議第4号を採決いたします。

発議第4号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（田村孝浩君） 以上で、本9月定例会に提出されました案件は全て終了いたしました。

したがって、平成30年9月長和町議会第3回定例会を閉会といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田村孝浩君） 異議なしと認め、平成30年9月長和町議会第3回定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉

会

午前11時28分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長

長和町議会議員

長和町議会議員